

14.5-17イ



1200501211375

哈爾濱大洋票流通史

滿鐵調查資料 第九十編

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調查課



始



凡 例

- 一、本稿は哈爾濱大洋票に關連して起つた過去及現在の現象を詳述するに努めた、物足りない箇所も随分多い、若し假すに時日を以てするならば、より以上の資料を入手し得られぬことはあるまいが何れ不備の點に就いては他日當課發行調査時報上に於て補ふ心算である、なほ本稿の末尾に結論として滿洲の通貨大觀と題して多少の紙面を割く豫定であつたが最近當課より發刊された「滿洲に於ける通貨及金融の概要」は當分の須要の部分を充し得るものと思ひし第二章第五節を以て稿を畢ることとした。
- 一、本文中哈大洋相場は特記せざる限り對金票相場である。
- 一、本稿を草するに當り多大の援助を賜りし哈爾濱事務所勸業係に謝意を表す。
- 一、擔當者 南郷龍音

昭和三年十二月二十二日



庶務部調査課

14-517

哈爾濱大洋票流通史

目次

第一章	勢力扶殖時代の哈大洋	一
第一節	露貨の低落と中國交通兩行の國幣券發行	一
第二節	東三省銀行の出現	五
第三節	在哈外國銀行の銀券發行と支那官憲の對策	九
第四節	廣信公司の大洋票發行	一二
第五節	中國交通兩行兌換問題の哈大洋に及ぼせる影響	一五
第六節	現銀境外搬出禁止令に伴ふ哈大洋の不換紙幣化	二〇
第七節	東三省銀行の更生	三二
第八節	邊業銀行の東三省進出と張郭戰前後の哈大洋事情	三七
第二章	危機に臨める哈大洋	四三
第一節	銀價の崩落に基因する哈大洋の慘落	四三
第二節	支那官憲の幣價維持策	四八

目次

第三節 民國十六年初頭に於ける哈大洋問題を繞る日支間の繋争……………五九

第四節 哈大洋再度の低落……………八〇

第三章 哈大洋の需給關係……………一〇四

第一節 濱江貨幣交易所……………一〇四

第二節 特産取引と哈大洋……………一〇九

第三節 哈大洋の爲替市場に於ける勢力……………一一三

第四節 哈大洋と東支鐵道……………一二〇

第五節 哈大洋の種類及發行高……………一二三

附 録……………一二七

其一 東三省銀行關係訓令……………一二七

其二 濱江道尹公署銀行公司監理規則……………一三〇

其三 交易所定期取引禁止に關する指令……………一三三

其四 黑龍江官帖定期取引並に相場制限解除に關する訓令……………一三五

其五 廣信公司紙幣發行に關する訓令……………一三七

其六 哈大洋市價維持辦法……………一三八

其七 哈爾濱大連向電信爲替相場……………

其八 哈爾濱天津向電信爲替相場……………

其九 哈爾濱上海向電信爲替相場……………

哈爾濱大洋票流通史

第一章 勢力扶植時代の哈大洋

第一節 露貨の低落と中國交通兩行の國幣券發行

歐洲大戰は人類史上に一大悲劇を印して其幕を閉じた。戰中より戰後に亘り通貨の對内及對外價值動搖のために各國に演出されたる深酷悲壯なる場面は一つにして足りない。今や過去の物語となつたけれども露西亞の留獨逸の馬克は爲替慘落史上に於ける雄なるものであらう。茲に述べんとする哈爾濱大洋票の出現も大戰が誘導せる露貨留の慘落に其端を發して居る。

露國が北滿洲經營の基幹をなす東支鐵道の本據を松花江と呼蘭河との合流地點に近き現在の哈爾濱に建設するに及んで政治上竝に經濟上に於ける露人の不斷の努力は、北滿地方に於ける各種の商取引をして漸次留本位となすに至らしめ東支鐵道を背景とする露貨の潛勢力は半平として抜く可からざる根底を築くに至つた。然るに民國三年（一九一四年）露國が大戰の渦中に投ずるに及んで露西亞帝國銀行は其發行紙幣の兌換停止を宣布し露貨低落の端茲に發し殊に民國六年露國に革命勃發してより紙幣相場は逐日驚異的低落を續け、これを受入れつゝある東支鐵道は其蒙むる損失の甚大なるに鑑み、これが救濟策として數次運賃を引上げ民國七年六月一日以降基本貨率の十倍乃至十五倍の値上を斷行したのである。爾來露貨の低落依然として止まず同一價格を以て各種紙幣を受入れつゝある東支鐵道は價値の最も低落せる民

國八年四月西比利臨時政府の發行に係る西比利札を多分に抱込み従つて實際収入は大激減を來すの結果を招致し運賃引上げの止むなきに至れるが一方西比利札によつて給料の支拂を受けつゝある鐵道従業員も生活上に多大の脅威を感じ同年八月同盟罷工を敢行して給料の増額並に西比利札にて給料を支給せざることを二點を要求した。斯くて東支鐵道は鐵道工夫に對する六月分と従業員に對する七月分の給料をロマノフ紙幣を以て支拂ひ同盟罷工を終熄せしめたが同時に今回に限りと云ふ條件付きで翌月分給料支拂の爲めにロマノフ紙幣が得られない場合には墨銀を之に充當する事と定め、當該墨銀は東支鐵道廳に保管せられ支拂は一定の率を以て西比利札を墨銀に換算して充當すべき旨の保證を附せられたのであつた。而も爾後従業員に支拂はるべきロマノフ紙幣の入手は極めて困難なる状態に置かれしかば墨銀の地位は漸く重視さるゝに至り從來金本位を以て律せられし北滿市場はこゝに銀本位と變じ金融經濟界は一大變調を誘致せられんとするの形勢となつた。

これより先き哈爾濱地方に於ては露貨の暴落に乗じ本邦金券の普及日を追ふて旺となり、民國六年六月朝鮮銀行の哈爾濱支店開設は金券の普通に一時機を畫し、更に帝國の西比利出兵は直接間接に金券の普及に關與するところ大で露貨の暴落と本邦金券に邀撃せられたる支那側も茲に至り漸く覺醒し來り、其結果哈爾濱に於て始めて貨幣本位改革の議を生ずるに至つた。即ち支那側地方官廳並に中國交通の兩行は北滿地方に國幣券を流通せしむべき時機到來せりと思惟し民國八年五月十三日濱江道尹傅彥氏より中國交通兩行、錢糧兩信託公司及道裏道外兩商會を召集し哈爾濱に於て金融整理會議を開き國幣流通辦法とし(1)中國交通兩銀行より國幣券を發行す(2)天津及上海向銀兩爲替取組に應ずるも當地にては兌換せず(3)兩行は補助貨を發行し十角を以て一元とす(4)外國人の所有財産を買収する場合に限り適宜不動産貸出をなす(5)錢糧兩信託は國幣券の賣買を引受く(6)錢糧兩信託は取引保證金として國幣券を中國交通兩行に預託すと云ふ六箇條

を決議するところがあつた。

この決議に基き交通銀行率先して十元、五元、一元、及二十仙五仙の紙幣を印刷し同紙幣に發行地「哈爾濱」と記入し流通區域を吉黑兩省に限り民國八年十月二十七日以降發行する旨を公示した。中國銀行も翌十一月より十元、五元、一元の大洋券及五十仙、二十仙、五仙の補助券の發行を聲明し斯くて哈爾濱大洋票は北滿市場に流通を開始したのである。なほこれが發行に先ち交通銀行は發行規定として、本紙幣は支那官憲に於て租税の取立に銀貨と同様に受入ること、本紙幣は吉林省及黑龍江省内に於て銀貨と同様に流通するも交通銀行はこれを銀貨に交換せざること、爲替送金の場合本紙幣は銀貨と同様に受入れ爲替料金額は毎日銀行内に揭示すること、送金は支那内地各市同銀行支店所在地に仕向くものを取扱ふこと、本紙幣は郵便爲替及電信爲替とも受入るゝも電信爲替料金は双方協議の上これを定むること、吉林省及黑龍江省内銀行各支店は相互間に本紙幣爲替送金の場合爲替料金は銀貨に對する爲替料より廉價に取扱ふこと、云ふ七箇條を豫告して銀貨に兌換せざる旨を明示し、中國銀行も亦、同行紙幣は上海天津へ爲替送金の場合銀貨と同様に受入れ、吉林省及黑龍江省内の同行紙幣送金は無料とし同行紙幣の通用せざる箇處に送金する場合は銀貨を以て支拂ふこと、並に天津及上海宛同行紙幣爲替料は送金額の一分とし、兩にて送金の場合の爲替料は毎日揭示する料金に依り、他省内中國銀行支店宛送金料は双方協議の上これを定むと發表した。

然し乍ら中國交通兩行國幣券の黑龍江省内流通に關しては同省々長孫烈臣は同年十一月九日附を以て督軍公署に宛て次の如き反對の意思を表明して居る。東三省中國銀行哈爾濱交通銀行より前後して哈爾濱地名の國幣券發行規則の佈告を所屬官廳に命ぜられたしとの書翰を當省長公署に寄せ來れるも元來本件は東支鐵道局が中交兩行より紙幣を借受けて工費に充當せんがために發行を見るに至れるものにして今回兩行の發行する國幣券は吉黑兩省に限り大洋と同様に通用

さるゝも現銀と兌換せず僅に爲替用となし得る規定なり、右は黒龍江省の省情と背致し實行し難く而も小洋票に及ぼす影響頗る大なり、目下本省は三省金融及鐵路工資に關し妥當なる對策を熱心に研究中なり。吉林省長と聯名を以て財政部に電告すると共に中交兩行に對し上項國幣券の發行を當分延期すべき旨回答せり、云々

中交兩行國幣券の省内流通に對する黒龍江省長の直接の反對の理由は同國幣券が完全なる兌換券に非ずして滙兌券なるに存するは右咨文によつて明かに覗はれる。これを一年前の民國七年一月末に佈告された奉天省の滙兌券發行に關する訓令と對照すれば恠に意味深長なるものがある、即ち兩三年來哈大洋の低落は世人の注目を惹くに十分なりとは雖も奉天票の大激落はこれと同日を以て談ずるを得ない。今日兩紙幣の保有する對内對外價値の相違は前者が縱令一時的なりしとは謂へ滙兌券を離れて兌換券の本質に復歸せるに反し後者が一貫して滙兌券の面目を改めざるに基くものなりと考えてよからう。なほ右咨文中には國幣券發行銀行として東三省中國銀行なる名稱を引用して居るが、由來南北滿洲に於ける中國銀行の中心機關はこれを長春に設け東三省分行又は東行とも稱し民國二年四月十日の開業に係り翌三年四月十日東行は更に組織を改め管轄區域を擴大して従來分行たりし奉天營口等の事務所も其下に隸屬せしめた。同行哈爾濱分號も亦長春東三省分行の管轄下に屬し略名を濱號とも稱し民國三年七月三日の開業に係る。其後民國八年七月に至り東行は管轄區域廣大にして行務多端なるを理由とし奉天分號を分行に改め奉天省内の各出張所を其管轄下に移した。長春の中國銀行支店が滿洲金融界に重きをなす所以は左の如き緣由に基くものである。

一方中國交通兩銀行は黒龍江省方面の反對ありしにも拘はらず陸續として國幣券を發行し民國九年一月北滿の各海關一律に國幣券を收受するに及んで信用漸く著しく加ふるに哈爾濱中交兩行が紙幣の信用を鞏固にせんがため民國九年三月十日連名を以て、本行が以前發行せる國幣滙兌券は茲に商民の便を圖らんがため三月十日(陰曆正月二十日)より哈爾

濱に於て無制限兌換に應ず特此に廣告す、と無制限兌換の方針を聲明してより後は紙幣の基礎確立し流通益々廣く露支商民共に喜んでこれを行使用するに至り黒龍江省當局の反對意圖も有名無實と化した。なほ既述の如く中交兩行は東支鐵道に對し國幣券を以て貸付をなせるが東支側は右借入金償返するまでは其受入るゝ現大洋及國幣券の全額を悉く兩銀行に預金すべきことを契約した。これと前後して支那側は露國勢力の失墜に乗じて自國勢力を東支鐵道内に扶植せんとし同鐵道の救済を口實とし運賃を支那大洋建となすべく壓迫勸説の結果鐵道當局の同意を得てこれが實現を見んとするに至りしが當時東支鐵道は西比利亞に出兵せる聯合國によつて組織せらるゝ特設聯合國委員會の管理下にあり、同鐵道の技術的並に經濟的經營の任に當れる技術部は異議を挿み、これが爲民國九年五月九日より東支鐵道運賃諸拂金は戰前基本金貨留を標準とし貨物運賃に對する支拂の内半額は硬貨即ち露西亞金貨又は支那弗を以てし殘額は當日の換算率に依り紙幣を以て充當すべき旨規定せられ同時に西比利札の受入れも停止されたのである。

東支鐵道の大洋券受入れが國幣券の推行を助長せるは云ふまでもなきことにして大洋券の勢力は遠く北滿の邊境までも浸潤し、黒河方面に於ても亦民國九年一月二十六日、三十餘名の商民相會合し縣公署並に警察廳側の臨場を請ひ國幣券流通の件を協議し、其結果同月二十七日以後は一切の商取引及租稅納付等に際しては貨幣に於ても貨物に於ても共に現大洋を以て本位とすることを決議し此旨を官廳に報告した。

第二節 東三省銀行の出現

哈爾濱の中國交通兩銀行が露貨低落の機會に乗じて國幣券の發行を斷行した頃支那側當局は當時紊亂の極に達して居た東三省の幣制を改革すべく中央銀行を設立せんとしこれに東三省銀行なる名稱を附し民國八年十一月二十日附を以て

奉天財政廳々長王永江總商會々長孫百斛を東三省銀行籌辦委員に任命した。王永江並に孫百斛の兩氏は旨を奉じ資本金小洋二十萬元よりなる官商合辦銀行の設立を計畫し東三省銀行籌辦委員に於て東三省銀行章程三十條並に株式募集章程十四條を起草せるが東三省銀行章程は第十三―十四の兩條に於て紙幣發行に關して規定するところあり。紙幣は三省長官の許可を受けて發行するものにして三省内に於ては無制限に通用すとのみ規定し兌換に關する條項存在せず、東三省當局に於ては中國交通兩行の例に倣ひ滙兌券を發行せんとする意嚮なりしかば財政部は本計畫に對し反對の意志を表明するに至り東三省銀行の設立は一時中止の姿となつた。

右の如く紙幣發行に關する問題のため一時行惱みとなつて居た東三省銀行の設立運動は中國交通兩行の發行紙幣無制限兌換廣告と前後して復活され張之漢等の奔走により事務所を興業銀行内に設け準備を進むると共に一方紙幣發行に關する規定を改訂して兌換大洋券を發行することとし資本金も現大洋八百萬元に減少して新設銀行内容の充實に力むべく前回立案せる章程を廢棄し新に組織大綱十條を起草して九年十月十六日奉天當局に提出した、新章程は第三條に於て本銀行は三省長官の許可を受けたる上政府に通達して大洋券を發行することを得、大洋との兌換を實行し以て幣制の統一を期す」と紙幣發行並に兌換に關して規定して居る、又株金の募集並に拂込に關しては資本八百萬元を前例に倣ひ官有株と民有株とに折半し、官有株は奉天二百萬元、吉林百萬元、黑龍江百萬元の割合にて三省々庫に於て引受け、民有株は張巡閱使の引受額百萬元東三省官銀號奉天興業銀行の引受額各五十萬元合計二百萬元を除く殘餘の二百萬元を東三省各總商會より募集し同年十月より向ふ四箇月以内に拂込を完了すべき規定となつて居る。其他利益金の處分營業報告書作成等の決算事務に關しては第七條及第八條に各場合が明示してある。又株式募集に關する十二條の章程も同行の開業に先づこと九日即ち十月二十日に發表された。

斯くて民國九年十月二十九日東三省銀行の開業式は舉行された。同行本店はこれを哈爾濱傳家甸に置き長春奉天の支店の開業と共に開店し北京、天津、黑河、上海等の支店も前後して業務を開始した。而して組織大綱第三條に依つて發行すべき大洋兌換券は米國に於て印刷を契約する豫定なりしが東三省と米國間の距離は頗る隔り居るを以て相當の日子を要し當面の急に應ずる能はざるため差當り前回財政部印刷局に於て印刷せる滙兌券を過般京津に於て發行せる例に倣ひ「兌換現大洋」なる文字を加印し適宜發行し將來正式兌換券の同行に到着するを俟つて回収することにした。且當時中交兩行は既に哈爾濱市場に於て小額大洋補助券を發行しつゝありしが同行も亦開業當初に於て流通の圓滑を圖るため斯る小額補助券發行の必要を認め財政部印刷局と五角、二角、一角、半角の四種の小額券合計百萬元の印刷を契約した。

開業當初東三省銀行に與へられた大洋兌換券發行限度は三百萬元にして民國九年十二月十日附を以て發せられた吉林省長公署訓令五千八百四十四號はこれを裏書すると共に信用昭著となれる曉には限度を擴張し得る旨を保留して居るが斯る保留ありしたため翌十年四月十二日附吉林省長公署訓令によれば同行督辦張之漢並に總辦陳廷潔の兩名は聯名を以て同行は開業後半歳を経ざるに同行の發行に係る大洋兌換券の信用著しく發行額既に發行限度三百萬元に達しこの額を以てして到底市場の需要に應じ難き状態なるを以て發行限度を擴張されたしと請願に及んで居る。東三省銀行當局の聲明に係る信用昭著の眞偽は別として發行限度擴張の申請は聽許された。而も新發行限度に關しては何等言及するところがなかつた。

新銀行初代の督辦としては張之漢氏が推されたが、なほ營業開始と同時に從來哈爾濱の中交兩行に預託されて居た信託の保證金は東三省銀行に依つて取扱はるゝこととなつた。即ち哈爾濱の信託公司是錢糧の兩者に分れ其保證金は兩者共に百數十萬元に上り中交兩行に預託されて來たものである。而るに奉天當局は東三省銀行の成立を機會に新銀行信用

の維持と商情の連絡に藉口して錢糧兩信託の保證金を新銀行に變更預金すべき旨九年九月三十日附東三省巡閱使名を以て濱江道尹に命ずるところがあつた。

上述の如く奉天當局と新銀行當事者は同行發行紙幣の信用維持のため多大の努力を拂つたのであるが九年十二月二十九日同行總辦として前奉天省長劉尙清氏の任命を見た頃には一般使用者に於て同行紙幣の濫發を慮るゝ結果早くも銀紙の開きを生じ其開き漸次増大するの傾向あるを看取した哈爾濱のハ外國銀行は東三省銀行券約八十萬元を買収して兩替店の手を通じ同行に對し兌換を請求せしめた事實がある。巷間傳ふるところに據れば東三省銀行哈爾濱本店に於ては當初現大洋百六十萬元を準備として大洋票を發行せるものなりと云ふ。されば同行が此事件に遭遇して周章し遂に其行員を更迭せしめたるやの風聞も強ち臆説とのみ一笑し去るを得ざるものゝやうである。抑々東三省銀行の創立は組織大綱第一條に指示さるゝ如く三省金融の基礎を鞏固にするを以て主旨とし三省幣制整理の大抱負の下に畫策されたるものなるも既述の如く紙幣の發行に關連して資本金の減少並に營業範圍の縮少を餘儀なくせられ、爲めに三省紙幣の統一、金融整理等の同行主要使命は創立當時より實現の可能性を失つて居たのである。加ふるに同行の創立を企圖せる本尊は奉天當局にして彼等は北滿地方に於て紙幣を發行することに依つて享くる利益が中交兩行の手に壟斷さるゝを嫉視し一面張作霖が多年抱ける關内進出の野望を達するための經費捻出機關として目論める計畫を幣制統一金融整理の美名を以て蔽はんとせる跡歴然たるものあるを見逃してはならない。

民國十年中東三省銀行當局は總分行組織規定十二條を起草し總管理處を設けて總分行の統轄を計り更に業務股賑の故を以て會辦の職を新に設け之れに梁質堂を任命し劉尙清の後任として陳廷聚總辦に就任し陣容を整へて將來の發展に備へた。翌十一年四月偶々奉天戰開始さるゝや奉天側の敗戦となり京津の地は直隸派の掌中に歸し同行北京支店はこれが

影響を蒙り同年中に撤廢の止むなきに至つた、越えて十二年に至り同行が業務開始當時發行せる紙幣は流通既に久しく券面に汚損を生じ妙からず美觀を殺いで來たのと同行開業當初の聲明を履行するため舊紙幣を回収し米國紙幣會社に依託して印刷せる一元、五元、十元の兌換券を舊曆八月一日を期して流通せしむる旨聲明するところがあつた。十二年度下半年に於ける同行本支店の所得利益は七十三萬元にして哈爾濱本店を除く同行支店は二十二行の多數に上つて居る。

第三節 在哈外國銀行の銀券發行と支那官憲の對策

東支鐵道の運賃金建制度採用に伴ひ民國八年後半期に於て本邦金券は一段の普及を示し東支鐵道沿線を擧げて金券の跋扈に委ねらるゝの状態なりしが翌九年世界的恐慌の襲來は我國の西比利亞撤兵と相俟ちて金券の流通政策に一大頓坐を來し加ふるに大洋票の流通普及を圖らんとする支那側の政策は漸く金券排斥の兆を萌し往年幾多の辛酸苦楚を嘗め漸く確立の畛域に達せんとする我商權の基底は脆くも廢滅に歸せんとするの狀態に立至つた。而も爾來大勢は益々金券の前途に望みを繋ぐ能はず、東支鐵道にありては運賃其他は舊來の金留本位を廢して總て大洋を以てし殆んど銀本位の情勢を馴致したると共に哈爾濱市場及其一圓は大洋票の普及浸々として停止すべからざるの勢ひを示し我金券の衰兆愈々顯著となり邦商の取引上に蒙る不利不便實に言語に絶するものあるより支那側に拮抗して對戦すべく在哈本邦貿易組合は同地正金銀行に對し銀口座の開始を要望するところがあつた。正金銀行に於ても貿易組合の要望を容れ二回に亘り主務省に對し銀口座開始方を稟申せしが指令に接せず、爲めに其開始を見合せつゝありしも九年十一月よりは、大勢如何ともなす能はず遂に保護預りの形式を以て銀取扱を開始せる外同地龍口銀行の如きは其本店に對し屢々銀口座開始の認容を迫り大勢に順應せんとしつゝありしが翌年に至り漸く其筋より正金銀行に對し銀口座開始の指令あり尋で龍口銀行も

本店の認容を得爰に兩行は十年二月二十五日より銀口座の開始を爲すに至つた。仄聞するに正金銀行の銀口座開始が斯くの如き遅延せるは我大藏省側の意嚮と通商局側との意見齟齬したる結果に胚胎するものなりと云ふ。當時の支那紙は哈爾濱市場に於て一千萬圓の金券流通しつゝあれども、金銀比價不同なるため商取引に不便なると且つ銀券發行に依る利益が支那側銀行に獨占するを防止せんがため本邦特産商より正金銀行に對し大洋券の發行を申請し其結果銀口座の開設となれるものなりと報じて居る。

在哈邦商の大洋券發行要望が銀口座開設の直接の動機をなせると否とに論なく支那側の紙幣政策が漸次功を奏し來れることはこの一事を以てするも推し得べく所謂哈大洋の勢力は金券勢力失墜の虚に乗じ愈々増大して行つた。然るに民國十年四月に至るや花旗露亞兩行は突如哈爾濱に於て銀券の發行を企つるに至つた。當時の紙幣發行経緯に就いては十年四月二十八日の支那紙時事新報に次の如く述べられて居る。

道勝花旗の兩銀行は正金銀行の銀口座を開始せるに刺戟されて之に先じて銀券を發行するに至つた。而して道勝銀行の大洋紙幣は既に四月上旬に發行され、其第一回發行額は八十三萬五千元に達せるがこれより先同行は東支鐵道と關係淺からざるものあるより東支各驛に於てこれを收納せんことを交渉するところがあつた。よつて宋督辦はこの旨を交通部に通告せるに交通部は哈爾濱が開市場に非ざるを理由とし外國銀行に銀圓紙幣の發行權無きものと認め東支鐵道に對しこれが受入れを許可せず反つて華商間にこれが通用を禁止すべき旨勸告した。而し乍ら發行不許可に關しては何等適切な規定なきため同行はこの罅に乗じて自由行動をとり發行紙幣を哈爾濱並に沿線の露商に貸與し現大洋同様に通しせしめつゝある。米國の花旗銀行も亦四月二十日に至り公然銀券の發行を開始した、哈爾濱に於ける外國銀行、會社及海關電報郵便各機關に對してはこれが收納につき豫め交渉して其承諾を得たる上發行せるものにして之等機關の一箇月間

に於ける大洋票受入高を算定せば郵政海關の一箇月間の受入高七八十萬元、英米煙草、Standard Oilの受入高約三百萬元にして其他銀行會社等の受入高を加算する時は毎月一千萬元以上に達すべく同行がかゝる關鍵を握り居る以上支那人がこれを用ふるに用ひざるとに論無く其流通を阻止することは蓋し不可能事に屬する。云々

東支鐵道の金融機關たりし道勝銀行即ち露亞銀行が大洋券を發行するに至りたる所以のものは中交兩行發行の紙幣に偽造のもの多く露商秋林洋行の如きは嘗つて一萬七千元の中交偽造紙幣を受取りたる等のことありしを以て中交兩行銀券の代用に充當せんがために企圖されたものにして、既に鐵道管理局技術部の諒解を得たる上宋督辦の承認も有せしものなりと云ふ。然るに支那當局は外國銀行の紙幣發行を以て東三省銀行の勢力範圍を侵蝕し三省の幣政統一に害あるものなりとして抗議を提出し爾來北京政府と外交團との間に交渉中なりしが本件に關する外交團の意見は外國銀行の紙幣發行は條約の規定するところなるにより差支へなしと云ふに一致し結局張巡閱使の抗議は何等の効果なきことになつた。

一方花旗銀行に於てはこれが發行に當り、本邦銀行に受入を要請すると共に支那側各官公衙を始め各機關著名商社其他にも同券の受入れを交渉せること前記支那紙の報する如くである、然るに支那側は外國銀行の紙幣發行を以て不法行為となし、吉林督軍は北京政府の電命なりとて董清江道尹に宛て支那人間に於ける通用禁止を通牒し來れるより董道尹は商務總會の意見おも徴し道勝銀行に對し通用禁止を示達せるが花旗銀行はこれに對し同行銀券は既に哈爾濱の各銀行公共機關及著名商社等との交渉成立済みなるを以て假令支那人一部の通用拒絶に遇ふも問題視するに足らず飽く迄初志を貫徹すべく聲明せりと稱せらるゝ。

道勝花旗の兩行が大洋券發行にて問題を惹起しつゝある頃哈爾濱正金銀行支店にても先般來同地を中心とし現大洋及

現大洋券流通の頗る優勢なる大勢に鑑み十年四月二十六日附を以て大藏大臣及外務大臣の認可を得翌五月十三日より本邦の圓銀を準備とし、一元、五元、十元、百元の大洋券約五十萬元を發行することとした。正金銀行は道勝花旗等に比し支那人との關係密接にして且つ東三省銀行券の如きも心好く受入れつゝあるを以て他銀行同様これが使用を禁止するが如きことなかるべしと期待されて居たのであるが東支鐵道方面より外交部に對し駐支日本公使に對し抗議の提出方を申請に及んだ。兎に角支那側の外國銀行紙幣發行に對する抗議は徒勞に歸したのであるが支那側は手段を改め秘かに商民にこれが授受を禁止しこの最後の手段は漸次功を收め道勝花旗正金三行共遂にこれが發行中止のやむなきに至り支那側の勝利を以て本問題は其幕を閉じた。なほ外國銀行紙幣通用禁止に關する巡閱使の通告は四月十三日に發せられた考のため其一節を掲げて置く。

道勝銀行は二十餘萬元(一)の大洋券を發行し哈爾濱に於て流通せしめつゝあり、其他花旗銀行等も亦紛々として擅に紙幣を發行す。而も同地は完全に我國領土に屬す若し外國貨幣の自由通用に放任せんか如何なる事態を惹起するやも圖られず、現に董道尹より華商務總會に命じ之れが通用を許さず、主權を保持せんがため嚴重に禁止すべしと電告し來れり、よつて旨を奉じ嚴重に查禁すべし。云々

第四節 廣信公司の大洋票發行

道勝花旗正金の各行が銀券を發行して問題を惹起しつゝある最中に東三省銀行は外幣の流通を防止し金融の權を支那側の掌中に確保せんがため黑龍江省の邊境なる黑河に支店を設立し紙幣を發行して哈大洋を奥地にまで流通せしむべく一段の努力を拂つた、これに關する資料として民國十年五月十四日に發せられた吉林省長公署訓令を左に掲げてみよう。

北滿地方一帯は廣漠たる大平野にして物産甚だ豊富なり。大洋券の流通漸く旺となるや外國銀行たる正金花旗道勝の各行は共に紙幣を發行して利權を獲得せんとしつゝあり。若し本行に於て急遽對策を講ぜずんば外幣流通し地方金融の權は外人の壟斷するところとなるに至らん。思ふに紙幣を發行するも分行無き地方に於ては兌換不便なるが故に遠隔の地まで推行すること不可能の状態なり。正當に對策を進めつゝある際突如吉黑兩省總商會より分行を設置されたしとの請願文に接したり。本行詳かに考察するに兌換券流通機關として先づ省域内に分行一箇所づゝを増設するを正當と思惟す。而して黑河は北邊の大都市にして露支商民互市の地たり。現在恰も露貨の信用失墜せる折なれば大洋券を流通普及せしむるには、格好の時機たり、黑龍江開水の際に乗じて分行を開設し營業を擴め流通を圖らんとす。本行は既に陸續同方面に行員を派遣し準備中にして將に緒に就かんとす。伏して當該地方官及警察廳に適宜保護を加ふる様轉令されんことを請ふ。開業の曉は再び報告すべし。各箇所に夫々通達する外呈文を起草して貴覽に供す。查閱の上施行ありたしと東三省銀行より請願ありたり、東三省銀行に許可の旨回答する外吉林省會警察廳吉林縣知事に命じ旨を奉じて保護せしむ此に令す、

中華民國十年五月十四日

兼署吉林省長 孫 烈 臣

東三省銀行の黑河進出が黑龍江省當局の注目を覺醒せしむるに與つて力ありしは容易に推察し得るところにして廣信公司現大洋券發行の直接の動機も東三省銀行の神速なる行動に覺醒されたかの如き感無しとせな。東三省銀行黑河支店設置許可の訓令が發せられた翌月の六月には廣信公司現大洋券發行に關し吉林省長は濱江道道尹に對し次の如く命じて居る。

本公司は先に黑河海拉爾及哈爾濱等の處を現洋流通區域に改めて速に省幣の普及を圖らんがため上記各處に於て差當

り試験的に一百萬元の現大洋紙幣を發行し其成行きを觀望し將來財力の充實するを俟つて後全省に普及を圖ると共に兌換準備金として潤澤なる準備金額を調達したき旨を申請せるところ直ちに發行許可の訓令に接し、又財政部幣制局にも貴署より右の旨通達することなりき。一方右現大洋紙幣一百萬元の印刷に就ては財政部印刷局に書面に交渉せるところ既に印刷畢りて本公司に到着せるを以て省幣を維持し流通を擴張せんがため取急ぎ期日を定めて發行するの必要あり、本紙幣は先づ黑河海拉爾等の簡處に於て發行し哈爾濱廣信公司支店にて全額の準備金を調達して無制限兌換とせんとす。而して廣信公司支店所在地に於ては隨時各支店相互間に爲替を取組み得ることとし絶対に割引し得ざるものとす、全く信用を堅持するを以て主とす。俯して請ふ呼倫督辦黑河道尹及吉林省長に通告し濱江道尹に轉令して漏れ無く所屬に布告して維持保護し一面全省各機關及駐在各銀行號に週く通知されし、即ち本請願に對する許可を得たる日を發行開始期日とし再び本公司より紙幣の見本を取揃へて各處に送付す。此に呈文を起草して貴賢に供す、查閱の上施行ありし、と廣信公司より當黑龍江省長公署に通告ありたり。依つて廣信公司に許可の旨回答し竝に各處に通知する外貴吉林省長に對し關係簡所に轉令し施行せられんことを請はんとす。

中華民國十年六月二十五日

兼署吉林省長 孫 烈 臣
政務廳々長 周 玉 柄 代

民國八年末中交兩行が國幣券の發行を企て、から二箇年の歳月を経ざるに東三省銀行の出現正金花旗道勝等の外國銀行の銀券發行致に廣信公司の大洋券發行加擔等幾多の試練が哈大洋の上には加へられた。而も兎に角支那側は外國銀行との競争に打克ち「外貨排斥」と云ふ卑劣な行爲の賜ではあるが「哈爾濱を中心とし東支鐵道を背景とする支那當局の紙

幣政策は漸次所期の目的を達し得るかの如き觀を呈した。而も北滿金融界小康の夢は近年來に於ける張作霖の勢力の異常なる膨脹によつて早くも危殆に瀕しつゝあつたのである。

第五節 中國交通兩行兌換問題の哈大洋に及ぼせる影響

民國九年六月の安直戰爭後段派及安福派の勢力は京畿地方より一掃され靳雲鵬氏を中心とする第二次靳内閣は舊交通系及奉天派の支持の下に成立した。この内閣に對し直隸派が何人をも入閣せしめなかつたのは直系の實力の不足に基因するものに非ずして、基底の薄弱なる内閣に割込んで苦しむよりは寧ろ責任を免れて實力を中原に養はんとしたのである。従つて靳内閣は獨力を以て奉直兩系を操縱するの實力を有せず互に勢力範圍の擴張に腐心する兩派の競争を默視するより外なく、東三省、直魯豫の二大巡閱使は斯くして任命され而も兩派より軍費の要求頻々たるに於て内閣の位置の不安定を感じ茲に靳總理は張作霖に依らんとし總統徐世昌氏は之れに對抗する爲に、舊交通系を率ひて直隸派の意を窺ひ、所謂府院の争鬭はこれより日を追ふて激しくなつて行つた。張作霖が京師附近治安維持の名目の下に兵を關内に進めたのもこの頃のことである。張作霖の勢力は日毎に緊張するばかりであつた。四圍の状態上述の如く逼迫せる最中に於て哈爾濱傳家甸東三省銀行は張巡閱使の命に依つて民國十年八月三日頃より貸出を中止し貸付金の回収に努め且つ中國交通の兩行も同様貸出を中止し回収を開始した爲めに同地の支那商店に大なる影響を及ぼし一般經濟界は頗る動搖を來した。翌十一月に至るや突如京津の中國交通兩行は兌換の請求に遭ひ頗る物議を醸した。騒の始りは民國十年十一月十四日天津に於て中國銀行が兌換請求に遭ひそれが直ちに北京に飛火して十五日には物々しい程形勢が險惡になつたのである。

第一日目なる十四日には北京市内の錢舖等で少數の兌換が行はれたに過ぎなかつたが日を重ぬるに従つて次第に兌換者の數を増し、市中の各商店は兩行の紙幣は勿論、花旗銀行券を除いては外國諸銀行の紙幣すら受取らず正金銀行の如きも少數の取付けに遭つたと稱せらるゝ。就中中交兩行に對する兌換請求は次第に猛烈を極め政府當局及銀行界は俄に警戒を加へ種々對策を講じて百方鎮撫に力めたけれども流言蜚語盛んにして人心は彌が上にも不安を來し、十七日の如きは南苑の軍隊二百名が北京に入り其一部は中國銀行に殺到し前日支給されたる給料の現銀引換を求め、而も其與へられざるに及び忽ち警備せる巡警と衝突して門扉を破壊する等の亂行を演じ、銀行は後事を恐れて鐵柵を二重にし、重要書類を他に移した程であつた。斯くて天津北京の兌換請求は二十一日に至るも終熄せず、兩行は閉店にまでは立至らなかつたけれども遂に現銀に窮して一名十元以上の兌換に應ぜず且つ行門に嚴重なる柵を設け多數の巡警を配して請求者の數に制限を設くることゝしたのであつた。なほ十一月十六日より同月二十五日に至る十日間に中國銀行は百六十餘萬元交通銀行は百二十五萬元の兌換に應じたと云ふ。

斯る兌換請求が勃發した緣由は一を以て盡せないが其最大なるものを擧ぐれば、吳佩孚將軍が湖南討伐のため軍費として十月の始め頃から中國銀行の準備金となり居れる多額の現金を京漢線を通じて輸送したと云ふ噂の傳はれること、更に南苑北苑黃寺に駐屯して居る張作霖張景惠麾下の兵士等が給料の不渡りから暴動化の兆あり、而も十五日の午後三時を期して南苑の暴徒が北京に押寄ると傳へられたこと、其他英國が支那の財政管理の野心を抱き其議を華盛頓會議に提出すべし等流言紛々として之れに總稅務司アグレン氏が部下に命じて關稅の收納には中國交通兩行の紙幣を收納せしめず萬一受入れたる時も即日現洋と引換へしめたる事實が其因をなすものゝやうである。而も斯る状態にして永續せんか其及ぼす惡影響は蓋し測り知る可らざるものあるを以て支那側官民は協力して之れが救済に盡力した。就中此騒擾

の鎮定に最も效力のあつたのは一千二百萬元の兩行紙幣を擔保として提出せしめ其代償として同額の現銀を兩行に交付せんとする北京銀行公會の救済提議であつた。其他政府側に於ても崇文稅關菸酒處印花稅處等に於て兩行紙幣を收納する旨の命令を出し、一方商界に於ても南洋兄弟煙草公司を始め二三大商店が兩行紙幣の受入れを聲明せるため兩行紙幣の流通は漸次舊態に復し時節柄世人の視聽を集めた兌換問題も次第に靜謐に歸することゝなつたのである。

以上は京津に於ける中交兩行に對する兌換の請求問題の經緯であるが翻つて本問題の哈大洋に及ぼせる影響を検するに哈爾濱一般經濟界は中央政府の財政状態より見て早晚此事あるべきを豫期し夫々警戒しつゝありたる爲大なる恐慌を招致するに至らなかつた。勿論兌換請求に關する報導の哈市に達せる當座は中國交通兩行關係者は多大の脅威を感じ一時動搖の色ありしも中交兩行並に東三省銀行等が大なる支障なく兌換に應ぜるため危惧の念を抱きつゝ比較的平穩を保ち一方銀行業者は前述の如く八月頃より貸出の引締め及回收を行つて居たから大なる影響なく推移するを得た。但し哈爾濱大洋票の上海、天津、大連向爲替相場の低落は免れざるものあり而もこの低落は兌換問題發生以前に既に其端緒を示し事件前後に於て最も著しかつた。而して其原因とも言ふべきは次第に述ぶる東三省現銀輸出禁止及上海市場金融の硬塞の結果に基くものと思惟さるゝ。當時に於ける哈爾濱上海宛低落の跡を見れば九月二十日百三十八元八十仙十月二十日、百四十元、十一月二十日百四十四元五十仙に低落し天津向大連向も同一歩調を以て落調を辿つた。

中交兩行兌換問題の哈爾濱市場に及ぼせる影響は上述の如く大なるものではなかつた。而し乍ら張使は經濟界の動搖を防止する意味に於て十一月二十二日(民國十年)哈爾濱に官憲を派し準備金の検査を行はしむると同時に嚴重にこれを監督せしめた。一方商店側に於ては本件の落着を見る迄は北京天津との取引を見合はすべく協議し更に翌二十三日支那商の主なる者及官憲等五十餘名は商務總會に於て會合し若し銀行業者が現在の如く金融引締の手を緩めざる場合は借入

金返済期限に達するも返済の途無きを以て之れが延期を承認せしめざる可からずと決議し銀行側代表者も亦之れを承認したと云ふ。この外支那大商店數行は秘密會議を開き東三省銀行、永衡官銀錢號、廣信公司等の危険状態を救済すべく協議し其旨通告したるに之等三行は其厚意を多すると同時に自ら現状維持に努むべきを言明したと云ふ。これより先大連取引所に於ては銀建制を廢し十年十月四日の受渡しより金建の實施を見ることとなり頗る支那側の反感を誘發し哈市に於ても奉天の影響を受け商務總會に於て金票取引廢止の件を附議せるも兌換騒發生以來自然消滅の姿となりたるのみならず十一月二十二日傳家甸に於ける支那雜貨商等は會合の席上、若し大洋券の兌換意の如くならず相場場の下落を持續するが如き場合は金票又は鈔票等の安全なる貨幣を使用し以て損害を免るべしとの決議をなし斯くして哈大洋の所謂 Paper Money 化は現銀の輸出禁止と相俟つて次第に其速度を増大せらるゝこととなつた。なほ濱江道尹は調査員の復命に基き十一月二十二日聲明を發して曰く、中交東三省、廣信公司の在哈兌換券發行銀行が兌換風潮發生以來最も多額の兌換を行ひしは十一月二十一日にして其金額十五萬一千元に達せり、而して同日の兌換額が斯く多大となりしは日曜休業日の翌日に當りしが爲めにして二十二日には其兌換額は前日の半額に減退せり、と。

兌換問題發生當時に於ける哈爾濱大洋發行銀行の紙幣發行高竝に準備高が幾何に達するや支那銀行の信用程度を推するに必要欠ぐ可らざるものとし各方面より探查されたところで、哈爾濱商業會議所の調査に據れば在哈四發券銀行號の哈大洋發行高は二千五百五十萬元準備高は一千六十萬元にして、内譯を示せば紙幣發行高に就いては中國交通の兩行は共に六百萬元東三省銀行は七百萬元、廣信公司是二百五十萬元にして又準備高に關しては中交兩行共に三百六十萬元東三省銀行二百五十萬元、廣信公司九十萬元と報導されて居る。又廣信公司を除く中交、東三省三行の預金高は二千七百七十萬元に達し、この内中國銀行は九百六十萬元、交通銀行は六百萬元、東三省銀行は五百六十萬元の預金を有し、これ

を預金者別に見れば中國銀行は鹽務局、郵便局、電信局、露國人を主なるものとし、交通銀行は浙江興業銀行、金城銀行地方各銀行、露國人を得意に有し、東三省銀行の預金は官銀號、錢糧兩信託、奉天興業銀行、露國人等の預金によつて形成せらるゝものであつた。而も之等預金の多くは定期預金なりしを以て急遽預金取付の恐れなかりしのみならず、右述預金者を除く爾餘の商人の預金は數ふるに足らず却て多額の借入金を有するの狀態にして哈市金融界の甚しき混亂に陥らざりし一因亦茲に存する。

一方官憲側に於ても哈大洋價值の維持に百方努め濱江道尹は十八條よりなる銀行公司監理規則を立案し十年十二月十六日附を以て發表するところがあつた。本規則は表面上哈爾濱に於ける支那側各銀行の紙幣發行其他各種業務につき規定するところあるも、其究極の目的は哈大洋の維持にあること第三條に明示するところである、即ち、各銀行公司是毎日の現金紙幣出納額及關係を有する手形類文件につき検査取調べを受く可し、唯検査の任務は本埠發行の現大洋券に限る其他の官帖雜幣はこの限りに非ずと規定して居る。且つ大洋券の發行限度竝に發行方法に就いても嚴重なる規定を設け兌換準備の如きも規定流通券額の五割以上を保有すべく若し規定歩合に不足せる場合には流通券額を縮少すべしとあり。

以上の如く支那側官民の一致協力が大洋券市價の維持に與つて力ありしは歎服を要せざるも、同時に支那發券銀行の貸出手控へ及其回收が哈市金融の逼迫を招致せることも事實であつた。茲に於て哈爾濱濱江縣兩商會、糧業公會等は金融難を理由とし前後して奉天省に對し吉林省長の手を通じ奉天票一千萬元の借入れ方を申請した。然るにこれに對し奉天側は次の如く拒絶の意を示したので吉林省長は民國十一年一月二十一日附を以てこの旨を商務總會、糧業公會等に通知した。

哈爾濱市場に於ける紙幣の供給が需要に満たすと云ふは實情に屬せざるに非ずとするも、但し各商は平時利に昏ひ兌換を事とし、爲めに銀行は貸出を欲せず金融逼迫し外幣虚に乘するの結果を來せるものにして實に商民自ら困難を招致せるものなり。而もなほ流通圓滑を缺ぐとの口實の下に多額の紙幣の發行を申請す、平日兌換を以て計を立て根本維持の計を圖らず徒に濁するに臨んで井戸を掘るの謀を恃む。畢竟自ら救はんを欲せざるものなり。且つ貨幣は交易を媒介するものにして商民の血脈に該當するものなれば商民は金融を維持す可きものなり。而も當に其血脈を維持せざるのみならず今相率ひて銀行に向ひて兌換を競ふ。銀行濁すれば商民の血脈も亦濁するを思はざるものなり。該商等若し大體を明かにせんとせば先づ金融維持に關する根本問題より解決すべく而らば即ち經濟自ら流通し商情遲延等の虞れなからん。云々

第六節 現銀境外搬出禁止令に伴ふ哈大洋の不換紙幣化

中國交通兩行が其發行する國幣滙兌券に對し哈爾濱に於て無制限兌換に應ずる旨を發表したのは民國九年三月十日であつた。爾後中交兩行の國幣券は純然たる兌換紙幣となり、北滿に流通する幾多の紙幣中に於て獨り其聲價を擡にしたのであつた。而し乍ら純然たる意味に於ける國幣券の兌換券たる期間は甚だ短かつたのである。中交兩行の國幣券に關して無制限兌換を標榜して發行された東三省銀行券廣信公司券の如きも、現銀搬出禁止令と云ふ墻壁の介在するがために中交國幣券と同一の運命を辿らざるを得なかつた。恰も大戦中金本位を採用せる國が金の輸出を禁止せるがために嘗めたる對外爲替の慘落従つて金紙間の開き、物價騰貴等の苦い經驗と同様の試練を受くることとなつた。中交兩行、東三省銀行廣信公司の發行大洋券に對する第一回の試練は民國十年十一月末に襲來せること前節に述べたる如くである。

抑々哈大洋の流通中心市場なる哈爾濱より現大洋の流出を禁止した動機は中交兩行の無制限兌換を聲明してより以來露蒙境内に流入して死藏せらるゝ現大洋巨額に上りつゝありしを以てこれを防止せんがため、哈爾濱を現大洋集中地とし現大洋は哈爾濱に於てのみ用ひ東支沿線各驛にては國幣券のみを流通せしむべしとの議が東支鐵道支那側代表より起れるに其端を發する、これが經緯に就いては民國九年九月十一日吉林省長鮑貴卿より濱江道尹に對して發せられた次掲訓令によつて其詳細が覗はれる。

哈爾濱大洋流通し始めてより以來商民これを歡迎し商務活潑となるに至れり、然るに大洋露蒙境内に流入するや悉く死藏せられ單に流入するのみにて歸還すること無しと云ふ。若し其在高に一定限度ある大洋を以て無窮の谿谷を填むるものとせば遂には缺乏するに至らん。これを防止せんがためには大洋の流出を嚴禁する方法を講ぜざる可からず、よつて哈爾濱を現大洋集中心とし爲替用に備ふると共に大洋は當哈爾濱に於てのみ使用し沿線各驛にては國幣券のみを使用すると共に一面中交兩行より東蒙及南滿重要都市向爲替を取扱ひ當該各地の市場相場を以て金票或は蒙銀を支拂ふこととせば大洋流出せず、商務も亦滯滞せずして所期の目的を達するを得ん。上述各節の可否につき貴督辦に於て適宜御裁量の上中交兩行に辦法の立案を命ぜられんことを請はんとす、と技術部中國代表王景春より書翰を以て申請するところありたり。王代表の具申せる各節は格好の思付きなるが事地方金融に關し貴省長の權限に屬するものなるを以て右の次第善後處置につき適宜取計らはれんことを請ふ。以上の如く東支鐵道督辦より當省長公署に通告ありたり。本件に關しては先般督軍公署の請求により徐前省長より財政廳に命じ中交兩行と協力して適宜なる對策を請求せしめ置きたり。然るに茲に東支鐵道督辦より上述の如き次第を通達し來れるを以て同督辦に回答を發し並に濱江關監督に現洋の流出禁止を講ぜられたき旨請求する外濱江道尹に對し差當り中交兩行と滙兌辦法を商議して提出せんことを命ず云々。

哈爾濱を現銀集中地となすべしとの議が起きた頃には既に銀價の騰貴は天井を衝き大低落を始めて居たし殊に米國の如きは民國八年五月には銀の無制限輸出を許可した程であつて銀流出による危険率は緩和されつゝあつたのである。而し東支鐵道方面より提出された銀の流出を防止すべしとの理由は頗る薄弱なるものに過ぎなかつたが東三省當局竝に中交兩行のこれに對して臨んだ態度は頗る慎重であつて吉林財政廳は省長鮑貴卿に對し次の如く報導するところがあつた。

大洋露蒙境内に流入し悉く死藏せられ流入するのみにて歸還すること無しと聞く。大洋の流出を嚴禁せんが爲めに哈爾濱を現銀集中地として以て爲替の用に備へ大洋は哈爾濱に於てのみ使用し沿線各驛は單に國幣券を用ひ一面中交兩行より東蒙及南滿主要商業都市宛の爲替を取扱ひ各地市場相場を以て代り金として金票或は蒙銀を支拂はゞ幸に大洋流出せず商務亦阻碍されざるに至らんと云ふ王景春代表の八日附電報を受理せるが故に適宜取計はれんことを申請すと督軍公署より書面にて通知ありたり。よつて財政廳に對し中交兩行と協調して適當なる成案を具して本省長公署に提出せんことを命ず。以上の如き貴省長公署第四三五八號の命令を奉じたるを以て直ちに中交兩行に宛て適當なる成案を具して回答されたと書面にて交渉し置きたり。而るところ長春中國銀行より「査するに原電に述べらるゝ各節は事實に屬す、所謂露境とは滿洲里一帯を指して云ふものにして蒙境とは即ち東蒙海拉爾一帯を指して云ふものなり。該兩處は從來露貨を使用せしが露貨の勢力失墜してより敝行の國幣券は到る處に流通するに至れり。但し敝行は僅に滿洲里に收稅處を有するのみにて海拉爾には何等機關無し。露蒙の商民或は爲替と兌換の不便なるが爲めに好んで現大洋を用ふるに至るべき場合無きを保せず。且つ一度現大洋を入手せんか直ちに死藏すと云ふ。敝行は以前曾て濱江道尹に對し、現大洋の流出禁止方法を講せられたき旨書面にて申請すると共に當該兩處に支店を設け國幣券をして漸次流通せしめんことを

請へり。將來内外爲替相通せんか現銀輸送は或は能く減少せん」と、通知ありたり。又交通銀行よりも「敝行は商民が現大洋を携帯して出境することあるにより直ちに中國銀行と聯名を以て濱江道尹に對し禁止令を發せられんことを囑請せり。思ふに南北滿地方と露蒙とは境を接するが故に現大洋の流出に對しては阻止せざる可らず。目下中國銀行と、維持辦法を協議中なり。適宜なる成案を得たる後再び報告すべし」と報告するところありたり。中交兩行より本財政廳に宛て成案を報告するを俟ちて再び呈明すべきも不敢取一部始終を鈞署に報告す。謹んで吉林省長に呈す。

中華民國九年十月十七日

吉林財政廳々長 齊 耀 珺

現銀輸出禁止に關する具體案作成の衝に當れるは現銀の流出と最も利害關係の深き中交兩行なりしこと前掲呈文に記載せらるゝ通りである。なほ海拉爾滿洲里に支店を設置して爲替取扱機關となさんとする中國銀行の發案が國幣券の市價維持に何等の効果無きことは自明の理にして當該地方商民のこれを利用して得る限度も亦哈爾濱地方より輸入する商品代金の決済竝に同地方向送金位の程度に過ぎないのである。而して中交兩行の擔當に係る現銀輸出禁止辦法なるものは公表されなかつたものゝ如く僅かに民國十一年二月二十四日吉林省會警察廳より吉林省長孫烈臣に提出された呈文によつて其片鱗を窺ひ知るのである。即ち同呈文は現大洋出境制限竝に現大洋兌換取締に關し吉林省長より數回に亘り密令を下せることを暗示して居る。而して省境を出づる際携帯し得る現大洋は二百元までとし若しこの規定に違反して省境を出づる者を發見せる時は制限額以外の現大洋を悉く沒收し發見者に沒收額の五割をあたえて取締を嚴にし哈大洋の聲價を維持せんとしたのであつた。

この現銀の輸出禁止が哈大洋に直接影響を及ぼせるは民國十年十一月の兌換請求當時を以て嚆矢とすること前述の如くなるが支那當局に於ても感ずる所ありたると且東支鐵道理事會に於ても將來再び斯る失態を繰返さざらんがためと金

票の勢力を驅逐せんとの見地より當時之が解禁を決議したれども實現の運びに至らなかつた。而して當時の兌換風潮は哈爾濱のみならず長春にも波及し在長中交兩行は爾來硬貨の兌換者俄に増加し兩行共一日一萬乃至二萬元に及べる一方偶々東三省銀行が準備銀以上に紙幣を濫發したりとの風評傳へられたる爲同行長春支店が請求された兌換額は一日十萬元に達せんとせることもあり、其後二萬乃至二萬五千元に低下せるも財界の空氣甚しく險惡なりしを以て長春警察廳長は部下官憲を各銀行に派遣し硬貨兌換者を嚴重に取調べ一商埠地外に搬出し或は他に轉賣して利を圖らんとする疑ある者は假令引換額二百元以下なりとも警察廳に引致し又事實營業其他の關係上引換を要する者に對しても證人を立てしめ極力取締を嚴にしたのであつた。この所謂現銀輸出禁止令なるものは獨り哈爾濱のみならず東三省全般に亘つて施行され省外移出額は一人二百元を限度とせることが當時の文獻に記されてある。

民國十二年(大正十二年)の初秋本邦東都一帶を襲へる大震災は我國の國際信用を著しく低下せしめ、就中支那人の圓價に對する疑惑は頗る濃厚なるものあり、彼等は舉つて圓爲替の總賣を企て其狀恰も競賣に異ならず爲めに圓價は日々新安値を呈して已むところを知らず日米爲替は十三年末には遂に三十八弗二分の一に崩落し前途猶一段の軟弱を豫想せられた。而もこの圓價低落の期間は哈大洋の信用の最も著しかつた時であつて金票を以て表示さるゝ哈大洋の相場は民國十二年十月の最低相場九十八圓四錢より漸次昂騰して翌十三年七月には百二十圓臺を突破し同年十二月には哈大洋流通史上の最高相場百四十圓の記録を造つたのであつた。

而るにこの哈大洋の流通普及を圖るに千載一遇の好機も兌換請求と云ふ妨害によつて空しく逸せられねばならなかつた。當時北滿市場を大洋の本據と着目せし奉天財政當局は現大洋供給能力の殆んど全部を擧げて哈市に集中せし結果南北滿洲硬貨の時價は漸次其開きを増大し來り、民國十二年十二月現在に於て哈市より長春に持込む現大洋百元は直ちに

六元五十仙の利益を收め得るより利を生命とする支那商にして雜穀、古麻袋、凍肉、木材等に現大洋を混入して密輸する者踵を接するに至りたる且つ當時硬貨一匁の價格十八仙現大洋一元の重量七匁にして細工物又は銀地金原料として充分なる利潤あり、哈市及奥地に於てこれが鑄造を秘密に職業とする者漸く多きを加へ來り官憲の峻辣なる取締も防止極めて困難となるに至つた。一方當時哈大洋發行銀行なる東三省中國交通廣信四行の紙幣發行割合は二百萬元、百萬元、百萬元、二十萬元、三十萬元合計四百五十萬元にして之に對する現銀準備の割合は夫々四十萬元、二十萬元、二十萬元、十萬元合計九十五萬元と報ぜられ紙幣發行高は準備の五倍に垂とし發行基礎の薄弱を暴露せるため哈市に於ても現大洋の漸減に伴ひ銀紙間に格差を生ずべしとの觀測をなす者あり。加ふるに傳家甸方面の商人にして破産する者續出し外國銀行亦紙幣の手持を避け毎日現大洋に兌換し、當局は緩和策として北滿農民が五千萬元の現大洋を地下に埋藏せることを宣傳せるも及ばず兌換の風潮日毎に熾烈の度を加ふるより行政長官朱慶瀾は張煥相鎮守使の具申に基き民國十二年十二月十八日哈市の各金融機關代表者及各官廳首腦者を召集し現大洋の管外輸出禁止現大洋の割引販賣鑄造嚴罰に關し緊急會議を開催した。これより先張作霖は同月十二日附を以て哈市官憲に對し現大洋の兌換風潮取締を嚴命せる電報を發した。其要旨は次の如くである。

近日哈市の各銀行に於て逐日六七萬元づゝの現大洋兌換あるは奸商がこれに依つて利を獲んとするがために外ならず。余の奉天省に於ける過般の兌換整理嚴勵辦法に就ては熟知する處ならんも東三省銀行が哈市に在つて現大洋券の發行をなしつゝあるは同市の金融を維持するが爲めに外ならずして今日まで多大の苦心を拂ひたり。今日外國人の發行に係る紙幣が市場に流通しつゝあるに獨り本國銀行の發行に係る紙幣のみが兌換されつゝある所以は何人かが擾亂の陰謀を企てゐるためにしてこの兌換風潮に就きては道尹と警察管理處長に責任あり。昨日保安副司令に面會して確實に金融

の權を維持するように傳ふ可く命じ且つ銀行に對しては爲替料を減じて相場を安定せしむべき旨傳へしめたり。今回の硬貨境外搬出禁止は由來各國の通例となり居るものなれば若し取締に關し外人との間に問題を惹起せし場合は本總司令に於て其交渉を引受くべし。現在大洋の密輸出を禁止する爲めには懸賞を多くせばこれが禁を犯す者を發見し得ざることはあらざるべし。若し其査禁にして嚴ならざるが如きことあらば道尹と警察管理處長を問責すべく東三省銀行本店の奉天移動を命じ哈市の金融に就きては向後救済せざるべし。本件は事重大なるを以て其善後策につき何分の回答をなすべし。

右電報に接するや特別區警察總管理處長溫應星氏は十二月十八日附を以て之れが取締の布告を發し其冒頭に張作霖の訓電を掲げて後向後銀行は正當の用途を有する者に限り二百元を限度として兌換に應ずべく夫以上携帯して管外に出づる者は沒收する旨を發表し又濱江道尹代理蔡運升は十六日附にて商務總會に宛て、目下哈市金融逼迫の際銀塊に就ては現大洋に準じて管外搬出を取締るも金塊及露國銀貨に就いては禁止せず、但しこれを管外に搬出せんとする者は先づ其種類及金額を詳細に道尹公署に届出でこれを檢査し公署の封印を貼布し護照を與へて其搬出を許可すこととし若し之を犯せば現洋私運取締令に照して處分する旨布達した。なほ支那當局が斯の如く現大洋並に銀塊等の流出を嚴重に取締らんとする意圖を付度せんがために濱江道尹代理蔡運升と吉林省長王樹翰の間に取交はされたる兩呈文を掲ぐることにする。而して右に關する詳細査禁辦法の發表されたのは十二年十二月二十九日のことであつた。

現大洋を輸送して利益を貪り又は之れを銷解することを査禁する辦法に就きては曾つて立案の上實施することとなり布告し置きたり。然るに最近の報導に依れば本地道裏道外に在つて現大洋を銷解する奸商甚だ多く此種の弊害甚大なりと云ふ。而も秘密に行はれ居るため逮捕困難なり。依つて茲に捜査逮捕辦法として、軍警何れの探偵を分たす能く探査

して逮捕せる者には賞として沒收罰金金額を與へ竝に當該活躍者の地位を適宜拔擢すること及何人にも能く確實なる密報消息を訪聞し、ために犯人を擧げ得たる場合には賞として沒收罰金の五割を與ふることとせり。本辦法を特警警廳に通達し竝に布告する外書面を以て貴意を得んとす。謹んで吉林省長王に呈す。(呈文其一)

現大洋の省外搬出を禁止し及兌換携帶額を改定制限して夫々通知布告し竝に省長宛に報告し置きたり。然るに奸商の策動は智謀百出巧妙を極め周密に査禁するに非ずんば杜絶を期し難きを恐る。よつて茲に特警路警廳及銀行商會等を召集し詳細に討論を行ひ査禁辦法十條を立案せり。各方面に査禁の旨通知する外査禁辦法草案を鈔録し書面を以て貴意を得んとす、謹んで吉林省長王に呈す。(呈文其二)

なほ呈文其二に添付されたる現洋現銀密輸出査禁及び兌換暴利取締辦法に相當詳細なものであつて吉林省長の認可を得て實施することとなつた。

現洋現銀密輸出査禁及兌換暴利取締辦法

(民國十二年十二月二十九日附)

- 一、密輸出の行はるゝ箇所は哈爾濱停車場八區及江北馬家船口に赴く江岸渡場の三箇處を重要な地點とす、停車場は路警特警及海關員より地域を分たす嚴重に檢査すべく馬家船口に赴く江岸の渡場は特區水警及濱江警廳區警より檢査を擔任す。
- 二、上述の三箇處を除く外大平橋、顧鄉屯、正陽河、九站等の處も亦輸出要路に當るを以て特警路警協力し責任を以て嚴密に檢査す。
- 三、哈爾濱長春間鐵道沿線は最も重要なり、列車内に於て路警より嚴重なる警戒をなし途中下車の者に對しては嚴に

注意を加ふる外列車が寛城子驛に到着せる時偷漏を防ぐため同停車場特警及護路軍検査所より相當の検査を施すべし。西路よりの密輸出も免れ難きところなるを以て路警より責任を負ひ格段の注意を以て検査すべし。

四、列車内掃除及一般工人は輸送引受をなし易きものなれば特路兩處の探偵より隨時密偵検査し發見せる時には直ちに逮捕して嚴重に懲罰すべし。

五、各客棧の得意先廻店員にして郷里に歸省すると稱して現大洋を携帯し暴利を貪らんとする者多し、金額大ならずと雖も日々斯の如きものとせば絶滅を期せざる可らず、若し確實に此種情弊を行ふ者を查明せば、其携帯額制限を超過すると否とに論無く悉く控留し處罰すべし。

六、各銀行現大洋兌換處には特路兩處濱江警廳より私服探偵を派遣し逐日監視せしめ他人に代り兌換をなし暴利を貪る者、數回兌換する者、一家内より數人を兌換に赴かしむる者を發見せる場合には何れの國人なりとも悉く署局に暫時連行し詰問して若し故意に兌換をなし暴利を貪らんとする者なるを確めたる時は夫々轉送して訊問處罰すべし。

七、多額の現大洋を兌換して家中に保管する者あらば轉運せず貪利を貪らすとの一札を入れしめ特警警廳より検査の上別に現洋専用帳簿を作成せしめ隨時其用途を検査し若し確實なる用途を有せずして現洋姿を没するに至らば密輸或は他に轉交して暴利を貪るものと推定し之れを逮捕し徹底的に訊問處罰することを得。

八、軍警にして制限額以上の現大洋を兌換し現大洋を携帯して出境する場合には軍人は總司令部或は鎮守使署の發行支給する許可證を、警察は特路兩處或は濱江警廳の發行する許可證を有することを要す。

九、錢業を經營する商號は大洋五千元以上の資本を有せざる可らず。竝に資本金額を警廳或は警察總管理處に報告すべし、警廳或は警察總管理處に於て確實と認めたるものに限り營業を許可す、現大洋を賣買して打歩を附し暴利を貪

るを許さず違反する者は重きに從つて處罰すべし、其規定資本金に達せざる錢舖錢桌及袋を所持して兩替を營む

紀錢販に就ては警廳及警察管理處より嚴重に取締り營業を許さず。

十、銀舖にして秘密裡に現大洋を鑄解する者あらば制錢銷燬罰則を準用し重きに從ひ懲罰す。以上

哈市支那側銀行に勃發せる兌換風潮と殆んど時を同じふして長春正金銀行にも同地關東應取引所建値問題に關連する現大洋對鈔票平價問題が持上つた。問題の原因は大正十年—民國十年—二月長春取引所信託の不良貸出公金消費に關する不正事件落着後同取引所の建値を同年八月一日より變更し從來の吉林官帖建を正金の鈔票となすに就き支那側取引人中には現大洋建を主張する者があり、これを緩和するため長春正金支店に於ては其犠牲に每月限受渡代金に對し三十萬圓を限度とし即時現大洋と交換に應じ夫以上は一週間後に交換すべしと盟信託會社の暫定規定として關東廳もこれを認可したのであつた。この平價引換に關し長春正金銀行支店が上述の如き聲明をなせる主たる理由は鈔票の兌換準備を形成する圓銀は其重量及純分に於て大洋と殆ど異ならざるを以て兩者の相場には差したる開きが起らざるべきこと、又當時信託會社が整理早々の事とて過去に於ける取引高に照し又其後取引振も當然一層健實となるべき事等の諸關係を考慮して實際上に於て引換は起らない、又起るとしても一時的且つ極少額であると云ふ事が想像されたからであるが萬一の用意とし三十萬圓を目安として好意的に引換に應じようと云ふことになつたのであつた。然るに大正十二年十一月限受渡の際に至つて鈔票對現大洋の値鞘は五圓乃至八圓と云ふ開きを示し然も受渡代金は九十餘萬圓に上つたので正金に於ても斯く際限なき兌換の損失を忍ぶ能はず斯る制度は今後廢棄したしとの意を洩らしたので取引人組合對正金支店間の確執となり長春經濟界に大衝動を興え問題は益々惡化し來り領事、取引所長、信託專務等兩者の間に立ち仲裁を試みたるも意見の懸隔甚しく、其他有志の調停に入れる者もありしが結局徒勞に終り正金支店のみにては解決をつくること能

はず本店の指揮を仰がねばならぬこととなり停頓して問題は翌十三年に持越された。同年八月取引人組合の委員は取引所長、信託専務と共に關東廳に出頭同問題を陳情し一切を擧げて關東廳に依頼した。一方關東廳に於ても委員側の陳情を諒とし乙竹大連正金支店長を關東廳に招き協議の結果乙竹氏は本店と打合せをなすべく九月上京するに至つた。而して支那側商務會は九月一日糧業者の集會を催し天興福、双利棧、亞州公司、萬合興等主となり、目下現大洋は鈔票相場を下廻り鈔票を現大洋に兌換する必要を認めず、それより吾人は現在の逼迫せる金融の緩和を圖るに努めねばならぬ、正金銀行は他行と異り相當遊金を有し何時にても貸出をなす意嚮を有する由なるも兌換問題が禍をなし正金と吾人との間に感情の行違ひを生じ、ために貸出を欲せざるものなりと稱せらるゝからこの際兌換問題を無條件にて放棄する方有利ならんと提出した。これに對し本問題についての硬派と目される、解決委員等は斷然としてこれを斥け兌換問題と貸出とは何等關係を有せず、貸出は當人の信用程度の如何によるものにして兌換問題を放棄すればとて信用無き者に貸出を肯ずるものに非ず斯る詭辯に惑ふ可からず、目下大洋は鈔票より安値なりとて何時如何なる變化を來すやも計り知る可らず殊に本兌換問題は關東廳側に一任せる以上其仲裁を待つに至當とし漫りに私議すべきものに非ずと反對し互に説を固持して譲らず遂に其可否を投票に決することとなり、可なり混亂を極めたるも開票の結果は十九票對十七票を以て兌換問題放棄主張者側の敗北となつた。翌十月正金大連支店支長、長春取引所長、同信託専務等は關東廳に會合し其間關東廳の斡旋もあり、長春取引所取引人組合は自然的に鈔票現大洋兌換法規を廢棄すること、正金支店は長春取引所取引人組合へ金五萬圓を寄附の意味にて提供すること、正金支店はこの問題に關連し取引人各個の對正金行動など一切を今後に残し差別的取扱をなさざること、云ふ三項を條件として兌換問題を解決してはと云ふこととなり十月三十日(民國十三年)取引人組合役員會は長春取引所長より正式に右經過を聽取しなほ同取引所長より多少不滿の點あるとも本案に賛成あり

たしと懲憑せるが別に反對もなく賛意を表した。次いで取引人組合總會開催され組合長王玉堂氏より同様經過と解決案を示せる處これ亦異議を申出づる者無く斯くしてさしも紛擾を極めたる本兌換問題も漸く一段落を告げた。

長春に於ける正金銀行の鈔票平價兌換問題と哈大洋に對する兌換請求とは全く性質を異にし關係を有せざるも兩紙幣に對する兌換請求が殆んど時を同じふして發生せるは頗る興味ある問題と謂はねばならない。而して民國十二年十一月を境とし既往に於て一高一低を辿りつゝも殆んど値開きを現はさざりし兩紙幣は爾來月を閱すると共に離脱して最近に至り愈々甚しく前途の歸趨は容易に豫斷を許されぬ状態である。この兩者間に値開きを誘致せる原因は通貨當局の紙幣發行政策の如何に職由すること勿論にして鈔票相場(銀塊相場に對する)の安定と哈大洋の落調とは日支經濟力消長の一面を或程度まで物語つて居るものゝ様である。

民國十三年の第二奉直戰同十四年末の張郭戰は東三省就中奉天省の經濟界を危殆に導き奉天票は大慘落を演じた。この間哈大洋が比較的安定を保ち得た所以は偏に吉林當局の處置宜しきを得たるに基くもので翌民國十五年は哈大洋流通史上に一新紀元を劃した年である。従つて同年に發せられた現銀境外搬出禁止令をこれまでのそれと同一に取扱ふのは其の處を得ざるものならんも便宜上此處に挿入して本節を畢ることとする。

哈大洋を現大洋と兌換し規定額以上を携帯し境外に搬出するを禁止し竝に鏽解或は兌換して暴利を貪ることを禁止すべく各軍警より嚴重に捜査して流弊を杜絶せんとする件に就きては既に鈔票に申請をなし許可の指令に接せるが同時に鈔票より吉黑兩省長官に宛て護路防江各機關に對し嚴に取締を加ふべく轉令せんことを通達されたり、然るに數月以來禁を冒して兌換し暴利を貪り及境外に密輸出する者仍ほ間々ありと聞く、よつて押へ獲たる禁を犯して兌換或は密輸に屬する現大洋の一半は公用に充て一半を賞に充て、捜獲を獎勵すると共に禁を犯して兌換し密輸せる者は之れを査問に

附し事情に應じ或は軽く或は重く處罰し其餘類を懲さんとす。奸商の魚利を貪るを杜絶し準備金額を潤澤にせんとする本號の提案の可否に就きては各簡處に伺ひを立つる外茲に文を具して貴覽に呈す、査閱の上各同級官廳に宛て其所屬に對し誠意を以て施行せんことを轉令する様通達ありたしと東三省官銀號より當奉天省長公署に申請し來れり。東三省官銀號に許可の旨指令し竝に夫々通達する外貴省長に對し右の如く取計らはれんことを通達す。以上の如く奉天省長公署より通達ありたり。よつて……右の如く取計らはんことを命ず。

中華民國十五年十一月十七日

兼署吉林省長 張 作 相
政務廳長 誠 允 代 行

第七節 東三省銀行の更生

民國十三年七月十五日に至り東三省銀行は奉天の省立銀行なる東三省官銀號奉天興業銀行と合同して東三省官銀號なる名稱の下に更生することとなつた。願れば東三省銀行が開業式を舉行せるは民國九年十月二十九日のことにして其華々しき門出は民國十年に於ける中交兩行の兌換問題十一年の第一奉直戰翌十二年の兌換問題等打續く財界政界の混亂に遮られて當初の大抱負も龍頭蛇尾に畢らんとするの勢ひを馴致した。三行合併の導火線は東三省興業兩行の窮迫に其端を發するものなれど當局の發表せる理由なるものは、三行の分立を以て經營上頗る不便にして銀行相互の不利多きものとし、形勢益々悪化せんとするの虞れあるを以てこれが救済の必要より出でたるものとされて居る。

當時東三省銀行は限定額(發行限度千五百萬元なりしと傳へらる)以上の紙幣を發行せし形跡あり、加ふるに多額の不良貸付を有すとの風聞を傳へ、同行紙幣は哈爾濱に於てこと銀紙間の差なかりしも上海、大連、天津宛等の爲替相場は昂

騰甚しく十三年七月一日現在に於ける上海向は百四十七元二十仙大連向は百三圓四十仙天津向は百三圓五十仙にして現銀の哈市流出の傾向は依然として跡を絶たず、一方興業銀行は二千萬元の紙幣發行權を有せるに拘はらず二千三百萬元の四分利付債券を發行し居たるため利息として年九十二萬元の利拂を必要とする状態なりしかば兩行に對する世人の疑惑は次第に濃厚となり形勢不穩にして、今や一時の權衡を争ふ能はざるのみならず維持困難なるを示せる結果局面は急轉して合同の運びに立至つたのである。この合併に依つて得らるる銀行側の利益は、從來三行本店の年經費は合計奉大洋二百三十七萬元に上りこれに支店の經費を加算すれば莫大なものであつたが合併後は少くとも奉大洋百萬元を節約し得ること、從來三行行員は約八百人なりしが合併により五百人内外即ち三分の二にて十分なること、從來三行は各自紙幣を發行し而も右紙幣は形式を異にし相互の間に連絡を有せず問題毎に責任の歸趨を得ざりしも合同後は此弊を匡正し幣制を統一し得べきこと並に對立の際には奸商は其信用を多用し同一擔保を廻して各行より濫借せるため各行相互に迷惑を被りたるも合同後はこの弊を防遏し得ること等にありとせられた。

而して東三省三大銀合併の提案者は表面上之等三大銀行の代表者の如く發表され居るも裏面の劃策者は楊宇憲並に劉尙清なること次掲支那側要人の言にて明かに立證される。

同要人の語るところに據れば三銀行の合併は東三省銀行券の下落が動機をなすものにして當局の主要目的は東三省幣制の整理に存せるものであつたと云ふ。東三省銀行は民國十三年初頭劉尙清總辦の提議により一二大洋票の發行を計劃せるところ一部要人中には東三省官銀號小洋票に及ぼす悪影響市民の蒙むる損害の甚大なるを説き極力其中止を勸告せし者ありしも劉尙清は張總司令の命なりとて背せず遂に東三省財政會議に提出したのであつた。然るに當時奉天省長たりし王永江等も先決問題として該銀行が本店所在地に於て發行中なる現大洋兌換券を回收すべしとて其時機に非ざるこ

とを力説し將來若し斯る計劃案が省長の批准を要するに至るとも斷じて承認せざるべしと聲明せるが、但し總司令が飽迄支持する以上省長としては如何とも爲し難き旨を附言した。この外于冲漢の如きは直接張作霖に向ひ一二大洋票發行の有害なるを説明せるも須ひられずために職を抛つたのであつた。當時東三省銀行が發行せんと計劃せる一二大洋票總額は二千萬元にして紙幣は米國に注文し十一萬圓の印刷費は尙未拂にて將來該滙兌券を東三省全體に流通せしめんとする計劃であつたと云ふ。而し乍ら本計劃に對しては王永江を始め于冲漢等の反對ありしため遂に實現に至らずして葬られ別案として三大銀行の合併が企圖さるゝに至つたもので、合併當時に於ける三行の真相につき奉天側要人の語るところを聞くに元來東三省銀行は大洋四百五十萬元の拂込資本を以て業務を開始せるものにして當時二千五百萬元の兌換券を發行し且つ二千萬元の未發行紙幣を保有中であり、興業銀行は資本金小洋三百萬元にして二千萬元の債券發行權を有し、東三省官銀號の資本金は一二大洋六百萬元にして、經費年額は東三省銀行百萬元、東三省官銀號六十五萬元、興業銀行三、四十萬元なれば楊宇霆の云ふが如き巨額の節約は望み得ない状態にあつたと云ふ。且つ東三省官憲は合併當初より東三省銀行兌換券のみは奉天票と引換ふること無く未回収のまゝ哈爾濱地方に流通せしむる方針であつたと稱せられて居るが、大洋兌換券の回収に關しては後述する如く幾分の努力が拂はれたことは事實である。右合併に關して民國十三年六月十九日奉天當局より吉林省長公署に宛て、發せられた通達を左に掲げてみよう。

生等は省署の委任を受けて銀行經營の衝に當る。然るに一省内に官立銀行三箇處も存在するが故に業務上事毎に利害相背致す、されど成立以來既に年月を閲し事態重大なるを以て敢て遽に更改を議せざりき。されど晚近氣運の趨くところ銀行業に従事する者は多く集中主義を採用しつゝあり、英國日本の如きは其資本を増し勢力を大ならしめんがため歐戰前後に數行を合併して一行となせることあり、我奉天省は特殊地位に屬するを以て幣制の重大なること一段なり、若し

依然として舊殼内に蟄居して一步を出づること無くんば必ずや失態を暴露するに至らん、其一時も放抛し置くこと能はざる所以のものは害尙ほ小なりと雖も永遠に維持し難しとせば害乃ち大となればなり、僅かに趨勢に就きて言ふも一舉に合併して逡巡遲疑す可き秋に非ざるを知る。更に事實に就きてこれを計れば則ち三行號の分立も亦害ありて益無きに屬す、即ち三行號一箇年間の經費は奉大洋二百三十七萬餘元に上り各自支店を設置し入費多く各種雜費も亦これに附帶して増加す、若し合併せば業務偏廢の虞無くして經費銳減の効を收め得可く最少一箇年奉大洋百餘萬元を節約し得べし。而も財産の騰貴業務能率の増進はなほ計上され居らず、これ則ち支出を節約せんがためには合併を謀らざる能はざる所以の一つなり。又三行號は各々紙幣發行權を有し各種の紙幣遠近に流通し形式不同なり、縦に内に系統を認め外紛岐に終らしむ。同一管轄域内に在つて何ぞ必ずしも門を分ち戸を別にし混淆識別難に陥らしむるの要あらん。これ則ち幣制を劃一せんがためには合併を謀らざる能はざる所以の二なり。更に三行號は隔閡無しと雖も而も各々政策を樹て從來統屬無く、時に退讓して功を圖るに足らず、時に望觀して亦よく事を誤り、偶々大舉して責任を專にし難し。これ則ち事權を統一せんがためには合併を圖らざる能はざる所以の三なり。合融を整頓し市面を維持せんとするに至りては合併を斷行するの外なく、合併して始めて効果を收むるを得ん、生等は經驗により時勢に従つて改革する必要があるを感じ意見相同じ、敢て連名を以て東三省官銀號、興業銀行、東三省銀行を合併して一丸となし仍ほ東三省官銀號なる名稱を沿用して舊制を昭にし、一切内部の系統は新組織に従ひ務めて時宜に迎合せしめ、基本を鞏固にせんことを期すべきを申請し以て貴省長の宿望たる實業整頓の至意に副はんとす。章程を起草し書面を以て貴意を得んとす。若し許可を蒙らば本年七月一日に實行すべし、なほ東三省銀行は合併後は純然たる官營となるを以て従前募集せる民間株は全額返済するの必要あり。以上は官銀號の主稿に係り興業銀行東三省銀行相協力して作成せり、合併聲明す。以上の如く東三省銀

行、東三省官銀號、興業銀行、各總會辦等より呈稱するところありたり。思ふに各行號を一箇處に合併して従前通り東三省官銀號なる名稱を沿用せんとする案は金融機關の統一を圖らんとするものにして行ふ可きに屬す。省署に送付し來れる章程は大體妥當なり。よつて立案通り實行するを許可すべし。許可の旨回答し並に各同級官廳に通達する外章程を抄録して貴公署に通達し諒承を煩はさんことを請はんとす、此に吉林省長公署に咨す。

これに次いで奉天當局は東三省官銀號總辦、東三省銀行支店長、興業銀行會辦等を招集し官銀號の提出せる合同案に付き討議し、東三省銀行の發行せる大洋票及興業銀行發行の四分利付債券は七月以降一箇月を一期とし三箇月即ち三期内に全部回収すべき協定を締結し之等紙幣を回収するには奉天票を以てする豫定であつた。内興業銀行の發行に係る四分利付債券のみは漸次奉天票に引換へられて市中より全然其姿を没するに至りたるも東三省銀行券を回収せんとする企ては、由來哈爾濱に於ける諸取引が大洋本位を以て行はれ商民が奉天票の受入を肯ぜざるため遂に實現難に陥つた。當時哈爾濱市場に流通せる哈大洋は二千萬元と稱せられ哈市の金融は頗る逼迫せるものゝ如く、哈市に奉天票を流通せしめんとする奉天當路者の企は格好の思付きたるを失はなかつたけれども前述の如く哈市の取引慣習が哈大洋本位に増はれてより既に相當の年月を経たる上東支鐵道が金留本位を採用し實際の受拂に哈大洋を使用しつゝありたるため事を早急に運ぶこと能はざる間に第二奉天戰の機運は愈々熟して十三年九月、戰の幕は切つて落され紙幣整理に關する問題は暫時世人の視聽から遠ざかつた。斯くて三行員の合同は單に内部の結束を招致せるのみに過ぎず舊東三省銀行本店は名稱を東三省官銀號支店に改變して更生し、東三省銀行の發行に係る舊紙幣も支那人が古きを悦び新きを斥けると云ふ陋習を捨てざる心裡に迎合するためか今日依然として其流通を續けて居る。反面から觀れば内部の結束を招致せる結果哈大洋を通じて軍費を搜獲せんとする奉天側の行動を一層助長することゝなつた譯である。合同當時に於ける哈大洋發行銀

行の紙幣發行制限額は廣信公司の二百五十萬元を除き東三省官銀號哈爾濱分號、中國、交通の三行號は共に五百萬元であつたと稱せられて居る。實際發行額に就いても中交兩行は過般兌換請求に遭遇してより以來極力回収に努め發行限度合計一千萬元の内四百萬元を流通市場より引上げて六百萬元内外に縮少し、哈市及其一帶流通額二千萬元の大半を占むるものは東三省銀行發行の大洋券であつたと云ふ。

第八節 邊業銀行の東三省進出と張郭戰前後の哈大洋事情

長辛店の恥を民國十三年の第二奉天戰によつて雪ぎ得たる張作霖は凱旋將軍の餘威を以て軍備を整ふると共に天津に本店を有する邊業銀行を買収して自家の機關銀行とする傍ら遂に邊業銀行に與ふるに哈爾濱大洋票の發行權を以てするに至つた。邊業銀行が奉天派の掌中に歸せるは民國十四年のことにして組織を改め幹部は悉く奉系を以て占めらるゝこととなりたるも依然として邊業銀行なる名稱を沿用し同年四月十日正式に開業した。資本を二千萬元とし先づ四分の一の拂込を畢り前邊業銀行の享有し居たる紙幣發行權を繼承せる外同年夏更に天津に於て小額券發行の許可を得本店を天津に置き張學良を總理に擧げた。同行哈爾濱支店は道外南四道街に設けられ哈爾濱支店に於て先づ哈爾濱なる文字を冠せる大洋券百萬元を印刷することゝし十元、五元、一元の各種紙幣を見本として官衙商店に送達せりと云ふ。邊業銀行の紙幣流通に關し民國十四年五月吉林省當局が發した訓令を左に掲げてみよう。

竊に、當行は過般舊邊業銀行の紙幣發行權を繼承し營業を繼續することゝなり貴省各地に數箇處の分行を設置せんとする件に就きては既にこの旨を鈎署に通達し置きたり、茲に既に準備整ひ先づ貴省の吉林、長春、雙城、哈爾濱等の箇處に銀行を分設して哈爾濱現大洋紙幣を發行し流通普及を期し張大帥の所謂籌邊實行の本旨を貫徹せんとす。然れど

も紙幣は昨今漸く發行されたるばかりにして信用未だ昭かならず。郷曲邊隅に於て誤解を發生し、これがため延ひて經濟界に恐慌を招致せんことを恐る。これ實に金融整頓の道に非ず、これがため事情を開陳して鈞署に奉呈し、各縣に於て布告を出し商民人等をして一體に周知せしめ信じて疑はしめず、流通普及を阻止せざる様鈞署より通令されんことを請はんとす實に公便となす、と天津邊業銀行より申請するところありたり。思ふに同行は既に舊邊業銀行の營業を繼續し紙幣發行權を取得せるものなれば本省の各管區内に於て發行する銀元票は一律に使用すべし、各關係箇處に通知する外布告を發し商民人等をして一體に遵照せしむ、此に令す。

邊業銀行の出現は哈大洋の基礎を一層不安なるものとするに十分であつた。最近北滿の特産界に脅威の影を投げかけて居る官商の横行は邊業銀行、東三省官銀號、廣信公司等の陰險なる行動そのものに外ならない。即ち東三省の軍費捻出機關となれる之等官營銀行は北滿就中吉林經濟界の利益と背致する多くの暴逆を逞しふしつゝある。一例として廣信公司の哈大洋發行に關し會つて吳俊陞と張作相との間に醸された確執を掲げてみよう。民國十四年の夏黑龍江省吳督辦は周圍の者に教唆され大洋券五千萬元の印刷を米國に注文し既に到着せるを以て、これを哈爾濱市場に通用せしむべく數十萬元を發行せるに吉林張督辦はこれ哈大洋の相場を低落せしむるものとなし奉天當局の意見を聽く可く兩督辦は同道天津滯在中の張上將軍を訪問せることありしが、張上將軍も右は東三省官銀號大洋票相場を下落せしむるものなりとし吳督辦のこの計劃を中止する様勸告せるに對し吳督辦は朝鮮銀行が哈爾濱まで進出し金票を通用せしめても何等影響無きに非ずやと反駁せる由にてこれがため吳張兩督辦間に一時不和を生じ吳の辭職説さえ傳へられたのであつた、其後吳督辦は本件に關し人に語つて曰く、廣信公司の紙幣發行計劃は全然事實にて余の管轄する區域内にも夫々護路軍を配置しあり且つ哈爾濱に於ても黑龍江として種々關係あるを以て該紙幣の發行は別に差支へなしと思惟せしも吉林張督辦

邊業銀行券



註 哈爾濱大洋票ノ一例邊業銀行壹圓券

より異議の申出あり、これがため張督辦と議論せしも決せず因つて余は辭職を決心し先般歸任したる次第なるが今回張上將軍の招電に依り來奉し八月十二日上將軍に面會したるに上將軍は張督軍との確執を不都合なりとし若し貴督辦が強ひて辭職するならば同時に張督辦をも辭職せしむべしと叱責せられしに依り余としては別に此際辭職する意圖なきことを言明し辭職問題は其儘となれり、と、右紙幣發行に關しては種々仲裁する人もあり、結局一部の發行は差支へなしと云ふ事にほゞ決定せるも一旦問題となりしものを此際急に實行する事は面白からざるに付き當分發行を見合す事とし解決を告げた。財政上から看ても軍事上から論じてもこの頃を以て張作霖の全勢時代と看做すべく、民國十四年末の張郭戰以降三省財政の紊亂紙幣價值の低落日に甚しく、之に伴ふ人心の離反は其末路を急がしめたのであつた、

民國十四年十一月二十三日奉天軍の中堅たりし第三軍團の副軍團長郭松齡は突如として楊宇霆排斥を理由とし灤州より張作霖宛關係斷絶の通信を發した。偶々邊業銀行天津本店は奉天よりの命に依り同年十一月末在庫紙幣を奉天に向け京奉鐵道にて輸送せるところ途中遺失し（恐らく郭軍のために沒收されたるものならん）天津北京哈爾濱の邊業銀行は兌換請求に見舞はるゝことゝなつた。

郭松齡は反旗を翻すと共に當時天津邊業銀行の協理たりし梁志堂を抑留し經理郭靜齋も亦直隸督辦李景林の監視の下に置かれ天津商民は驚愕措く所を知らず、天津本店に對し先を争つて兌換を請求せるが同行は初日僅かに二時間兌換に應ぜるのみであつた。従つて名狀すべからざる混雜を呈し、翌日は朝まだ暗き内より兌換の請求をなす者踵を接し形勢穩かならざるものあるより同行は秩序の維持を佛蘭西巡捕二三十名に托し午後四時の營業停止時刻に至るや直ちに其門扉を閉したのであつた。當初一人の兌換限度を百元に制限し一日の兌換額一萬元内外にして其後兌換限度を二十元、十元と低下せるが十二月三日に至り突然多數の兌換請求者を拘引して多額の紙幣を所持する者は先づ嚴重に訊問し然る後

紙幣上に捺印を施して威嚇を試みると共に兌換にあつては順番により門扉内に入らしめ兌換は一部分現大洋を支拂ふのみにて大部分は銅貨三百三十枚を現大洋一元として支拂ひ市中相場との間に開きありしため相當市中側の反對を受けたるもの、様である、一方天津邊業銀行は紙幣の紛失に關し同地銀行公會に宛て、次の如く申請するところがあつた。

現在時局關係により兌換請求發生せり、當行の紙幣發行現在額は六十餘萬元にして内二十餘萬元は補幣券なり當行の保有する準備銀は現大洋三十萬元に相當する現銅元を含み六十餘萬元にして兌換に應じ得べきも唯茲に聲明すべきことあり。先日奉天より、當行總裁總理に宛て爾後紙幣を發行すべからず在庫券は悉く奉天に送付せよとの電令ありしを以て直ちに十一月二十三日夜汽車便を以て行員附添ひの上發送せるが右述紙幣安着の如何に就きては今に及ぶも何等の報導に接せず、然るに當該列車は灤州に至るや前進すること能はずして二十六日夜既に天津に引き返せりと云ふも當行の派遣せる行員は今なほ歸還せず、これによつて觀るに右發送紙幣は不幸にして遺失せるものなるべし、而も外間に流通せんか弊害を滋くせん。特に事實を貴公會に陳述し貴公會より銀錢同業者に通告して善後策を公議されんことを請ふ。

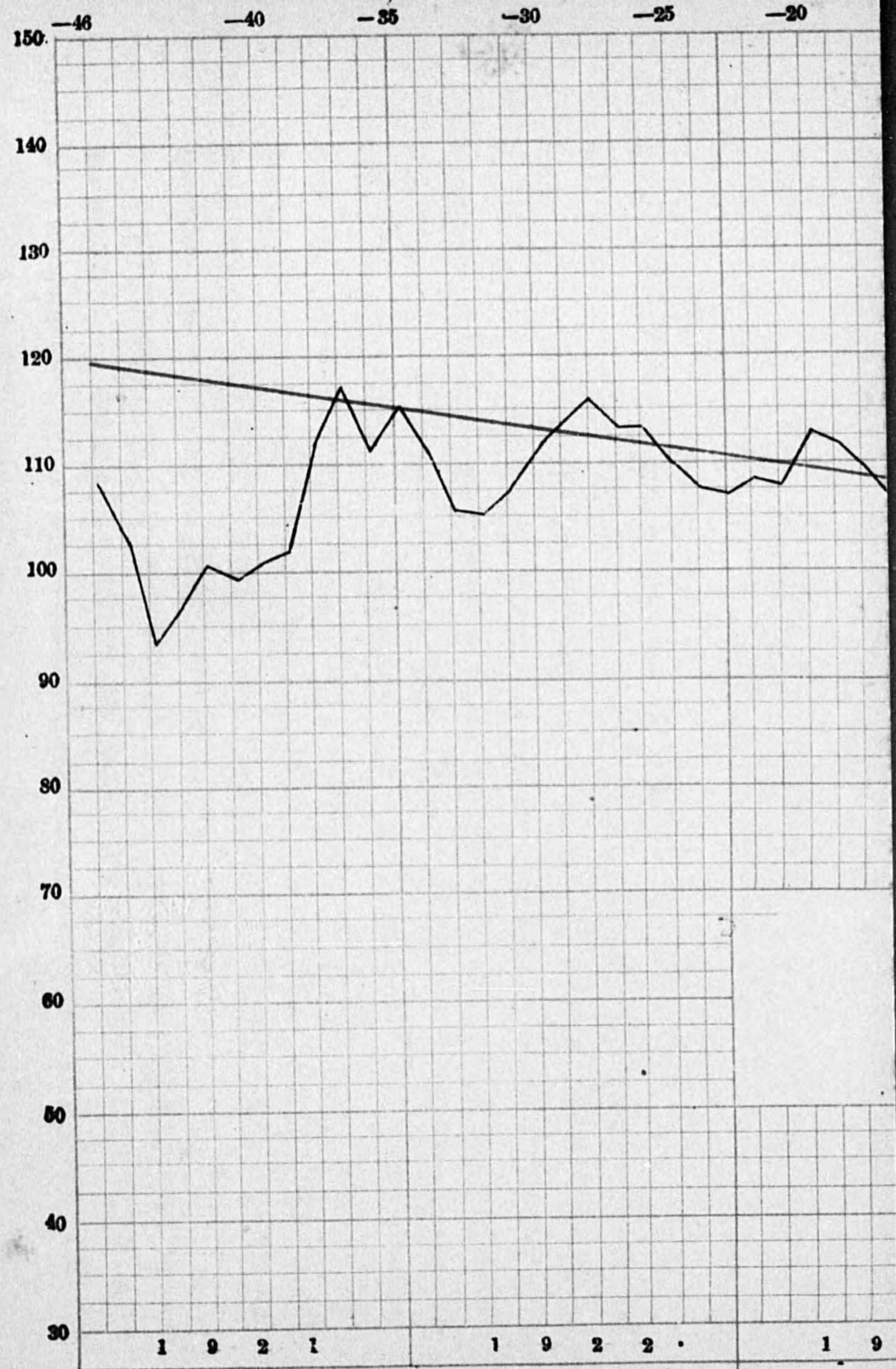
天津銀行公會は右書面と共に同行の紙幣荷送明細書を受取つたので直ちに天津總商會に書面を送つて曰く、「邊業銀行の明細書によれば發送紙幣は總額二百四十餘萬元にして八十六箱に分裝せるものなり、若し果して中途に於て遺失せんか市中に流入し來り其弊害は實に大ならん、茲に同行紙幣の授受停止方を當公會より銀錢兩會に通知する外同行の遺失紙幣明細書の寫し一部を同封して貴總商會宛送付す、右の旨當地各官衙に通知ありたし。なほ市中に流入して金融界を攪亂せしめざらんがため廣く偵査して當該紙幣發見次第沒收すべきこと並に同行紙幣の授受を暫時停止すべき旨各商號に通令されんことを請ふ」と、この通達に接した天津總商會は十一月二十七日附を以て天津商民に對し同行紙幣の兌換請求並に之れが授受を暫時停止すべく決議して布告した。

天津の邊業銀行が兌換を請求されたと云ふ噂は直ちに北京に傳り、邊業銀行北京支店も十一月二十五日より兌換請求者に對して硬貨の支拂ひを開始した。即ち北京支店は通常の如く兌換に應じたけれども各代兌所は其責任を盡すを肯ぜずして其代兌看板を取り外す者續出するに至るや商民等は更に同行に重大危險の迫れるを想見し争つて西河沿の邊業銀行に赴き兌換を迫り斯くて十一月は兌換風潮に禍されて同行の秩序は極めて紊亂を來した、一方當路者に於ても事態の容易ならざるに鑑み巡警十餘名を邊業銀行前に急行せしめ秩序の維持に努めたる外北京商會長孫學仕等は事金融に關係し治安に影響するを以て十一月二十六日の夜緊急大會を開催せんと集る者七十餘名に上り討論の結果商民の受くる損失を防止せんがため孫會長自ら當局に面會して同行紙幣の信用維持策を講ぜんことを請求することとなり孫會長は翌二十七日執政府に赴き段執政に面會するところあり而して二十九日の朝には北京なる文字の記入されし紙幣は夥しく北京市場に流通し、從來北京支店に於て兌換に應じ來たりしも天津の本店が兌換を停止するや北京支店は天津の硬貨を北京に移すこと能はざるを理由とし津行券との兌換を拒否し正式に次の如き佈告を發した。

謹告最近當行天津本店より當支店に宛て、現在時局不穩なるため硬貨を北京に移すこと能はず天津本店の發行せる天津なる文字の記入ある大銀元票及天津補幣券は本日より當天津本店に於て悉く兌換を行ふこととなりたれば北京支店並に北京にある代兌各銀號は一律に兌換の代理をなすに及ばず、と云ふ通達ありたるに依り特に此處に佈告す。

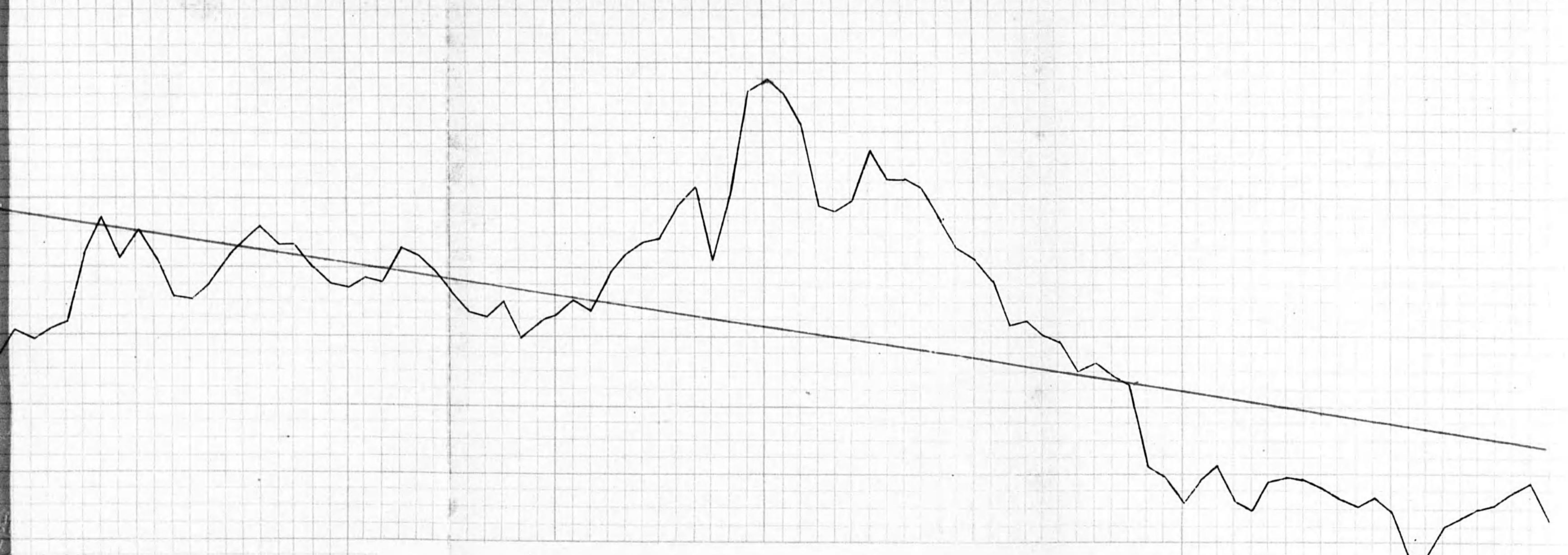
京津の邊業銀行に兌換請求起れりとの消息は直ちに東三省に傳波し、哈爾濱の商民も亦邊業銀行大洋票の使用を肯ぜざるに至つた。されど哈爾濱地方はなほ奉天派の勢力圏内にありし關係上同行の營業並に同行發行紙幣の信用を保持せんとし濱江道尹蔡運升は特に哈市銀行公會及道裏道外兩商會を召集して本問題を討論し嗣いで同行發行紙幣に意外の

危険無きことを明かにし、且つ各大銀行より邊業銀行の大洋券を通用授受すること並に平常の如く通用して拒絶するを得ざる旨兩商會より各商民に通知すべきを決定した。議決散會後濱江道尹より發した佈告は、「哈爾濱市内は關内戰雲に閉されてより以來も極めて平穩なりき、然るに最近京津銀行停頓せるため商民は當市の邊業銀行に對し幾多危惧の念を懷くに至れり、而も哈市邊業銀行と京津邊業銀行とは各獨立して營業し其間何等連絡なきを知らず、即ち發行紙幣も哈市に於て通用すとの文字ありて京津と同じからず、既に銀行公會及兩商會を召集して慎重に討論せり、而も準備は發行額を超過すること一倍以上なれば絶対に危険の懼れなし。並に中國、交通、東三省各行より邊業銀行の紙幣を悉く各行の紙幣と同一に通用授受すべきを聲明したり。よつて商民人等に佈告すること下の如し、邊業銀行の紙幣は從來の通り通用す、これが受入れを拒絶する者あらば發見次第嚴罰に處す」と云ふ哈市邊業銀行券の受入拒否を禁止したもので、この外濱江商會も各商店に對し邊業大洋券の受入れを慫慂した。斯くして邊業銀行發行の哈大洋は漸く通用さるゝに至つたのであるが受入れたる時は直ちに拂出して各人共邊業銀行券の手持を避けたる結果一時哈市通用の哈大洋は邊業銀行券によつて其大部分を占めらるゝと云ふ現象を呈した。當時奉天に於て中國交通兩行發行の奉天票が悉く市中より其姿を潜め獨り、東三省官銀號の發行に係る紙幣が横行したのと好個の對照をなして居る。この外哈爾濱戒嚴司令部は現洋現銀等の搬出を禁止せる外十二月十二日附を以て更に大口の各種支那紙幣出入口を禁する旨佈告せるが張郭戰の一段落と共に一時百七圓九十錢まで低落せる哈大洋も漸次見直して行つた。



註 挿入ノ關係上零線ヨリ20ノ線ヲ省略セルニ付注意ヲ促ス

-40 -35 -30 -25 -20 -15 -10 -5 0 +5 +10 +15 +20 +25 +30 +35 +40 +45



哈爾濱大洋票相場圖表

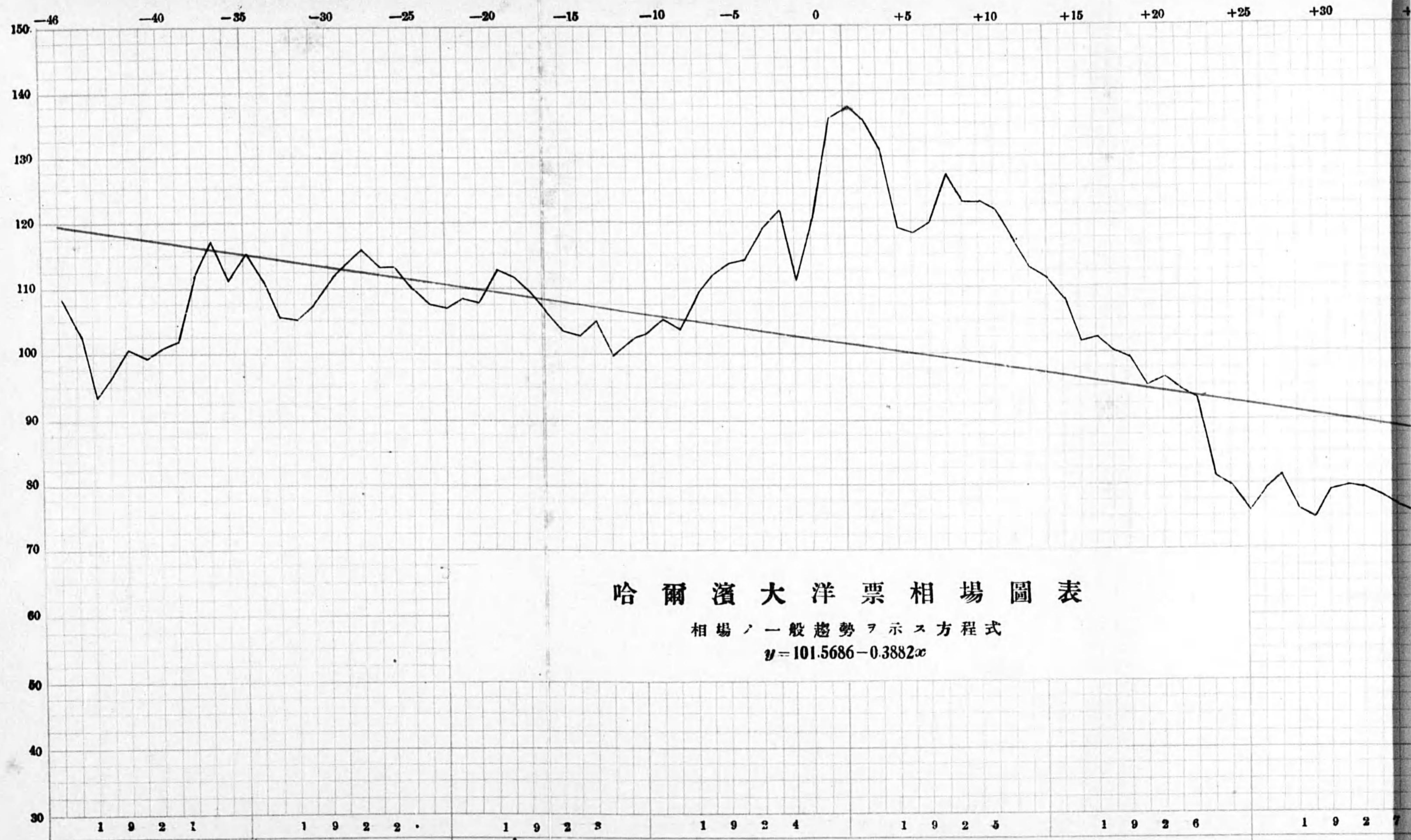
相場ノ一般趨勢ヲ示ス方程式

$$y = 101.5686 - 0.3882x$$

1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928

註 挿入ノ關係上零線ヨリ20ノ線ヲ省略セルニ付注意ヲ促ス

洋現銀等ノ搬出を禁止せる外十二月十二日附を以て更に大口ノ各種支那紙幣出入境を禁止する旨佈告せるが張郭軍ノ一段落と共に一時百七圓九十錢まで低落せる哈大洋も漸次見直して行つた。



哈爾濱大洋票相場圖表

相場ノ一般趨勢ヲ示ス方程式
 $y = 101.5686 - 0.3882x$

註 挿入ノ關係上零線ヨリ20ノ線マア省略セルニ付注意ヲ促ス

哈爾濱大洋票對金票累年月別相場

年月	最高	最低	平均	年月	最高	最低	平均	年月	最高	最低	平均			
1921	1	113.80	102.90	108.35	1924	1	114.70	103.60	105.415	1927	1	83.00	77.00	79.25
	2	110.00	95.80	102.90		2	105.10	103.50	104.20		2	83.00	79.30	81.25
	3	96.80	89.50	93.15		3	112.70	104.40	109.28		3	79.78	74.05	76.25
	4	99.80	93.80	96.80		4	117.50	109.00	112.27		4	79.20	71.40	74.75
	5	103.70	97.40	100.55		5	116.30	111.50	114.03		5	82.25	76.30	79.14
	6	99.90	98.40	99.15		6	117.40	113.10	114.60		6	81.50	78.20	79.71
	7	101.80	99.60	100.70		7	122.20	114.50	118.93		7	81.90	77.55	79.23
	8	102.80	101.35	102.075		8	124.80	119.40	122.17		8	79.85	77.20	77.99
	9	120.00	102.65	111.325		9	121.80	100.50	111.11		9	77.15	75.73	76.71
	10	121.90	112.00	116.95		10	132.50	107.80	120.76		10	77.50	72.80	75.27
	11	114.30	107.50	110.90		11	141.10	130.20	135.93		11	77.40	75.90	76.51
	12	116.50	113.90	115.20		12	140.00	135.10	137.69		12	76.35	71.75	74.57
1922	1	114.70	108.80	111.75	1925	1	138.10	133.80	135.84	1928	1	70.80	65.60	67.80
	2	110.40	101.20	105.80		2	135.90	125.60	131.38		2	73.50	62.10	68.08
	3	109.20	101.60	105.40		3	126.90	115.00	119.15		3	73.50	70.70	72.45
	4	109.70	105.40	107.55		4	119.20	117.25	118.37		4	76.70	69.40	73.72
	5	114.30	108.60	111.45		5	122.95	118.30	119.67		5	77.80	69.90	74.91
	6	116.40	111.30	113.85		6	130.40	123.35	127.12		6	77.05	73.90	75.54
	7	117.90	113.90	115.90		7	127.60	120.25	123.16		7	79.90	75.30	77.01
	8	114.20	112.30	113.25		8	124.50	122.10	123.19		8	80.15	76.45	78.73
	9	114.70	111.80	113.25		9	123.78	119.60	122.02		9	76.00	71.90	73.59
	10	112.20	107.40	109.80		10	123.50	112.00	117.05		10	75.20	72.00	73.29
	11	109.50	105.80	107.65		11	116.10	110.65	113.27		11			
	12	108.30	105.80	107.05		12	114.25	108.50	111.55		12			
1923	1	109.40	107.45	108.425	1926	1	112.95	101.70	108.41	(1) 1924年マテノ數字ハ片岡完二氏ノ好 意ニヨル、但シ1921年4.5.6ノ三箇月 間ノ相場ハ “Monthly records of Y.S.B. Exchange Quotations” ヨリ (2) 1925年以降ノ數字ハ濱江貨幣交易所 ノ引値ニシテ、平均ハ各日ノ引値ノ 和チ一箇月相常日數ニテ除シタル算 術平均デアル。				
	2	109.50	106.40	107.95		2	103.80	100.10	101.81					
	3	114.50	111.20	112.85		3	103.75	101.60	102.58					
	4	114.60	109.00	111.80		4	101.70	98.43	100.39					
	5	110.95	108.10	109.73		5	102.60	94.10	99.32					
	6	108.10	104.40	106.52		6	99.00	91.80	95.30					
	7	105.30	101.60	103.57		7	98.00	95.40	96.53					
	8	103.55	101.85	102.85		8	96.35	93.50	94.58					
	9	113.50	103.20	105.57		9	96.30	85.10	93.21					
	10	103.50	98.40	99.90		10	86.25	76.80	81.54					
	11	104.70	98.80	102.41		11	82.55	78.00	79.76					
	12	105.30	101.70	103.39		12	79.20	71.10	76.07					

最小二乗法ニヨル哈大洋低落率ノ計算

年月	相場	時ノ中心ヨリノ偏差	相場ノ差	時ノ偏差ト相場ノ偏差トノ積	年月	相場	時ノ中心ヨリノ偏差	相場ノ差	時ノ偏差ト相場ノ偏差トノ積	年月	相場	時ノ中心ヨリノ偏差	相場ノ差	時ノ偏差ト相場ノ偏差トノ積			
1921	1	108.35	-46	+ 6,7814	-311.9444	1924	1	105.415	-10	+ 3,8464	-38.4640	1927	1	79.25	+26	-22.3186	-580.2836
	2	102.90	-45	+ 1,3314	- 59.9130		2	104.20	- 9	+ 2,6314	-23.6826		2	81.25	+27	-20.3186	-548.6022
	3	93.15	-44	- 8,4186	+370.4184		3	109.28	- 8	+ 7,7114	-61.6912		3	76.25	+28	-25.3186	-708.9208
	4	96.80	-43	- 4,7686	+205.0498		4	112.27	- 7	+10,7014	-74.9098		4	74.75	+29	-26.8186	-777.7394
	5	100.55	-42	- 1,0186	+ 42.7812		5	114.03	- 6	+12,4614	-74.7684		5	79.14	+30	-22.4286	-672.8580
	6	99.15	-41	- 2,4186	+ 99.1626		6	114.60	- 5	+13,0314	-65.1570		6	79.71	+31	-21.8586	-677.6166
	7	100.70	-40	- 0,8686	+ 34.7440		7	118.93	- 4	+17,3614	-69,4456		7	79.23	+32	-22.3386	-714.8352
	8	102.075	-39	+ 0,5064	- 19.7496		8	122.17	- 3	+20,6014	-61.8042		8	77.99	+33	-23.5786	-778.0938
	9	111.325	-38	+ 9,7564	-370.7432		9	111.11	- 2	+ 9,5414	-19.0828		9	76.71	+34	-24.8586	-845.1924
	10	116.95	-37	+15,3814	-569.1118		10	120.76	- 1	+19,1914	-19.1914		10	75.27	+35	-23.2986	-920.4510
	11	110.90	-36	+ 9,3314	-335.9304		11	135.93	0	+34,3614	0		11	76.51	+36	-25.0586	-902.1096
	12	115.20	-35	+13,6314	-477.0990	1925	12	137.69	+ 1	+36,1214	+36.1214		12	74.57	+37	-23.9986	-998.9482
1922	1	111.75	-34	+10,1814	-346.1676		1	135.84	+ 2	+34,2714	+68.5428	1928	1	67.80	+38	-33.7686	-1,283.2068
	2	105.80	-33	+ 4,2314	-139.6362		2	131.38	+ 3	+29,8114	+89.4342		2	68.08	+39	-33.4886	-1,306.0554
	3	105.40	-32	+ 3,8314	-122.6048		3	119.15	+ 4	+17,5814	+70.3256		3	72.45	+40	-29.1186	-1,164.7440
	4	107.55	-31	+ 5,9814	-185.4234		4	118.37	+ 5	+16,8014	+84.0070		4	73.72	+41	-27.8486	-1,141.7926
	5	111.45	-30	+ 9,8814	-296.4420		5	119.67	+ 6	+18,1014	+108.6084		5	74.91	+42	-26.6586	-1,119.6612
	6	113.85	-29	+12,2814	-356.1606		6	127.12	+ 7	+25,5514	+178.8598		6	75.54	+43	-26.0286	-1,119.2298
	7	115.90	-28	+14,3314	-401.2792		7	123.16	+ 8	+21,5914	+172.7312		7	77.01	+44	-24.5586	-1,080.5784
	8	113.25	-27	+11,6814	-315.3978		8	123.19	+ 9	+21,6214	+194.5926		8	78.73	+45	-22.8386	-1,027.7370
	9	113.25	-26	+11,6814	-303.7164		9	122.02	+10	+20,4514	+204.5140		9	73.59	+46	-27.9786	-1,287.0156
	10	109.80	-25	+ 8,2314	-205.7850		10	117.05	+11	+15,4814	+170.2954		計	9,445.880	0	0	-26,020.2750
	11	107.65	-24	+ 6,0814	-145.9536		11	113.27	+12	+11,7014	+140.4168						
	12	107.05	-23	+ 5,4814	-126.0722	1926	12	111.55	+13	+ 9,9814	+129.7582						
1931	1	108.425	-22	+ 6,8564	-150.8408		1	108.41	+14	+ 6,8414	+95.7796						
	2	107.95	-21	+ 6,3814	-134.0094		2	101.81	+15	+ 0,2414	+ 3.6210						
	3	112.85	-20	+11,2814	-225.6280		3	102.58	+16	+ 1,0114	+16.1824						
	4	111.80	-19	+10,2314	-194.3966		4	100.39	+17	- 1,1786	- 20.0362						
	5	109.73	-18	+ 8,1614	-146.9052		5	99.32	+18	- 2,2486	- 40.4748						
	6	106.52	-17	+ 4,9514	- 84.1738		6	95.30	+19	- 6,2686	-119.1034						
	7	103.57	-16	+ 2,0014	- 32.0224		7	96.58	+20	- 4,9886	- 99.7720						
	8	102.85	-15	+ 1,2814	- 19.2210		8	94.58	+21	- 6,9886	-146.7606						
	9	105.57	-14	+ 4,0014	- 56.0196		9	93.21	+22	- 8,3586	-183.8892						
	10	99.90	-13	- 1,6686	+ 21.6918		10	81.54	+23	-20,0286	-460.6578						
	11	102.41	-12	+ 0,8414	- 10.0968		11	79.76	+24	-21,8086	-523.4064						
	12	103.39	-11	+ 1,8214	- 20.0354		12	76.07	+25	-25,4986	-637.4650						

時(x)ノ平均=0+93
=0

相場(y)ノ平均=9,445.880+93
=101,5686

偏差ノ積ノ總和=-26,020.2750

時ノ偏差ノ平方ノ總和=67,022

哈大洋相場ノ一般趨勢ヲ示ス方程式

$$y-101.5686 = \frac{-26,020,2750}{67,022}x$$

$y=101.5686-0.38823x$

即チ過去93箇月間ニ於ケル哈大洋相場ノ最小二乗法ニ依ル一箇月間ノ平均低落率ハ金 38.823錢ナリ

第二章 危機に臨める哈大洋

第一節 銀價の崩落に基因する哈大洋の惨落

一九二五年四月大英帝國の金本位復歸を機とし印度幣制改革の主張は愈々旺となり同年八月二十五日 Edward Hilton Young を委員長とする印度通貨及金融制度調査委員會の任命を見るや世界銀市場に多大の衝動を與へ翌一九二六年四月には倫敦銀塊相場は三十片臺割を演出し一九一六年來の記録を示したのであつた。當時の銀價の低落には圓價の恢復を見越したる支那爲替投機業者の策動も與つて力ありしものにして彼等の大々の爲替買向に賣應じたる支那銀市場の外國爲替銀行は支那市場に於て *Cover* し得ざりし賣持ちの殘餘を倫敦紐育孟買等の銀市場に賣繋ぐを餘儀なくせられ銀價の低落滔々として止まず。殊に一九二六年八月四日印度幣制調査委員會の報告書發表され金塊本位の採用を提案せし後は銀價は逐日惨落を續けたのであつた。試みに大連銀市場惨落の跡を尋ねんに同年八月四日百六圓十錢を示せる大連銀は翌九月には百圓の關門を潜つて九十四圓十五錢となり更に翌十月十九日には八十三圓三十五錢に低落せるが上海市場の日本向もこの間毎日昂騰を續けて十月十九日香上銀行の日本向 *Opening rate* は八十八兩四分の一に引上げられ市中日本向相場も亦八十八兩米國向五十五弗四分の三にして採算日米爲替は四十九弗八分の一となり斯くて圓爲替は銀價の低落を題材とする支那投機業者の策動と、圓の解禁を豫想する紐育筋の圓買弗賣出動とに暴騰の一路を驍進し殆んど其 *Specie point* (正金流出) に到達した。

従つて銀紙間の開き漸増の傾向を示しつつも其命脈を繋ぎ來れる哈大洋は銀價の低落に伴ひ大暴落を演ぜるが哈大洋

の百圓の關門内に落ち込みしは既に同年四月中のことに屬し四月十八日に於ける傳家尙貨幣交易所の哈大洋對金票相場は高値九十九圓九十七錢五厘安値九十九圓五十錢を示し又同日の哈爾濱大連向も百八元の高値に明け翌五月二十四日頃より一段の弱調を示現し同日の大連向天津向は共に百十五元の高値を呼び哈大洋對金票亦九十五圓五十錢に低落し支那側官憲は憂慮措く能はず五月三十日訓令を出して現大洋二百元以上は哈大洋流通區域内を運搬する場合にも官憲の認可證を要することを強制し翌六月二日哈大洋對金安値九十圓七十錢上海向百六十三元、大連向百十六元五十仙を示すや同日張作霖は哈大洋發券銀行に對し發行紙幣の回收方を下命したのであつた。この間に於ける上海向大連向の昂騰は明かに哈大洋と現大洋との開きの増大を示すものにして哈大洋對金圓相場の低落は銀紙間の開きに加ふるに銀の金に對する價値の低落並に日米爲替の急激なる恢復によつて誘導されたものである。哈大洋對金圓相場の低落に關する上述二理由の内後者による哈大洋の低落は國際經濟關係より招致されたる必然的且つ避く可からざる原因なるが故に已むを得ずとするも銀紙間の開き漸増の傾向は哈大洋の前途にとり由々しき脅威たらすんば非ず、而も支那官憲が後述する如くこの點に對し最善の努力を拂はずして金票排斥と云ふが如き陋劣なる手段に訴へて哈大洋の幣價を維持せんとせるは本末を顛倒せるも亦甚しと云ふべきである。

越へて八月四日印度幣制委員會の報告發表され金塊本位制を推奨し政府之れを受容せりとの報傳はるや各市場の銀商投機筋等は金塊本位採用の曉に於ける銀塊安を見越して一齊に銀の賣放ちを敢行し八月四日二十九片四分の一なりし倫敦銀塊現物は七日には二十八片二分の一に低落し哈大洋亦八月四日の現物安値九十五圓同月七日には九十三圓九十錢に低落せるが其後印度幣制改革案審議延期と共に銀價に對する當面の弱氣材料消失せるため哈大洋は弱調を云しつゝも九月二十四日まで九十圓臺を支持するを得た。この頃上海爲替投機筋の圓に對する策動は愈々其規模を擴大し標金市場は

正金筋裕豐永の出勤もあり熱狂的買人氣を煽り、標金の賣方は其繋ぎを爲替市場に求めんとせるも爲替銀行賣應ぜざるため勢之れを標金市場に求めざるを得ず標金が煽らるゝに従ひ爲替も唱え引上げられ、Cross business 亦旺盛にして圓價の猛烈なる恢復と反比例に銀價は低落を續けた。

九月二十五日哈大洋對金圓相場は九十圓臺割れ八十九圓三十錢に慘落し翌十月十九日には遂に七十五圓と云ふ未曾有の安値を示現し同日傳家尙貨幣交易所の大洋對金票現物出來高は六十萬元の巨題に上るに至つた。これより先支那官憲は哈大洋流通區域外に旅行する一主として山東苦力の歸國する場合一者に對しては從來十元を限り兌換に應ずる規定なりしものを五十元に擴張し一時哈大洋の低落を喰ひ止め得たりしも既述の如く九月二十五日以降は逐日慘落を續け九月三十日八十五圓十錢の安値に引け十月十七日には八十圓臺割れ七十八圓四十錢に低落し哈大洋の前途眞に憂慮に堪へざるものあり、越へて十月十九日には七十五圓迄低落し底値に達し翌二十日傳家尙貨幣交易所は寄付七十六元九十錢と明け市場の手合せ次第に活況を呈せんとする折柄東省特別區行政長官張煥相は哈大洋の維持に付き哈市埠頭區總商會に對して自ら注意を與ふると共に傳家尙商會に對しても濱江道尹をして警告せしむるところがあつた。依つて道尹は即日總商會正副會長及銀行公會關係者を召集し善後策につき協議したる結果、金券を驅逐するは到底不可能に屬し此際人爲的政策を弄するは却つて市面に波紋を生ぜしむるものなりと云ふに意見一致せるも一面に於ては曩に奉天官憲が錢鈔業者に對して採れる斷乎たる處置を恐れ且つ長官の體面を重んずるため商務總會の手を経て向後哈大洋對金票の相場は七十六圓九十錢以下に低落するを許さず且つ取引市場に於ける相場は當日の寄付を以てし以後の場建を禁ずる旨布達し折柄立會中の傳家尙貨幣交易所はこの報導を傳へて俄然名狀す可らざる混亂に陥り不安の氣配場内を壓し七十八圓四十錢の呼値と共に立會は停止された。一方張長官は哈大洋相場維持に關し、支那内地に對する送金爲替手数料を引下げる

こと、支邦人間に於ける取引は全部大洋本位とすること、大洋市價維持のために務めて現大洋を大洋票と兌換すること、云ふ三案を立て一般華商をして之を遵守せしむることとした。然して翌二十一日貨幣交易所は七十九圓に寄り寄り相場上向きを示せるため一旦發せられた相場制限に關する訓令も有耶無耶の中に葬られ、當日安値には七十八圓二十錢まであり翌二十二日より取引所公定相場は一先づ撤回の姿となり其後濱江道尹より張長官に對し人爲を以て斯の如き問題を解決することの不得策なるを力説し張行政長官も該命令の不結果に畢れるに鑑み道尹の進言を諒とせる由である。越へて二十五日支那官憲は商務總會の手を通じ一般商民に對し、支那市場の混亂は外國紙幣の流通に職由するものにして個人の利益を維持し國家の主權を擁護するには自國の貨幣を使用すべきであるから向後諸商取引に於ては悉く大洋を用ひ外國貨幣を排除すべしと云ふ意味の通告を發せしめ一時日本側の視聽を惹きたるも十一月中大洋相場が七十八圓乃至八十圓内外に安定せるため哈爾濱金融市場は一時小康を保持した。

然し乍ら哈大洋の前途には容易ならぬ危機が醸されつゝあつた。邊業、交通、廣信の紙幣増發に加ふるに稅關換算率更改問題が十月の暴落の直後に而も短時日の間に持上つたのであつた。即ち邊業銀行は十月二十八日附を以て奉天總司令部に對し營業擴張のため一元五十元三種紙幣合計三百萬元を發行するに付き報告すとの書面を寄せたとの消息が奉天から傳はり、之れに對し邊業銀行は哈市に於ては舊紙幣との交換に發行するものなりと發表し一般商民に不安の念を生せしむるに至つた。これと前後して哈市交通銀行も大洋票の増發を企圖せるが今其沿由を尋ぬるに民國十四年の秋交通銀行は奉天財政廳に對し二百六十萬元の賣價を以て戊成公司を賣渡し、これに對し奉天當局は右賣價と等額の紙幣發行を許可し在哈交通銀行は既に第一期の分として九十九萬八千七十元を發行し第二期の分として十一月一日百萬元の發行を行つたのであつた。この外廣信公司も亦交通銀行と殆んど時を同じふして百萬元の大洋票を増發することとなつた。

黑龍江督軍吳俊陞は哈市に於て二百萬元の廣信公司の新紙幣を發行せんとし蔡道尹を通じ吉林當局の諒解を求めたところ、吉林當局に於ても百萬元の増發は之を承認し殘餘の一百萬元は舊紙幣との回收に充當するを許容した。之れに關し廣信公司總辦の語るところに據れば百萬元の發行限度擴張により廣信公司の發行限度は三百萬元となり増發すべき百萬元の紙幣には舊來の二百萬元(巷説による廣信公司の大洋票發行限度は從來二百五十萬元)の紙幣と同様に哈爾濱の三字を印刷することとし、一方東支鐵道に於ては各線共、哈爾濱なる文字の有無に拘らず廣信新紙幣の受入を承諾せる由である。但し哈爾濱と印刷せざるものに對しては東支の要求次第何時にても廣信公司に於て哈爾濱なる文字の印刷されたる廣信公司大洋票並に中交兩行大洋票と無條件交換の責に任ずることを契約によらず東支督辦と公文を交換して協定せりと云ふ。

斯の如く哈大洋の増發頻々として報ぜられ、さなきだに哈大洋に對する危惧の念の増大せんとする民國十五年晩秋の交北滿支那海關は大洋の低落により蒙る損害尠からざるより海關兩對哈大洋の換算率を變更すべしとの議が起つた。當時北滿支那海關は其收入貨幣として哈大洋を海關兩兩に對し百五十六元六十五仙の定率を以て受入れつゝありしも大洋相場の暴落のため著しき損害を蒙り既定收入豫算にも甚大なる狂を生ぜしものゝ如く、北京總稅務司よりの内訓により右海關兩に對する大洋換算率を市場に於ける大洋相場の騰落に従ひ隨時之れを變更するの案を樹立し翌民國十六年一月一日より實施する豫定なりとの報が傳へられた。本問題は哈市輸出入業者にとりては重大問題なるを以て哈市商業會議所は夙に議員會を招集しこれが對策を講究すると同時に一面露國商業會議所及哈爾濱總商會とも打合せ意見の一致を見たる結果日露支三會議所より夫々同一の希望條項を關係當局に提出しこれが達成を期することとした。同希望條項の内容を示せば、在北滿支那海關の受入貨幣として大洋海關兩に對する換算率は之れを一箇月間不變のものとする、

右換算率は實施期日より尠くとも一週間以前にこれを發表すること、竝に在北滿支那海關は一定率を以て上海兩上海拂銀行小切手及正金銀行鈔票の大連拂銀行小切手も代用受入れの途を開くことと云ふ三項より成るものであつた。斯くて今や哈大洋の危機四伏し特産出廻盛期の最中に再び大崩落を示現するに至り、幣價維持策として日貨排斥の暴舉が支那官憲の手によつて企圖さるゝこととなつた。

第二節 支那官憲の幣價維持策

七十八圓三十錢を以て民國十五年十一月を越月せし哈大洋は翌十二月一日七十七圓九十錢に寄付き次いで七十六圓六十錢に崩落し同三日七十五圓八十錢五日七十二圓七十錢、七日、七十圓八十錢、八日七十圓五十錢と慘落の新記録を連續して哈大洋の前途暗澹たり。ために支那當局は憂慮を禁じ得ず、十二月八日附を以て、東省特別區行政長官公署より濱江道尹公署商務總會に書を寄せて、哈爾濱に於ては近來大洋逐日暴落し爲替及物價は騰貴し、市場金融に及ぼす影響洵に甚大なり、其原因は哈爾濱大洋を以て他の紙幣に引換え投機をなし、又他種紙幣を利用し低廉なる價格を以て大洋を買收し巧に漁利を占むるものある爲めに於て大洋の價格は日に益々低下し金融を破壊するに至る可きを以て適宜對策を講じこれを取締り、以て市場を維持整頓せざるを得ず、貴商會は直ちに指令を遵守し濱江道尹と共同して真相を調査し協議の上市場の整頓を計り、一面各錢莊を取締ると共に漁利の行爲を禁止し竝にこれが處置に關する狀況を報告すべし、と訓令し、翌九日長官は奉天へ出張十五日夜歸任せるが留居中の十三日附を以て張上將軍より行政長官公署に宛て、大洋相場を維持せよ投機をなし漁利を得んとする者あらば逮捕すると共に必要に應じ爲替取組の停止を命じ穀類の輸出を禁止せよとの電命ありたるを以て特別行政長官公署は所管内各方面に電信又は書面を以て訓令を發すると同時に哈爾濱

商務總會に宛て左の如く訓令した。

奉天票は東省唯一の通貨にして曩に奸商これを操縦し紊亂せしめたるを以て已に嚴重に懲戒處分し漸く平穩に歸したり、現時仄聞するに貨幣の相場又暴落し漫然制止する處なしと云ふ。本上將軍離奉未だ月餘ならず、卿等は地方の安寧を計る全責任を有するに拘らず自由に市價の上下に委し何等方法を講ぜざるは實に本上將軍附記の意に反するものと云ふべし。今回南軍に對する總ての軍費は各省に於て負擔し奉軍は未だ戦線に参加せず、軍費も未だ増加せず此等の内容は速かに各界商民に知悉せしむる必要あるに拘らず今尙ほ其方法を講じたるを聞かず、取急ぎ各長官より各所屬各縣に嚴令し整頓維持せしめよ、若し投機をなす者あらば必ず嚴刑に處すべし、切に懇説し不安のため自ら攪亂せざる様得心せしめよ、又哈爾濱は近來爲替相場昂騰せりと聞く、之等の事項は元來奉票と關係なきも必ずや外人此間に策動せるに基くものなるを以て張長官は嚴重に取締り其首謀者を逮捕せよ。而も尙暴騰する時は速かに爲替の取組を停止すると共に硬貨穀類の輸出を嚴禁し以てこれに對抗せよ、金融關係の全局に對し卿等は極力盡力すること肝要なり、との張上將軍より當長官公署に對し通電ありたり。當市大洋紙幣の維持に關し本署は曩にこれが整頓方法につき商議するところありたり、特にこれが維持に關し貴商會より切に懇説せられんことを望む、若し表面命令を遵照せる如く装ひ裏面に於て命令に違背する者あらば必ず逮捕し懲罰すべし。特に奉哈大洋各紙幣の價格を維持し爲替相場の低下を計り金融を重視せらるゝ上將軍の意に副ひ併せて其情況を報告せよ。

右の如き官憲の高壓手段に依り十二月十三日相場は七十五圓三十錢に寄付き七十五圓五十錢まで引戻し七十四圓二十錢を以て引け以降同月十七日まで相場は七十四圓五圓を彷徨し一方大連向爲替相場の如きも十二月八日の最高相場百二十一元を天井として同月十七日には百十六圓に低落した。即ち支那官憲の高壓的態度は幾分効を奏せる觀ありしが支那

側は益々壓迫の手を緩めず十八日濱江道尹公署、市政局、濱江商會、哈爾濱總商會、銀行公會等各方面の代表者を召集して會議を開催し大洋維持策につき協議するところありたるに一二條項につき反對意見ありしも張行政長官は頑として初志を翻さず、なほ新聞紙の傳ふるところによれば張行政長官は十八日會議の席上大洋市價維持の秘策として金票排斥を提出せる由にて之れが實行方法として銀行會社商店等の金票の手持高其用途竝に手持の由來に關し詳細なる統計を作製してこれに依つて監督することとし、なほ外國人の特産買付資金は上海に於て爲替を賣り又は銀行より借入をなし上海兩を獲得し哈市に於て上海向を賣れば差支之なしと説明せるところ中國銀行支店長馬子元氏は金票排斥の不可なる所以を力説せるに張煥相は色を作してこれを威嚇したと言ふ。

而して十二月十八日行政長官公署に於て議定せる大洋市價維持に就きては十二月二十日更に審議を行ふ豫定なりしも事情のため中止されたるを以て、濱江商會々々長李明達、錢糧兩交易所代表、銀行公會正副會長、其他有力者は同日午後三時より濱江商務會に集合し十八日長官公署に於て議定されたる維持策に就き熟議せる結果、實行困難なるもの及實行すれば必ず障礙を伴ふべしと認めらるゝものを指摘して一種の修正案を作り即日長官公署を訪れて條例一部の修正變更方を要請せるところ張行政長官はこの申出を斷然拒絕し、この際事の如何に拘らず是非共これを實行すべしと極めて強硬なる態度を以て條例勵行の嚴令を下しこの結果遂に二十一日に於て十八日に議定せられた條項が發表さるゝに至つたものであると云ふ。併し乍ら二十一日に發せられた大洋維持案には流石金票驅逐に關する明文は挿入されて居なかつた。

哈大洋維持辦法

(民國十五年十二月十八日協議事項)

- 一、東三省官銀號の穀類買占を禁止し竝に現存穀類を賣却せしめ以て大洋紙幣の流通緊縮を圖ること。
- 二、特産商手持ちの穀類に關しては其帳簿を調査すること。
- 三、錢糧兩交易所は毎月取引人名及取引書を長官公署に報告すべきこと。
- 四、銀行爲替料は百元に付十三元と定む、正當の理由ある場合商務會の證明を得たるものは爲替取組額に制限を加へず、又郵便局の爲替料を百元に付十四元と定む。
- 五、錢商に對しては日貨の取引を爲す可らざる旨命令すること。
- 六、濱江商會、哈爾濱總商會並に警察署は商店を點檢し各種紙幣の現在手持額を調査すること。
- 七、今後毎週土曜日に本會議を召集し此問題の狀況を審査し之れが處理方法を制定すること。
- 八、十二月二十日午後三時長官公署に於て會議再開の上該問題に付更に審議すること。

(民國十五年十二月二十一日發令)

- 一、銀行は暫時百元に付十三元の爲替料を以て無制限に爲替取組をなすこと。
- 二、官署及商務會は検査員を派し貨幣穀物の取引及爲替取組用途を表示して検査に備ふ。
- 三、銀行の外國紙幣買収を停止し竝に錢商の授機を嚴禁す。
- 四、穀物の手持品を適宜賣却せしめ其市價の平衡を保たしむべし。
- 五、銀行は穀類を貯藏し外國貨幣を保有する商店より貸付金の回收をなすこと。
- 六、郵便局に通告し銀行と同様の爲替料を以て爲替を取組みしむ。
- 七、各旅館店員の寫眞を提出せしめ現大洋の交換により漁利を得んとする者を嚴重に取締ること。

八、穀物の賣買は總て哈大洋を用ひ外國商人にして外國紙幣を以て取引せんとする者ある時は外國紙幣を哈大洋に交換したる上取引せしむべし。

九、奉吉黒の各省銀號（即ち東三省官銀號、永衡官銀號、廣信公司）は各自省の大小洋票及官帖を以て哈爾濱大洋票を購入すべし。

一方東省特別區警察總管理處金處長は十二月廿日午前九時各署長を召致して大洋維持に關する警察側の執る可き辦法として、各旅館が客に代つて現大洋の兌換をなす事を嚴禁しこれを取締るため旅館使用人の手札形寫眞を一人に付二枚宛徴取し一枚を管理處に一枚を銀行兌換所に備へ置く外、街上錢袋を携へて兌換をなす事を禁ずる旨を佈告し以後これを犯す者は嚴罰に處すると共に各署長は其管轄區域の錢舖に對し大洋の賣買を暫時停止せしめ、同時に商民の大洋賣買をも禁ずる旨を決議した。而して支那側警察署は長官公署の命令が、正式に發せらるゝと同時に警官を各錢舖に派し戸別の臨檢をなさしめ今後絶對に金票の交換を營業となすを許さざると共に投機賣買をなす可らざる旨を命令しこれが承諾の證として強制的に署名捺印を行はしめたることを官憲の行動に極度の恐怖を懷ける錢舖筋では、この横暴なる命令に對して何人も異議を挿み得なかつたと云ふ。次に商務會の手を通じて十二月二十一日一般商人に傳達されたる訓令を掲げてみよう。

上將軍よりの哈大洋整頓の電命を奉じたるを以て當行政長官公署に會議を開催し辦法九箇條を決議し之を通達す遵照實行せよとの長官公署の命を奉じたり、同辦法九箇條は金融整頓上誠に緊要なるものにして就中外國貨幣の買収を停止するを以て根本となす外幣の勢力膨脹すれば即ち國幣は其排斥を受く、故に本商會に於ては中國々民は當然中國々幣を使用すべきを期待し額の多少を論ぜず悉く國幣を以て本位とし外幣を使用し得ざることを通告す、茲に我商民は正義の在る處を大觀し併せて當局者の苦心の存する處を體得せんことを切望す今後隨時人を派して調査するところあるべきも取不取一般に傳達す、命を奉じて違ふこと勿れ。

右の如き暴令を發し乍ら行政長官公署林政務廳長は十二月二十一日次の如く辯明するところがあつた。

錢商をして日貨の交換を中止せしむる意嚮なるも特別の理由に依り商務會が證明するものに對しては銀行に於て交換せしむるを以て何等の不都合を來す處なし、又支那側が今日の如き對策を講ずるに至りたるは哈爾濱大洋票を上海大洋と同一價格迄引上げんとするがためにして決して日貨排斥の意味を有するものに非ず、大洋は支那の國貨にして北滿の基本通貨たらざる可らざるものである、而も近來錢商の投機的行爲により南方大洋に比し著しく低下し居るを支那官憲が正當に維持せんとするに何等の不都合なし、即ち通貨の安定は物價と生活の安定を意味するものである、中には軍費捻出のため官憲の大洋増發となり相場下落すとの説をなす者あるも官憲は今日迄新舊紙幣の交換をなしたることあるも増發せしこと無し、目下哈爾濱附近に流通する紙幣は總計二千六百萬元である。軍費も各省に於て負擔する規定なるも未だ實施されざるため四分の紙幣發行税と鹽稅剩餘を以てこれに充當して居る、なほ外國紙幣中チエルウオネツツは官憲に於て嚴重に取締りつゝある。併し乍ら大洋本位を勵行せんとする努力もあつて、商人に對し決濟は日本内地に於て行ひ當地にて行ふを避けよと獎勵せるが如きは其一例である。但し大洋は支那の國貨であるからこれを以て直ちに日貨排斥と云ふことは出來ない。之を要するに哈爾濱大洋票が相當の價値を有するに至る迄は行政長官公署は勿論道尹銀行商務總會が充分なる監視をなす筈である、云々

支那側の大洋市價維持に關する取締は日を経ると共に愈々峻烈を極むるため大洋相場は十二月二十一日には七十八圓五十錢まで恢復し二十三日には七十九圓七十錢に昂騰せるも、Nominalと選ぶところなく、取引更に振はず、交易所に

於ては辛ふじて一千元乃至二千元内外の小口取引のみにて一日の出来高も十五萬元を出でず且つ市中錢舗筋にては絶対に金票との交換嚴禁の姿にて偶々行はるゝものは十圓乃至二十圓に過ぎず換算率の如きも各處各様にして一定せず一般商取引は沈衰の極に陥るに至つた。而して曩に長官公署の發したる命令中銀行の爲替手數料は百元に付十三元に一定すべしとの條項あり、これ商民に對する爲替取組を容易ならしめ同時に大洋市價維持に備ふる目的なりしが右命令發せられて以來各銀行に對して爲替取組希望者頗に激増し見事支那側の豫想を裏切つたのであつた。一方支那官憲の錢舗に對する態度に極めて執拗にして錢舗を極度に壓迫し之を絶滅せしめ然る後斯業を擧げて銀行業者の手に移さんとする企圖の存することを暗示したのであつた。

越えて十二月二十五日張行政長官は更に關係各方面有志を招致し手持特産の賣出に依る特産價格の引下げ、天津上海向爲替料の引下げ並に大洋建による特産取引の推行に關し協議し、特産物を持ちする商店をして速かに之れを賣却せしめ以て相場を平準にすること、二十七日より銀行は上海天津向爲替料を百元に付十元に引下ぐること、商務會及官署は東支沿線各驛に向け特産取引は總て大洋建たることを通知すること、外國商人の東省特別區に來りて特産物を取引する者も亦大洋取引たるべきこと、と云ふ四辦法を定めて各商務會を通じて一般に通達せるが、二十七日に至り張煥相は引續き濱江商會及哈爾濱總商會に對し哈大洋維持に關する次の如き訓令を發した。

哈爾濱大洋整頓に關しては張上將軍の訓令に基き徹底的に實行し其効果を收むべく、各商人の現在手持の特産數量は兩商務會に於て夫れ夫れ報告すべし又長春滿洲里ポクラニチナヤ各驛より哈爾濱に持來る各種巨額の紙幣に就ては必らず行政長官公署の許可を必要とす、而して爲替にありては圓滑を貴ぶを以て制限せざるも各商にして特産及外國貨幣を儲存する向にありては前達十元の爲替料を以てするも爲替を取組むことを許さず、且つ大洋を賣り他種貨幣を買ふを許

さず貸借にありても他貨幣間の相殺を禁じ以て鞘取を杜絶すべし、なほ右に就きては役員をして充分取調べしむるは勿論商務會に於て各商に遵守する様論達すべし。

支那側官憲の大洋維持策は斯の如く愈々出でて愈々暴を極め奉天に於ける所謂奉天票維持策其儘を踏襲し哈爾濱市場の取引全般に亘り大洋建とし之れに伴ふ大洋の強制相場を北滿一帯に亘つて通用せしめ暗に鮮銀券驅逐と云ふ態度に出で其魔手は遂に哈爾濱在住の露商にも及ぶに至つた。十二月二十六日行政長官張煥相は露人經營商店に警官を派し金票建とすることを禁じ金票の受入を停止すべき旨を傳へ背せざる場合には國外に追放すべしと威嚇し金票受入停止承諾の署名を求め更に二十八日に至り張煥相は露西亞一流商店秋林洋行露西亞商業會議所會頭其他代表者を招き金票建を大洋建に改むべき旨を以てせるところ彼等は其實行不能なる所以を以て説明せしが翌二十九日秋林洋行は更に招致され商品賣値の大洋建變更並に金票の受入を停止すべき旨を強要せられたるを以て秋林代表者は金票にて仕入れたる現品のみにて數百萬圓を越え、註文中のものも輸送中のもを合計すれば巨額に達するが故に急に大洋建に變更することは實行不能にして且つ顧客中には各國人ありて各國の貨幣を使用する状態なれば當日相場による交換を拒むこと能はずと稱したるに、支那側は然らば一箇月後は如何と問ひ之れに對しても秋林洋行代表者は不可能なる旨を答へて歸店せる由にて其翌三十日も同様招致され翌民國十六年一月一日より大洋建に變更すべき旨申傳へたるに對し秋林洋行は繰返し斯る短期間内に變更し得ざる旨並に一個人にては如何とも答へ難き旨を残して歸店せしが一方警察側に於ても三十日、秋林洋行に對し一月一日迄に大洋建に變更せざる場合には國外に追放すべしと電話にて傳達したと云ふ。

支那側官憲の大洋相場維持策に名を藉る金票排斥は今や露國商店にも及び日一日と深酷化し容易ならざる状態を誘致せるを以て日本商業會議所に於ても十二月二十七日急遽委員會を開催し之れが對策を協議せるが、これより先十月二十

日附を以て支那側が交易所に對し七十六圓九十錢の公定相場を強制せる際日本商業會議所は決議を齎し天羽總領事を訪ひ、總領事は非公式に行政長官に對し注意を促せるに行政長官は之に對し何れ調査の上何分の回答を發すべしと頗る曖昧なる態度を示せるが其後大洋相場の恢復と共に有耶無耶の裡に葬られたのであつた。然るに十二月八日以降に於ける支那側の大洋維持策は一變して純然たる日貨排斥となりたるを以て十二月二十七日日本商議の對策協議となるに至つたもので同日庄司會頭は天羽總領事を訪ひ意見を陳述する處あり翌二十八日總領事は張煥相に面會し長時間に亘り懇談し當日附を以て左の如き第一回の抗議書を提出した。

十月下旬支那商務總會が外國貨幣流通禁止の傳單を流布したる際十一月二日張長官は日本貨幣流通禁止の意嚮なき旨を言明せられたることあり、又商務總會の外國貨幣使用禁止に對しては隨時禁止すべき旨の回答ありたり、然るに最近支那官憲は行政長官公署の訓令に基くと稱し、日本金と大洋との交換禁止錢鈔交易所に於ける金圓取引禁止、商品の大洋建命令、金圓の受入禁止等を命令し居る趣聞き及び驚愕せり、右に就きては本日篤と談合せる通りに大洋票の價值維持に對しては切に同情するも大洋票價格の動搖は日本貨幣存在のために非るは明白なるが故に今回の長官公署の指令は一に日本貨幣排斥の主意に出たるは疑の餘地なし、殊に哈爾濱支那商人の非常なる苦痛に反し支那官憲が獨り日本貨幣の排斥を企圖せられたるは殊に遺憾の限りなり、就ては日支親善の本義に顧み今回の日貨流通制限及禁止の措置を速に撤去せられ從來通り日本貨幣の流通に制限を加ふること無き様取計ひ相成り度し。

尙ほ當日の談合に際し張長官は總領事に對し大要下の如く回答すると共に十二月三十一日附を以て天羽總領事の第一回抗議に回答を發したのであつた。

今回の措置は大洋相場維持が目的で日本金票の排斥を目的とするものではない、唯大洋維持の爲金票の流通に制限を

加ふるが如き結果となりたるは遺憾に思ふ。目下支那商人に於て大洋票との交換を欲せざるは損失を恐るゝ不安より出でたるものなるべく、大洋票と金票との交換を禁じたる事實なし。貨幣交易所に於ても金票の取引を停止せることなく唯不安なるため彼等は差控へ居るものなるべし。又支那商人に對して金票の受入れにつき制限を訓令せること無し、これも不安なる故差控へ居るものならん。九箇條の訓令をなせる事は事實である、これは矢張り大洋相場維持より出でたるものにして先づ爲替料の制限をなし、貨幣賣買の投機を禁じたもので銀行の外幣買入れを停止すると云ふは銀行がこの際外幣を買入れることの危険なるため停止せしめたる次第にして銀行は利益だにあらば矢張り圓貨を買入れるであらう。商品を大洋建にすることにつき訓令を發せること無し、唯東支鐵道に對しては其運賃を大洋建にすることを申入れて置いた。大洋票相場に關する官憲の訓令も果して其通り嚴格に行はれ得るや否やを保證することは出来ない、要するに哈爾濱に於ける金票流通高は五百萬元なるに大洋の流通高は二千五百萬元である、然も大洋の流通範圍が狭小なため金票に壓され自然相場の變動も多くなるわけで此際大洋の流通範圍を擴大したいから何分の援助を仰ぎ度い云々、と金票排斥を企圖せるに非る所以を説明し、天羽總領事の二十八日の抗議書に對しては三十一日附を以て次の如く辯明した。拜復大洋票は哈爾濱市場幣制の本位にして哈爾濱貨幣を整理するは本長官の職分にして、これが爲に外國貨幣が影響を受くるや否やに想到するは困難なり。今回の措置を以て日貨排斥を企圖したりとなすは事實誤解に基く所にして深く遺憾とす。殊に哈爾濱貨幣の整頓は規定によるところにして正當の措置に屬するが故に悪しからず御承相成り度し。

天羽總領事は張行政長官と内見の結果支那官憲今次の大洋維持策は張作霖の命令に基くものなること竝に表面大洋維持と稱するも明かに金票の流通禁止を本旨とするものなるを確めたので兩國の國交を阻碍し北滿の財界を攪亂するものなること頗る顯著なるより願末を本國政府に傳ふると共に其回訓を俟つて更に正式抗議をなすこととせるが在哈領事團

に於ても事態容易ならずとし十二月三十日附を以て次の如き要旨の抗議を發した。

領事團は張長官が外國貨幣と支那貨との引換を禁止する命令を出し且つ貨幣の交換及取引上に急激なる措置を取り當地經濟界を攪亂せる事實に對し最も重要な注意を惹起す、領事團は各外國人が之等措置のため非常なる悪影響を受くるに鑑み嚴重に抗議し速かに斯の如き措置を止めん事を要求し同時に各外國人の權利を保留することを聲明す。

同十二月三十日哈爾濱日本商業會議所も事態の轉換を圖らんとする見地より天羽總領事に宛て左の如き請願書を提出し、大洋相場維持訓令に關し支那官憲に嚴重に抗議されんことを要請した。

拜啓今回支那官憲の執れる大洋相場維持策は反面金圓券の排斥となり人爲的に經濟界の原則を破り當地方商取引の圓滑を阻害するのみならず我國の國威を侵害すること甚大なるもの有之候に付支那官憲に對し左記に依り嚴重に御抗議御勸告相成様願度此段懇願候也

(一)金圓券の排斥は過去十年間に扶殖せる我經濟的勢力を根底より覆すものにして即ち我國威の侵害とも見るべきものなり依て此際嚴重に抗議せられたき事(二)北滿經濟界の圓滑を圖るため左記各項を支那官憲に御勸告相成度き事

(1)今回の擧が單に大洋相場の維持策に過ぎざるものとせば此際支那官憲の公認する貨幣兌換所を設定せしむること、(2)一般商民の金圓受入れを自由ならしむること(3)大洋の價值を實質的に高むること(4)徒らに市場を攪亂せしむるが如き法令を出さしめざること。

この間大洋相場は七十八―九圓の値頭を上下し十二月二十七日貨幣交易所の高値は七十九圓十錢、二十九日は七十九圓に寄付き同日の高値を示し安値には七十八圓五十錢まであり、引七十八圓六十錢を以て越年した、一方哈爾濱南方向爲替は二十七日大連向百九元、天津向百十二元五十仙、上海向百五十四元を示し、翌二十八日は大連向百八元八十仙、

天津向百十元、上海向百五十二元五十仙と夫々變動しつゝ哈大洋流通史上に特記すべき民國十五年を畢つた。

第三節 民國十六年初頭に於ける哈大洋問題を繞る日支間の繫争

内外の視聽を喚起せる東省特別區行政長官張煥相の哈大洋維持策は解決の暗示すら與へられずして民國十六年の新春を迎えた。傅家甸貨幣交易所は舊臘三十日以來一月十六日まで立合を中止し哈市に於ける諸取引は全く歸趨を失ふの狀を呈した。但し一月六日及十一日の兩日は立會行はれたるも六日には大洋對金の取引皆無十一日は寄付七十七圓十錢引七十七圓と呼値ありしも Nominal 取引依然として行はれず。

一月二日天羽總領事は張煥相に對し次の如き第二回抗議書を發した。

十二月廿八日の公文に對し同月卅一日公文を以て回答の趣意承今回貴長官の措置が哈爾濱貨幣制度整頓の主意に基くものであり、日貨排斥の主意に非ずとせば何故に金圓の受入を制限又は禁止するや何故に大洋票と金圓との市場相場に由る自由交換を禁ぜりや將又外國貨幣と大洋票との交換取引を爲す錢鈔交易所の運用を制限せりや諒解に苦む、如何に考ふるも今回支那官憲の措置は大洋票價格維持の範圍を越へて日貨排斥の意味を含まれ居るものと認めざるべからざるを遺憾とす、就ては此際速かに商人の金圓受入を自由にし、金圓の大洋票と市場相場に依る交換の自由を認め、錢鈔交易所の自由取引を復活するか又は外國貨幣交換所を設立して外國貨幣と支那貨幣との交換の自由を保證せらるゝ様致されたし。

本抗議に對する張煥相の態度は極めて不眞面目にして回答を延期し、張作霖于冲漢芳澤公使等の斡旋により金票排斥を中途に於て放棄し四圍の事情が幾分自己に有利に展開し來れる一月二十九日附を以て、客年十二月廿一日附回答及一

月廿九日附主席領事宛公文に依り承知ありたし、と回答せるのみにて抗議の要點に觸れたる文言なかりしかば天羽領事は重ねて翌二月十二日附を以て支那側に宛て實情を照會したのであつた。文中の主席領事宛公文と云ふのは民國十五年十二月三十日附を以て發せられた領事團の抗議に對する一月二十九日附回答を指すものにして其大要を示せば、本年一月十日以來銀行團に於て外國貨幣交易所を設け外國貨幣と大洋との交換を實行し居るが故に在留外國人の通商上には毫も不便と思はるゝものなきに至れり、云々といふ如き頗る抽象的の文字が羅列されて居た。

天羽總領事が第二回抗議書を發せる一月二日午前一時支那側警察官は哈爾濱新市街 Grand Hotel を臨檢し金庫内に金票を發見するや直ちに同 Hotel 支配人と料理人の兩名を拘留し同日午前十時に至り漸く釋放せるがなほ同夜東支俱樂部部従事員兩名も同じく金圓所持の廉に依つて支那警察に抑留され其他新市街の露西亞商人にして賣留金中に金圓あるを發見されて拘引されたるもの別に三人合計七名の露西亞人が一日内に逮捕されたのであつた。この報に接した露西亞商業會議所は直ちに支那當局を訪れて抑留者の釋放方を懇請せるところ支那側ではこれが交換條件として、露西亞商業會議所は此の際に哈全露人に對し今後總ての商取引建値を大洋建に改むること及金圓を絶対に受入れざることを布告すべきことを提言し露西亞商業會議所はこれに對し、商議の立場として斯の如き布告をなすは妥當を欠ぐに依り布告は支那官憲に依つて發せられたしと述べたるも容れられず若し右の命令をば遵奉せざれば在哈露人を國境外に追放すべし威嚇し露西亞商議に於ても己を得不得新年は書入れ時にて繁忙なるを理由とし七日まで建値變更の猶豫を乞ひ許せられたといふ。なほ此の問題に關し露西亞商業會議所は一月四日の露紙に公告して建値變更は一月八日まで延期されたる旨を發表した。

一月三日哈爾濱日本商業會議所は關係箇所に就て哈大洋問題の解決に關する盡力方を電文を以て要請した。詳説せる

如く支那當局の大洋市價維持策は愈々露骨となり今や日本に對する經濟的宣戰の布告とも見做すべき暴力沙汰と化し銀行業者輸出業者の被る損害は云ふに及ばず多年培ひ來れる日本の北滿に於ける經濟的勢力は權花一朝の夢と化せんとするに加へて日支間の感情を阻隔すること甚だしきものあるより哈爾濱日本商業會議所に於ては庄司會頭以下各議員及所員等年頭の賀禮も何所に哈大洋問題の調査と對策の講究に没頭しつゝありしが支那側の磅礴無人の振舞あまりに甚しきを目撃するに及んで、一刻も猶豫すべき時機に非ずとし一月三日在記の如き悲愴なる電文を内閣其他各方面に飛ばし日滿有力筋の奮起を要望するに至つた。

電文

軍費調達に窮せる張作霖氏は北滿大洋の増發と特産買占により財源捻出に着手し其當然の結果大洋相場の崩落を馴致したり、茲に於て支那官憲は名を大洋相場の維持に籍り我金圓の徹底的排斥を企て警察力を用ひ其流通を阻止するに至れり、元來我金圓は露國革命に發端し北滿市場に流通し爾來約十年當地方唯一の國際通貨たる機能を發揮し年三億の輸出入貿易は擧げて我金圓に依り、金預金は當時三四千萬圓、企業投資額五千萬圓市場流通額三百乃至五百萬圓を維持し來れり、然るに利權回收に熱中せる張煥相は昨秋郭松齡反亂以來自己の地位に不安を感じ爾來張作霖の歡心を買ふに餘念なかりしが今次自ら金圓排斥の具體案を樹て暴力を用ひ金圓の根本的排斥を策するに至れり。排斥の要點は(一)金圓大洋の引換停止(二)錢鈔交易所の金圓市場禁止(三)露支各商店の金圓受入拒止(四)治外法權なき各國人の金圓使用禁止、(五)金圓の爲替取組禁壓、(六)悖る者は嚴罰に處し露人は國境外に追放、等にして目下露人の警察に拘留せらるゝ者簇出し市場攪亂取引杜絶北滿財界一大危機に當面せり、右に付天羽總領事は屢本省に請訓と共に支那側に強硬抗議を提出し各國領事團亦蹶起右暴令の撤回を要求せり。之れに對し支那官憲は「實力の伴はざる抗議文」視し冷笑を放つ觀あり

元來北滿大洋は奉天票と其選を一にし兌換準備不明なる不換紙幣にして更らに將來幾何の濫發を見るや全く豫測し能はず外人在住者一般の危険言語に絶へたる次第なり、吾人多年の經濟力が北滿軍閥の暴力に蹂躪し去らるゝは吾人の忍び難き處且つ其餘波は必ず南滿に及ばずんば止まざるべし、此際特に御配慮を仰ぎたし。

(昭和二年一月三日午後七時三十分發電)

哈爾濱日本商業會議所會頭 庄司 鐘五郎

上掲の概文は直ちに各地の反響を喚び起すところとなり翌四日來哈爾濱商業會議所に宛て安東、營口、函館、横濱の各商業會議所並に東京實業組合聯合會等より同情を表する返電が續々到來したのであつた。

なほ一月四日大連商業會議所は哈爾濱商業會議所の通電と殆んど同一の内容を有する電文を内閣總理大臣及商工外務各大臣拓殖局長官關東廳長官宛に郵送した。奉天商業會議所に於ても亦哈爾濱商業會議所の電請に對し一月五日正午役員會を開き更に同日午後六時より初議員會を開き庵谷會頭より開會の挨拶に次ぎ哈爾濱商業會議所より應援方の懇請ありたりと述べ哈爾濱の經濟狀態を詳説するところあり、更に鮮銀代表者より哈爾濱に於ける過去現在の金融狀態を説明し討議の結果飽迄援助することゝなり三名の起草委員を擧げ電請文を作成し翌六日關係當路者に送付して其援助を仰ぐことゝし午後八時散會した。又長春商業會議所に於ても一月七日午後三時より記念館に於て議員會を開催し北滿市場の金圓排斥問題に關し協議せるが議事に入るに先ち吉林燐寸日清燐寸より製品賣上代金たる大洋を金票に交換し能はざること及哈爾濱露國人向燐寸販賣は金建なりしも、金建取引禁止の結果商談杜絶せる旨を述べ、次いで松茂洋行も從來金建にて販賣せる石炭の賣上代金の回收不能に陥れる次第を説明し長春としても何等かの對策を講ずる必要ありと云ふに一決し差當り第一段の方法として陳情書を各要路に提出した。この外安東商業會議所よりも一月十二日附を以て關係要

路に宛て陳情書を發し南北滿洲に於ける本邦商業會議所は擧つて張煥相の彈壓的行動に反對したのであつた。

これより先哈爾濱日本商業會議所は一月四日天羽總領事に對し十二月三十日附を以て請願せる條項に更に外國貨幣交換所設置の場合は相場の決定機關幹部組織の一員に外國銀行團代表を參加せしむることゝ云ふ一條の追加を申請し左の如き請願書を提出した。

拜啓去る昭和元年十二月三十日附所謂大洋相場維持策に關する支那當事者の暴令に對し御交渉方願出置きし要項に更に左記一ヶ條追加方御配慮相願度右は公平且つ鞏固なる基礎を得て當地方商業の發達を期し度き信念に外ならず候(條項前掲の通り)

當日支那銀行公會は、天津上海向爲替相場を墨銀百弗に對し百十八元とし其他の都市向のものは取扱店の任意とし爲替取組金額に制限を設けずといふ條件を長官公署に申請し爲替取扱店をして公定相場に依り爲替の取扱を開始せしめたるが各行一日の損失一萬元に達し苦痛甚大なるより、一月六日爲替取組額に制限を設け一日の賣出高墨銀三千弗銀兩一萬兩と定め爲替料も墨銀に對するものを哈大洋十元引下げ銀兩に對しては一千兩に付哈大洋一千五百八十元の相場を以て賣應することに變更した。然るに翌七日に至り支那側銀行は個人の爲替取組額の限度を十元とし、支那側郵便局の爲替も一人當り五十元と定め一日の取扱數を三十口に制限せるが支那側爲替取扱店は銀行專屬のものを除く外全部爲替を取扱はず、支那側銀行は功成玉、寶隆銀號、敦昌號に委託し小口爲替の取扱を代行せしむることゝした。

一月八日在哈外國爲替組合銀行は聯名を以て大洋問題に關する覺書を支那側に提出した。同覺書は組合の申合せにより極秘に附せられて居たが一九二七年一月二十二日の Harbin Daily News は原文を發表し翌二十三日の滿洲日々には全譯文が掲載された、哈爾濱に於ける外國爲替銀行團は鮮銀、正金、香上、花旗より組織さるゝものにして同組合は張煥

相の大洋相場維持策に關し客年十二月三十一日協議の結果覺書を提出するに決し一月五日午後左の覺書を可決し一月八日附を以て行政長官に提出するに至つたものである。

張行政長官に對する哈爾濱外國爲替銀行團決議書(譯文)

哈爾濱外國爲替銀行團

朝鮮銀行(署名)

Hongkong & Shanghai Banking Corporation(署名)

The National City Bank of New York(署名)

橫濱正金銀行(署名)

東三省特別區行政長官 張煥相將軍 閣下

外國爲替銀行團は當地支那當局が大洋維持の爲めに種々の方策を採られつゝあるに對し多大の興味を有し居れり、外國爲替銀行團たる吾等四銀行が當地に於ける營業上投資せる總額は優に墨銀壹億弗に達し之等の投資は直接に哈爾濱及其附近の經濟状態と至大の關係を有す、從て經濟状態を調節整理する爲めに支那當局が種々の強制的手段を講ずる事は當地に於ける他の銀行其他各種銀行業者の受くる打撃も然る事乍ら吾等外國爲替銀行に取りては重大事件たるや必せり。世上傳ふる處によれば哈爾濱大洋相場引上げの爲め金票對大洋の賣買に對し制限を附し事實上自由に賣買するを禁ぜられ居れりと云ふ。然のみならず當地商人は警察官より取引の種類幾何を問はず賣買は全然哈爾濱大洋建を以て行ふべしとの通告を受けたりと云ふ。支那當局が哈爾濱大洋相場の安定策を講ずるはそが堅實なる銀行の原理原則に立脚せる限り吾等爲替銀行の歡迎する處なりと雖も前記の維持策は哈爾濱大洋下落の根本原因を究めざるの誹を免れざるのみならず萬一前記維持策にして實際に實行せられんか東三省に於ける商工業の經濟的發展に甚大なる打撃を加ふるものと信ぜらる。哈爾濱大洋が金圓に比し比較的低價なるは當地に於ける多數の商工業が種々の通貨建となり居る爲めに然らざるは贅言を要せず即ち商工業者は日々之換算相場に依り哈爾濱大洋をも受け入るゝを常とするを以つて之れが爲めに哈爾濱大洋を殊更に下落に導くこと無し、哈爾濱大洋自體の改善を圖らずして金圓其他の堅實なる金本位貨と大洋との自由なる賣買を制限する時は其制限あるが爲めに反つて大洋自體の相場を低落せしむる傾向あり、何となれば他の商品又は通貨に交換され易きもの程他の凡ての商品又は貨幣より好く評價せらるゝは經濟の原則として周知の事實なればなり、他の通貨より評價して哈爾濱大洋昨今の相場が割安なる諸理由を擧ぐれば次の如し。

一、哈爾濱大洋は大體銀の一定量を含む圓銀一圓と云ふべく而して約一年間世界的供給過剩により銀價は下落を續け一九二五年十二月廿兩に付米弗七十六仙を唱へし上海兩は昨今米弗五十九仙を唱へ居れり、又一九二六年十月十五日以來大連圓銀一圓は金圓八十五錢乃至八十九錢の間を往來しつゝあり、由是觀是兌換の基礎確實ならざる當地大洋としては最近數週間に於ける大洋相場は寧ろ高値に維持せられたりと云ふを得べし。

二、哈爾濱大洋が大連圓銀に比し七分乃至甚數は二割五分も割引せられ來りし原因は哈爾濱大洋が金圓と自由に交換し得るに職由するものに非ず將又金圓が哈爾濱財界に廣く使用せらるゝの事實に基くものにも非ず哈爾濱大洋下落の原因は左の二項を主たるものとす。

(イ) 哈爾濱支那銀行の發行する大洋票に對しては銀準備の基礎無く從つて無限に大洋票を現銀に兌換せざること。

(ロ) 或る二三の支那銀行は大豆の買占をなし又上海其他の都市向送金爲替取組に應ずる爲めに兩又は金圓資金を得んとして巨額の大洋票を發行しつゝありとの風説流布せられたること。

斯くの如く世人を惑はすが如き風評起りたる場合と否とを問はず當地支那當局は支那側銀行の實際發行高を調査し一週一回公表せば財界に於ける此種の誤報を一掃するを得べし、發行を管理する事嚴肅にして發行銀行は資本金並に貸借對照表により正當と思惟せらるゝ金額以上には紙幣の發行をなし得ざるものなることを世人が知るに至らば哈爾濱大洋票は今日より以上に多大の信用を増し勢ひ金圓其他通貨に對し相場高昇すべし、天津上海北京漢口其他の支那の都會に於ける大洋票と異なり、哈爾濱大洋票が自由に現銀に交換され得ざる限り又一時的にもせよ二三の銀行が尠くとも其經濟的信用以上に紙幣を發行しつゝありと一般民衆に於て信じ居る限り、哈爾濱大洋市價は最近數年間に經驗せし如く急激なる騰落を免れ難かるべし、支那當局が支那發券銀行公會に對し手数料一割の Nominal rate を以て上海向送金爲替を取扱ふことを強制して以て哈爾濱大洋を改善すべく努力しつゝあることは吾等の熟知するところなるが此爲替兌換の方法に對しては多くを期待することを得ず、なんとせば第一に送金の申込は一定の者に限定せられ廣く一般公衆の需めに應ぜざること第二に電信爲替の取組不可能なる上に銀行の取扱ふ普通の參着拂賣爲替手形すら取扱はれず並に送金の申込證を申込者に交附するものにして二十日を經過するも上海に於て送金を受領し得ざるが如き例あるを以てなり市中に於ける爲替賣買を制限し又は警察權を以て哈爾濱大洋票を強制的に行使せしめんとするが如きは共に大洋票の根本的改善策に非ず反つて北滿洲の經濟的發展に一大打擊を與ふるものなりと信ず、吾等外國爲替銀行團は支那當局が希望するが如く哈爾濱大洋が安全の域に達することを信するが故に吾々銀行團の代表者はこの目的を達成する爲めには其方法にして合理的なる限り終始支那側と共同一致これに當るに吝ならざるものなり、前述の事由により吾々銀行團は今後支那當局が果斷なる方策を採らるる場合はこれに依つて如何なる結果を招來するやを慎重に考慮したる上にて實行せられむことを特に希望するものなり、専門家の意見は蓋し傾聴に値すべく大洋の安定を得るときは銀行業務も亦健全な

る發達をなし得べし。吾等銀行團は比較的近き將來に於て哈爾濱大が上海洋弗と同價格まで昇騰すべきを信するものなり。然る時は哈爾濱大洋は北滿に於ける通貨として著しき發展を遂ぐ可く取りも直さず貴國の隆昌を來す事ともなるべし、然して貴國の隆昌を圖る爲めには吾等銀行團は常に努力を拂ふに吝ならざるものなり。(以上)

大洋市價維持取締に關する行政長官の暴政はこの頃絶頂に達し市内の兩替店はこれのため宛然恐怖時代を現出せるかの如き觀を呈するに至つた。一月八日哈市第二警察署にては埠頭區の日支兩替店に出入する各國人を嚴重監視し、邦商片岡商店、スター商會の店頭には早朝より十數名の巡警並に私服密偵を派遣し兩替のために出入する露支人に尾行し甚しきに至つては身體検査を行ひつゝありしが同日正午頃片岡商店使用人張廷順が正隆銀行より歸店せんとするを待ち受け第二警察署に引致せるを始めとし、協信洋行、山口商會、貯金信託、スター商會、日露實業の邦人使用の支那人を拘留し暴狀言語に絶するものあり、天羽總領事は直ちに支那側に嚴重抗議し同時に警察より邦人巡查部長を第二警察に派遣し各店員の引取方に付嚴重交渉し又各關係商店も自ら支那警察に出頭使用人の身柄引取方を交渉する等の事件を惹起するに至つた。

支那官憲の大洋市價維持策に禍されて邦商の蒙れる損害もさること乍ら支那商の受けた打擊も決して些少のものではなかつた。就中支那銀行團は爲替相場の公定以來各行其損害尠からず、東三省官銀號當局は或る時、傍人に對し、百元に付少くとも十八元以上の爲替料を以てするに非ずんば支持困難にして現狀を繼續するに於ては舊正前に破綻者を出すべしと語つたと稱せらる。それかあらぬか東三省官銀號經理李少農並に交通銀行代表謝蔭昌等は東支督辦于冲漢に對し其窮狀を訴へ援助を求めたる由にて于冲漢の運動が直接の動機を作りしや否やは不明なるも一月八日北京の張作霖の許より、北滿支那當局に宛て大洋問題に對しては銀行と協議して適當の方法を採れ、大洋の維持は宜しきも日本貨幣の排

斥は之れを避けと云ふ電文を寄せたと云ふ、これが爲めか八日夜張煥相は支那商務會幹部を招き、余が昨今大洋市價の維持に就て鋭意努力を拂ひつゝあるに際し張作霖氏から金融を破壊し私利を圖るものだとの誹りを受けたことは甚しく遺憾とせざるを得ないが、事茲に至つては察するところ當地の日本當局等が駐支日本公使を通じて張作霖氏に直接の抗議を申込める爲めと東三省官銀號總辦鼓賢が爲替料を命令で公定することに反對意見を吐露せるに基くものなりと語り意氣頗る昂らず、恰もこの話の最中金警察署長が入り來つて、當日日本側各銀行及錢商に出入せる支那人多數を逮捕せる旨を述べたるに張煥相は即座に之れを釋放すべしとの命令を下したと傳へられて居る。

一方大洋問題對策につき連日熟議を凝らしつゝありし哈爾濱日本商業會議所は一月九日夜北京芳澤公使に宛て左記の如き長文の陳情書を天羽總領事の手を経て發し支那當局に對する嚴重なる抗議方を依頼した。

在中華民國特命全權公使芳澤謙吉殿

在北滿支那官憲の我金圓排斥並に流通阻止に關し抗議方要請の件

拜啓閣下愈々御清穆に被爲涉候段慶賀至極奉存候陳者今次東三省特別區行政長官張煥相氏は張作霖の命を奉じ當地北滿に於ける大洋相場の維持策に名を籍り而も支那民衆自體の輿論に反して直接間接に我金圓の排斥を行敢せる爲め爰に當地一般經濟界は依然として攪亂せられ其對外貿易は輸出入共に著しき梗塞状態に陥るの結果を招來し向後の恐慌果して那邊に至るや其停止する處を知らず殊に暴戾なる支那官憲は徒らに警察力を以て市民を脅威し爾來彌々辛辣露骨なる行動を逞ふし以て其目的を達成せんとする狀況に立到り申候、由來我金圓は已に多年に亘りて北滿地方に流通し國際通貨たる歴史的事實を有し其機能を發揮し來れるものにして該地方の輸出入貿易は擧げて該貨に據つて行はれつゝあるを見る時は蓋し今回の支那官憲の措置が如何に經濟の原則に悖り金融の理法に背くの暴舉なるか想像に難からざるもの有之

今若し之れを成行のまゝに放置せんか特に日本對北滿經濟關係は根底より覆され其餘弊は延ひて南滿に及ぶは言を俟たず而も我國國際經濟の威信を損するや蓋し甚大なるものと共に斯る暴舉は實に日本支那經濟の國境閉鎖たるのみならず一面地方的一般經濟の破壊を誘致し其結果は彼我兩國の親善關係と共存共榮の主義に悖り延ひては兩國間に於ける政治及經濟的兩方面に悲むべき事態を惹起すべきは正に自明の理に御座候、抑も當北滿に於ける我經濟勢力は我國運の進展に依る事勿論なるも亦在北滿邦人が過去に於ける經濟的苦心經營の結果に基く處尠からざるは何人と雖も首肯し得る處なり、而して此際我經濟的發展の上に深甚なる意義を有し且つ現在北滿經濟界に重要な割役を演じつゝある我金圓の流通が一朝にして排斥阻止されんか爰に邦人の經濟的地盤は破壊せられ大にしてはそれは我國力の後退を招致すること、相可成候頃者在北滿支那官憲は無謀なる利權回收熱に捉はれ邦人勢力の破壊に日も尙是れ足らざるの感あり、爲めに帝國のこの方面に於ける勢力は逐日衰運に傾きつゝあるは吾人の大痛恨事とする處に有之殊にこの際今次の問題にして萬一彼の思ふが儘に委するが如き事あらんか爾後一層由々敷問題の續出を見るに至るべく眞に寒心に堪へざる次第に御座候、本件に關して曩に天羽總領事に對し屢々陳情を重ね置候に就き既に御配慮を煩はし居候事と拜察在罷候へ共事情叙上の如く茲に一日も忽にすべからざるもの有之候間此の際支那當局に對し北滿に於て多年國際通貨として歴史的事實を有する我金圓流通に障礙を與ふるが如き一切の訓令を撤回せしめ且つ之れに類する壓迫的行動を直ちに改むる様嚴重に御抗議相成度茲に奉悃願候 敬具

一月十日に至り哈爾濱支那側銀行公會は外國紙幣の交換に就き、現今金融整頓に關する布告により各商の取引は總て現大洋を以て本位とし外國紙幣の交換は萬事不便なるを以て金融討論會の會議の結果に依り十日より銀行團は埠頭區中國交通東三省官銀號の三銀行内に於て交換所各一ヶ所を道外南三道街爲替取組所内に一ヶ所を附設し以て便利を圖るこ

とせり、當市各商民は未だ周知せざる恐れあるを以て特に新聞紙に登載し茲に通告す、と云ふ公告を支那紙上に發表し外國紙幣交換所の開設を見たるも換算率算出の基礎明かならず哈爾濱總領事館は保護の目的を以て本邦銀行兩替店附近に武装せる日本側巡查を配置したのであつた。なほ爲替問題に關しては支那側銀行は前日の九日に總會を開き一ヶ月間爲替取組を停止せんとせるも商會長の反對に遇ひたる爲め中止し、爲替料を百元に付十七元とすること及銀行公會に於て毎日相場を公表し兩替を實行する様中合せたる由である。

斯くの如く事態は容易に轉換せざるを以て一月十日哈爾濱居留民會附屬公會堂に於て哈爾濱日本居留民會評議員並に哈爾濱日本商業會議所議員は聯合協議會を開催せるがこの日は特に天羽總領事も臨席し左記決議文を草し之れを印刷の上内外に配布し以て趣旨の貫徹を圖ることとした。

哈爾濱に於ける日本貨幣排斥問題に對する決議文

東省特別區行政長官張煥相氏は曩に安國總司令張作霖氏の訓令に依ると稱し哈爾濱に於ける大洋票の價格維持並に大洋票制度整頓に關する措置として(一)凡ての商品を大洋建とすること(二)自國民は勿論治外法權なき各國人の金圓使用又は受入所持を禁止すること(三)錢鈔交易所の金圓相場及金圓と大洋との交換を停止すること(四)金圓に依る爲替取組を禁止すること(五)右各項を犯すものは嚴重處罰すること、等を宣言し自國官民及外國商民の反對あるに拘らず其實質に於ては現在哈爾濱の國際通貨たる日本貨幣の流通を絶対に阻止せんとするの舉に出でたり、是に於て在哈帝國總領事並に在哈領事團は再三同長官に對し理義を盡して其不當を抗議し速かに該令を撤回する様警告したるに拘らず同長官は何等反省するところ無く爾來却て狂暴の態度を示し警察力を濫用して民心を不安に陥れ我金融業者及一般邦商と中國人乃至治外法權を有せざる諸外國人との直接商取引をして殆んど不可能の状態に導くに至れり、右措置は嘗に從來久しきに亘りて圓滿なる發達を遂げ來りたる當國際市場の一般金融界を攪亂するに止まらず、日支兩國民間の通商關係を根本的に破壊し兼ねて善隣の交誼を無視するの暴舉と謂はざるを得ず而も仄聞するところに依れば張作霖氏の訓令は單に大洋票價格維持を目的とするものに過ぎずと、然らば則ち前記の暴舉は一に之を地方官憲の責任に歸すべきものとも考察せらるゝに就ては此際本聯合會は在哈官民各界を打て一丸となし同心協力最も適切なる方法に依り先づ當該地方官憲の非違を糾弾して速かに本件禁令を撤回せしめ以て帝國の威信と國民の利益を擁護し併て日支經濟界の安定を期す、右決議す。

昭和二年一月十日

哈爾濱日本居留民會

聯合會

哈爾濱日本商業會議所

民會商議の聯合會は翌十一日も引續き總領事館官邸に於て同問題に對する特別委員會を開催し天羽總領事を始め古澤民會長庄司商議會頭其他役員出席し深夜十一時に及び該問題に對する協議を重ね古澤民會長及木下副領事は北京に赴き約十日間に亘り同地に於て芳澤公使を始め各方面に陳情する手筈を定めたのであつた。同十一日東京の滿產協會は特に哈市特産商組合に宛て、支那官憲の日本貨幣排斥は我特産商の一大支障にして國權の維持上當地官憲に陳情して善後策を講じたしと思ふ故貴方御意見必要書類直ぐ送れと打電し、これに對し哈市特産組合は、御配慮を謝す、支那官憲の日本貨幣排斥の手は益々辛辣を極め金圓と大洋の交換をなす者及金圓の受入れをなしたる者を暴力を用ひて檢舉せる爲め一般人心に極度の恐怖心を與へ商取引に非常なる支障を來しつゝあり、此の状態にて進まんか將來特産物取引にも一

層の困難を來し吾々邦人の發展を阻害するのみならず過去十年間に扶植せし帝國の經濟的勢力を根底より覆すものにして即ち我が國威の侵害とも見るべきなり、依つて政府をして適當の處置を講ぜしむる様御盡力頼むと返電を爲し、哈市在住の邦商は擧げて支那當局の不當なる措置を排撃したのであつた。一方支那側に於ても東支督辦于冲漢氏は一月十二—十三の兩日に亘り傅家甸有力者と會議を開き張煥相が特別區の行政長官たるに過ぎざるに道尹の管轄區域なる傅家甸の行政にまで干與するを不當とし一月十三日張煥相に對し傅家甸の特別區に屬せざる旨を傳へたと云ふ。これがためか張煥相は態度を緩和し十三日夜濱江商會哈爾濱總商會の兩會長に對し、今次の大洋維持策は失敗であつた。然し面目上今直ちに取消けすは面白からざるにつき先づ錢鈔を復活し各商店の金圓受入れを默認する、但し商品の建値は飽まで大洋建とし時價に換算受入れを妨げぬまで、あると傳へた。茲に於て蔡道尹の管掌區域たる傅家甸にては十四日より金圓大洋の賣買は商人の自由となつた。而も張煥相の管轄にある埠頭區は依然舊態を持續せるが右は東三省官銀號總辦彭賢東支督辦于冲漢、濱江道尹蔡運升等の活躍に依るものにして問題發生以來張煥相と反目を続け來れる于冲漢は北滿財界の樞機を一介の武辨に過ぎざる張煥相の裁量に委するは危険なりとし斯く先鞭をつけたのであつた。

一月十四日古澤民會長並に木下副領事は大洋問題の善後策を講ずるため去る十一日の決議に基き哈市を出發し京奉線經由赴燕の途に上つた。なほ哈市に於て發刊さるゝ支那新聞國際協報は大洋維持令に關連して同十四日の時評欄に大洋の維持推行に關し隣邦在留市民の誤解を釋き併せて當地日本新聞の爲に一言すと題し、「獨立の國家が其領域内に單行幣制を主張するは當然の權利にして世界何れの國の都市と雖も其區域内に外國の貨幣の自由流通を許せる前例を見ず、其哈爾濱に金圓の流通を見るに至れるは偶然の現象にしてこれを以て外國貨幣の流通を承認せるものと見るを得ず而して近來金銀の市價に高低を生じ其交換に不利を被る者多く行政長官は市民の請願を容れて金融維持令を發布するに至れり、

これに對し當地の日本新聞が猥りに行政長官を攻撃するは國際禮儀上無禮の甚敷きものなり」云々と云ふ張行政長擁護の論評を掲げて居るが、張煥相は哈市本邦在留民を代表する陳情委員の北京行きを聞くや直ちに張作霖に事情を報告して自己の立場を辯明すると共に一月十九日には濱江商會々々長李明遠並に哈爾濱總商會々々長張廷閣等の名を以て芳澤公使を始め本邦外内當路に宛て張煥相の大洋相場維持策の正當なること及日本新聞在留邦人が之を攻撃するは不當なりとの電報を發せしめた。この外支那側は金圓受入れ禁止に關する露國商業會議所の質問書に對し一月十五日行政長官公署に於て會議を開催し決議の上露國商業會議所に宛て大要次の如く回答した。參會者の顔觸れは張行政長官、林政務廳長、李教育管理局長、金警察署長、儲市長、哈爾濱總商會長張廷閣、濱江商會長李明遠、中國、交通、邊業、東三省官銀號、廣信公司の銀行首腦者等であつた。

露國商業會議所の質問書

貴長官の命に依り本所は一月八日より露人商舖に通達し取引及商品の建値を大洋に變へ金圓並に一般外貨の受入を拒絶することとした、然るに本實施に際しては商店及銀行共に疑義を有し當所に照會し來る者が多い。依つて下記各項につき貴長官の明示を得たい。(一)現在各商店は金圓其他外貨による負債を帯びてゐる、其決済は何れの貨幣によるべきや不良債務者は此機に乗じ金一圓は大洋一元にて決済すべしと稱して居る、債主は契約締結時の通貨によりたき希望を有す然らざれば各商人の蒙る損害は甚大である。(二)銀行は定疑に基き當座預金取立手形等を有して居るが直ちに大洋に替へることは困難であり次第によつては銀行の破産も免れ難いであらう、隨つて金圓其他外貨の當座預金を許可せられたい。(三)露國銀行の外貨取引を承認せられたい、又各都市との間に外貨の爲替送金を許されたい。(四)商店は海外よ

り送金信用状を外貨金圓磅米弗其他にて受取る、随つて大洋買入れの必要に迫まらるゝにつき賣買相場の安定を期されたい。(五)輸出入貿易商は取引締結の通貨を帳簿に記載せねばならぬ、根本の建値を大洋とすることは異存がない。(六)各商店は外國と取引關係を有する、又露人にして手當給料等の仕拂を金圓で受くる者が多い、依つて露國銀行の兩替を許して貰ひ度い。(七)手形取引の場合等大洋以外の外貨を必要とす、輸出品に對しては特に然り。(八)墨銀及兩は取引地の如何に論無く使用し得るや。(九)商舖の外貨受入及保管は共に差支へなきや。

張行政長官の回答

(一)商店が舊債權債務の決済を其契約に係る貨幣に依つて行ふことは請願通り之れを承認す。(二)銀行側の請願たる金圓其他一般外國貨幣に依る當座勘定取扱は之れを差支へなきものと認む。(三)銀行に對して外國貨幣の賣買を許すことに就ての請願は之れを拒否す、上記の取引は最近支那側銀行に開設されたる貨幣交換所に於て行はるべきものとす、各地向各國貨幣に依る爲替取引は之れを許可す。(四)内國銀行をして毎日哈爾濱市に於て大洋票の確定的賣買換算率を制定せしむるの件は已に指圖済みにして現在行はれつゝあり。(五)輸出入取引の帳簿記入に關する請願に對しては下の二項を決議す、輸入取引は其契約に係る貨幣に依ることを許す、但し帳簿には同時に大洋建の等價格を必ず並べ記入すべきものとす。輸出取引及之れが帳簿記入は大洋に依つてのみ行ふべし、但し外國市場と直接に取引を爲し且つ自ら其商品を外國市場へ發送する輸出商はこの限りに非ず、この場合輸入取引に關するものと同様外國貨幣及大洋に依る賣買價格を帳簿に並べ記入すべし、仲介者の關係せる一切の輸出商品の轉賣買は大洋に依つてのみ之れを爲すべし。(六)露國商業會議所の希望たる各銀行に對する貨幣取引認可は之れを與ふるを得ず、この目的に對しては支那側銀行に於て

貨幣交換所の設置あり。(七)手形取引に關しては下記の決議を爲せり。(イ)哈爾濱が支拂地たる場合は之れが決済は國貨に依りてのみ行はるべし。(ロ)手形に據る支拂地が外國なる場合之れが決済は外國貨幣に依るを得。在外國各商店との取引は外國貨幣に依ることを得、但し外國に於て支拂ふ條件を伴ふ場合に限る。若し哈爾濱が支拂地たる場合は國貨に依る支拂を條件とす。(ハ)哈爾濱市に於て締結さるゝ一切の契約は國貨に依るものとす。(九)商店の金錢出納所に於ける外國貨幣の保管は之れを禁す。此等貨幣の保管に對しては銀行之れに任すべし、外國貨幣の受入も之れを禁す。外國貨幣を所持する購買者は各商店に於て買物を爲すに先だち支那側銀行に於て右外國貨幣を大洋に交換することを要す。而して張煥相は同十五日會議の席上氣色頗る勝れざる風にて濱江道尹に對し、傅家甸は自己の管轄外のことではあり自由にされ度い但し特別區は自分としては何處迄も大洋本位を實行したき旨述べた由である。越えて一月十八日張行政長官は哈市の國際協報以下各支那側新聞當事者を長官公署に招き、近來金融問題に關し日本側各新聞は猛烈なる反對を表明し若しこの儘放任せんか將來思はしからざる結果を招來するやも計られず當方に於てもこれに對抗する必要があるを以て各新聞に於て毎日其論文を記載すべしと命じ更に一月二十三日の支那諸新聞には銀行公會、濱江縣商會、哈爾濱總商會其他各會連名を以て張長官の大洋票維持策を謳歌する趣旨を有する、哈爾濱商民の哈大洋本位に對する宣言書を發せしめた。

哈爾濱商民の哈大洋本位に對する宣言

特區張長官の近日頒行せる哈大洋を以て本位と爲す政令は本埠幣制紊亂し金融穩かならず、暴騰暴落常なきにより特に商會銀行各團體を招集し公同商決せるものにして自國人をして自國貨幣を行使せしむる外他意なし、初め其他の方面を

計及せず更に外幣を排斥するの作用を含有せざるに昧者察せず誤會叢生せり、某國新聞紙は並に謠言を捏造し讒謗至らざるなく横に誣蔑を加ふ、實に侮辱の意有るものにして吾等商民の深く遺憾となす所、嘿爾として息する能はざる者なり。哈爾濱は支那の領土にして支那貨幣の行使は元來當地官府の具有すべき權能に屬す、當地に居住する内外商民は之に服従すべき義務あるは固より贅言を待たず、然も哈爾濱が歷年外幣勢力浸灌の區域となり來れる所以は實に從前留紙幣と云ふ害蟲の來れるものに由るものなるが露國の侵略主義は既に失敗し留紙幣は悉く廢紙となりたり。某國は乃ち朝鮮銀行の名義を以て不兌換の金券を發行し以つて之に代へ機に乗じ隙を窺ひ市場に流布せり、稍常識を具ふる商人は留紙幣のために幾億萬元の損失を受けたるに鑑み、當初より危懼の念を以て迎へ慄慄として咸非常に警戒しつゝあり。近十年來身に留紙幣の害を受け絶大の苦痛を嘗め元氣を甚しく消耗し今に至るも尙ほ恢復し難く、痛定まりて痛を思ひ外幣信仰の心は幾んど零に等し。這回の會議は哈大洋を主用せんとすることにつき實に官民一致團結して以て促成せんとするものにして強力壓迫してよくし得るものに非ず、支那對外國間の通商は百年に垂んとするに獨り我哈埠のみ會つて外幣の勢力圏となる、而も他省他埠は皆斯る惡例無し、例へば上海天津の如きは最大商場なるが大宗貿易は皆銀本位にして未だ嘗つて英國の磅米國の弗佛國の法獨逸の馬克等が直接市場に通用されたることなし。必ず同國商人より金貨を銀圓に引替へて而る後取引し得るものなり（即ち滙豐麥加利等の銀行は少額の銀券を發行しつゝあるも皆隨時現洋に兌換し得るものにして準備潤澤なり、不兌換の金券と同一を以て論ず可からず）奉天營口と滿鐵界綫とは逼近せりと謂ふ可し、然も皆一律に奉票を以て主幣とせり、且つ營口は爐銀を沿用し今に至るも廢せず彼の金券も亦單に間接に兩替し得るに止まり而も任意に通用し得べきものに非ざるは證明さるゝところなり。故に哈埠が若し主權なき地域ならば則ち己むも、苟も主權あるの國家領土と認むるならば則ち哈大洋を主用することは當を得たる所に屬し何人を論せず干渉を加

ふること能はざるなり。我哈埠金融の用意は國交に對して實に深甚なる考慮と親善の熱誠あり。某國居留民が從來哈爾濱に於て金券を濫用し來れるを一旦哈大洋に改めなば或は多少不便を感じべきを深く顧慮し特に兌換辦法を提出し銀行團より兌換所を多くの箇處に設立し在哈居留民が近に就いて兩替をするに便し困難を滋くすることを防ぐこととせり。而も某國は尙ほ諒解を加へず、奉營兩所に直接に行使し能はざる金券を以て一意諸を哈埠に施さんと欲す、豈背理の甚しきものに非ずや、况んや支那は元來金貨本位の國家に非ず某國會つて大連に於て金建制度を施行し故障のため行ひ難く遂に其政策を放棄し宜に従ひ俗に従へるは理の當然なり。論者謂ふ某國不兌換の金券を以て其滿蒙開發の政策を推せんを欲するが故に斯る強烈なる反對をなし、甚しきに至つては蜚語を捏造し陷害を希圖するものなりと。これ則ち通商外に於て野心を具ふるものにして而も吾等商民の敢て知る所のものに非ざるなり。之を總するに支那國民は現勢潮流の下に處して當に正大の覺悟心を具有すべく決して何れの國家たりとも侵略手段を以て其拓殖政策を試み以て支配し宰割するを認容すべきに非ず、吾等は自ら當に一致團結し以て官府の後盾となるを要す、特に此に宣言し公理を昭にす、嗚呼某國人も亦以つて休すべし。

哈爾濱銀行公會

哈爾濱總商會

濱江縣商會

東省特別區教育會

哈爾濱特別市自治會

東省特別區農會

一方一月十四日哈爾濱を出發した陳情委員は十六日北京に到着し同地に一週間滞在して各方面との陳情接衝を続け一月二十三日天津發二十四日大連に到着せるが木下副領事のみは二十七日歸哈して運動の經過を大様次の如く説明した。陳情委員は十六日北京に到着すると共に直ちに芳澤公使を訪問し大洋市價維持の名による金票排斥の凡ゆる材料を公使に示し且つ古澤民會長より詳細を盡して説明せるところ芳澤公使もこれが圓滿解決に大いに努力すべきを誓ひ十六日夜直ちに張作霖を訪問し北滿に於ける金票排斥の實情を説明し張行政長官の暴命を撤回する様嚴重なる警告を與へたるため張作霖は翌日自ら進んで芳澤公使を訪問しこの問題の善後策を協議し更に其翌日には揚宇露も芳澤公使を訪問し大洋問題につき釋明した云々。

而して陳情委員の一名なる古澤民會長は北京よりの歸途更に大連に於ても各方面を説き廻り一月二十六日奉天着、天羽哈爾濱總領事と共に吉田總領事を訪問し哈爾濱に於ける金圓問題につき協議し古澤委員は北京に於ける芳澤公使との會見顛末を述べ一月三十日無事歸哈し翌三十一日民會商議の聯合會に出席した。古澤委員の報告に據れば陳情委員の奔走に依つて芳澤公使は北京滞在中の奉天側要人を歴訪し直ちに交渉を開始せるが就中揚宇露との會見は最も注目すべきものにして芳澤公使は楊に向ひ、日本側の輿論を無視するは面白からざるべしと述べ地方的及大局より見ての利害問題に説き及べるところ之れに對し楊は、この問題に就ては奉天は元來不同意である、奉天側の命令は單に大洋の市價を維持せよと云ふにあつたのみで日貨を排斥せしめる等の存念は毛頭なかつたのである、兎に角哈爾濱の大洋政策は奉天側としては不同意なのであるから何とか解決の方法を講じよう、併し地方官憲としても一度命令を發したものであるから多少の猶豫は見えて貰ひ度い。自分が奉天に歸れば張煥相と談合して話をつけるから一應自分に委され度しと云ふが如き話であつたことである。なほ古澤委員は聯合會の席上に於て、由來支那人は體面を重んずる國民であるから一舉に

問題解決に向つて突進することは却つて思はぬ結果を招く恐れがある、併し決して不問に附すべき問題ではないのであるから有利に解決する様努力は続けなければならない、自分の考へでは今暫くの隱忍に依つて必ず速からぬ將來に於て問題は圓滿なる解決點に到着するものと信じて疑はないと述べた。

斯くて一時世人の視聽を欬たしめたる大洋問題も愈々舊曆年關を限界として立消えの結果に終るものと一般より觀測さるゝに至り、埠頭區の支那兩替店にして内密に營業を復活する者續出し露國人商店の金票受入拒絶亦名のみとなり當日の相場を以て金票を受入る者尠からざるに至つた。因に傳家甸交易所に於ける大洋對金圓の取引は一月十七日より復活し十七日の出來高二十萬元に上つた。

この外揚宇露は北京に於ける芳澤公使との約束の手前か二月八日奉天に於て吉田總領事と會見せる際張煥相に對し金圓の取引を自由ならしむる様勸告すべき旨言明したと云ふ。一方張煥相は二月九日來奉揚宇露に面會して大洋維持策を協議せる外東支督辦于冲漢並に楊宇露と共に北京に赴き二月十一日張作霖に會見哈爾濱に於ける大洋問題に關し張作霖に報告して張作霖の意向を聽取したと傳へられて居る。而して翌十二日張行政長官は于冲漢と共に芳澤公使を訪問し更に會見の日取りの打合せを遂げたるに拘らず約に背き急に北京を出發し二月十八日歸哈せるため十九日芳澤公使は張煥相に宛て、張長官は約束に反し急に離京したる爲め金圓排斥問題につき親しく懇談するを得ざりしは遺憾なるが右問題は強ひて行政權を以つて處理せんとすれば意外の重大事を惹起する恐れあり、此際累を國交の大局に及ぼさざる様希望する旨打電した。其後特別區内に於ける支那當局の鐵鋪取締りも次第に緩和され元宵祭の明けた頃には遂に其八九分通は命令發布前と同様の状態となり、公然と店舗を開いて外國貨との自由取引を始めたるが支那側官憲に於ても強ひてこれに壓迫を加へようとはせず大體に於て自由取引の復活を默認する方針に出で北滿に於ける金圓排斥問題も一段

落を告げたかの如き觀を呈した。

第四節 哈大洋再度の低落

國民革命軍が長江下流に於ける北方軍閥の勢力を一掃して孫傳芳、張宗昌を江北に追ひ上海南京を占領してより以來支那の政局には著しい變動が暗示さるゝに至つた。四圍の情況は奉天王國に日毎に非にして轉た秋風落莫の感を深くせしむるものあり、民國十六年三月奉天票は八百九十六元の相場を示し翌四月には一千元の大關門を割つたのであつた。哈爾濱支那側金融界も亦同年三月下旬上海事件の勃發並に奉天票の大激動に伴ひ警戒氣分濃厚となり、銀行は現大洋の引換限度を縮少し爲替料を引上ぐるの止むなきに至り、而も次第に悪化の氣運濃厚なるものあるより、濱江商會、哈爾濱總商會、銀行公會並に其他關係業者は三月二十八日濱江道尹公署に集合し金融維持に關する協議を遂げ其結果蔡濱江道尹は一般商民に對し徒に謠言に惑されて金融を攪亂するの態度に出でざる様布告した。越えて四月四日(民國十六年)支那側警察は突如全市の錢舖に制私服の警官を派遣して各商店の帳簿類を理由を明示せずして無斷にて檢閲せるが其後引續き行はれた檢査に際しては警官は錢商に向ひ、當地に於ては金圓と大洋の交換は絶対に禁止されて居る、若しこれに違反する場合は嚴重に處罰する方針であるから豫め心得置く可しと述べ且つ現在金圓と大洋との交換を行ひつゝありや否やを質した上引揚げたのであつた。

右の如く一時鳴りを鎮めて居た支那官憲が金圓排斥を開始するに至つたのは大洋相場の落調を喰止めんとせるに基くもので南軍が上海に入市せる翌三月二十三日には七十五圓丁度まで下落し同月三十日には七十四圓四十錢となり四月八日には七十一圓三十錢翌九日には七十一圓十錢と云ふ慘落を示現した。天津向爲替相場も三月二十三日の百二十元三十

仙より四月九日には百三十三元二十仙に激騰し哈大洋の動搖甚大なるものあり、依て支那側銀行公會に於ても大洋市價の吊上げ並に大洋取引によつて蒙る懼れある自家の損害を未然に防止せんとする目的を以て四月五日夜各行の代表者會議を開き貸越制度を撤廢し、貸出金の回收に全力を注ぐ外廣信公司發行の紙幣中哈爾濱なる文字の押印なきものは今後銀行公會にて受けざることを申合せ極力大洋の流通を縮小して自家を擁護すると共に大洋の市價を維持することゝした。これが爲めか大洋相場は小刻み乍ら漸次反撥しつゝありしが四月十七日に至り本邦若槻内閣は臺灣銀行救濟勅令案樞密院に於て否決され即日總辭職を敢行し同月二十日田中政友會總裁に組閣の大命下りしも十五銀行以下各地大小銀行相繼いで破綻するに至り、終に組合銀行臨休四月二十二日 Moratorium 實施となつて全國津々浦々まで名狀し難い混亂に陥つた。而して内地財界混亂の爲替に對する影響は十七日の臺銀休業によつて深酷となり四月十八日米日は四十八弗二分の一に崩れ二十一日には四十六弗半まで一舉に崩落し正金も亦續いて建値引下げを斷行した。若槻内閣總辭職の入電は忽ち敏感に大洋相場に波紋を生ぜしめ而も總辭職の理由が經濟上の重要問題に出發したのと、それが可なり突發的であつた爲め、四月十八日傳家甸交易所の大洋相場は七十四圓八十錢に寄付き大手筋の買煽りに一躍七十五圓九十錢に急騰し市中人氣沸騰して當日の出來高は七十萬元と云ふ大取引を見せ、支拂猶豫令發布當日なる二十二日には七十九圓十錢の高値を示し出來高は八十萬元に達し更に翌二十三日には八十三圓まで暴騰せしが其後内地財界の實狀明白となるに連れて大洋相場も一段の落付きを示し七十六圓を以て越月し以降同年九月に至るまで大なる波瀾なく推移した。此間に於ける特記すべき事件としては廣信公司が濱江道尹公署の印章なき紙幣を哈市に流通せしめて居ることが吉林省當局の耳に入り、道尹の印章なき紙幣の有無、舊紙幣回收額等の調査報告方を道尹公署に命じ且つ道尹公署の印章なき廣信公司の發行紙幣は絶対に流通せしむ可らざる旨を吉林省長より達嚴したことであつて、濱江道尹は右の旨を五月一日哈

爾濱總商會濱江商會を通じて一般商民に傳達した。濱江商會より一般商店に配布せる傳單の内容は次の如きものであつた。

廣信会社が哈爾濱に於て舊紙幣と引換のために續發すべき新紙幣の限度は元來二百萬元の規定なるに同公司は道尹公署に送つて其印章の捺印を経べき前定手續を遵らずして私に擅に濫發し、ために市面金融頓に緊張を呈するに到れりと云ふ。若し事實に屬するものならば殊に信用を顧みざるものと云ふべし。道尹公署の印章なき新紙幣の哈市流通の有無舊紙幣の回收額を貴道尹に於て切實に查明して當省長公署に報告せよ、なほ各法團商號に對して道尹公署の印章の捺印なき廣信公司の新紙幣を擅に行使して自ら危機を蹈むを得ざる旨諭達せよと云ふ吉林省長公署の密電に接したり、當道尹公署に於て關係箇所を夫々通知する外貴濱江商會より各商號に對し未だ道尹公署の印章を加印せざる新紙幣は擅に行使するを得ざる旨諭達せんことを命ずる外右情況を切實に查明して報告せよ。

右の如き濱江道尹公署の訓令を奉じたり、夫々通知する外貴商號に傳達す、この旨諒承すべし。

濱江商會より右傳單の發せられてより道尹公署の印章なき廣信公司の新紙幣は俄然信用失墜し、各商店は其保存中の紙幣を點檢して同新紙幣を摘出し、五月一日は日曜にして廣信公司是閉店中なりしを以て翌二日道尹公署の印章あるものと取替ふ可く正陽五道街路南の廣信公司支店に押掛けたところ、同公司是新券と引換へに道署の印章ある新紙幣並に從來發行せる舊紙幣を交付し些の難色を形さず心よく引換へに應じたと報ぜらる。右道尹公署の印章なき新紙幣の發行に關し廣信公司与密接なる關係を有する者の談に據れば、廣信会社が哈爾濱に於て發行せる舊式大洋票は二百萬元なるが民國十五年舊紙幣の回收に充てて増發せずとの條件を以て American Bank Note Company に於て印刷した新紙幣を搬入したのであつた。而して吉林當局は濫發の弊害を防ぐため二百萬元を限度として道尹公署の印章を加印するこ

とにしたものであるから廣信会社が若し哈爾濱に於て發行した舊紙幣を回收して新紙幣をこれに代ふるものとすれば道尹公署の印章なき新紙幣を發行する必要はない筈であるが元來哈爾濱に流通する廣信公司の舊紙幣の中には哈爾濱に於て發行せる者の外に呼倫並に黑河に於て發行せるものあり、之等の紙幣は黑龍江省の各地に流通しつゝあるものにして就中五角の補助券最も多く客年哈爾濱に於てこれが排斥起りしも、黑龍江の商人が哈爾濱に於て商品を仕入れる際に携帶し來る紙幣は多く哈爾濱に於て發行せる者に非ず、哈爾濱の商人は客年排斥の際に之が行使を拒絶するため哈爾濱の廣信公司に於て哈爾濱にて發行せるものと之等紙幣との取換へを行ひ漸く維持せるものにして、而も呼黑各處に於て發行せる紙幣は甚だ多額に上り道尹公署の印章ある二百萬元を以てしては到底引換へに應じ得ざるべく、廣信公司もやむを得ず道尹公署の印章なき新紙幣を呼黑各處に於て發行せる紙幣の引換に充當するに至つたものであると云ふ。

この外南京政府は七月七日(民國十六年)附を以て現銀輸出禁止令を發し現大小洋並に弗紙幣の上海より北方に流出するを阻止して以て安國軍を威嚇せんと試みたることあるも哈大洋はこれがために何等の影響も蒙らなかつた。

然るに九月下旬に至るや、山西軍は突如として奉天派に對し積極的軍事行動を開始し、初め破竹の勢ひを以て各所に奉天軍を撃破し北支那大動亂の波紋を捲き起し一時京津の地を震駭せしめしも其後奉軍は後續部隊の來援によつて陳容を立て直し頽勢を挽回したのであつた。この奉天軍の敗退に關する報導は直ちに哈市に傳はり久しく七十六・七圓前後を保持つて居た大洋相場に影響を及ぼし大洋の前途に危懼の念を抱ける一般錢鈔業者は一齊に大洋の賣叩きを開始すると共に競つて南方向爲替を買進めるため十月一日の大洋市場は著しく軟調となり七十四圓丁度まで落すに至つたが支那側當局は大洋の前途を憂慮し人心の混亂による大洋市價の續落を防止せんがため直ちに支那側銀行團に命じて貸出の停止を行ふと共に貸付の回收に着手せしめ通貨の縮少を圖ることによつて市價の低落を喰ひ止めんと企つる外市中に多數

の密債を放つて銭商の取引状態を偵察せしめ大洋賣崩しの行爲を取締らんと試みた。此官憲の取締並に銀行團の警戒が奏効して十月三日七十四圓三十五錢に寄付き七十五圓丁度まで昂騰せるも翌四日に至り再び落調に轉じ七十二圓六十錢に低落し人心は異常の緊張を示し一般に警戒氣分濃厚となつた。茲に於て支那官憲は大洋の低落を阻止せんがため十月六日中國交通東三省の各銀行代表者並に濱江商會長、哈爾濱總商會長、濱江警察廳長を濱江道尹公署に召集し大洋市價維持策に關し協議せるが彼等は哈大洋の動搖は何等現在の南方戰局と直接の關係を有するものに非ず主として投機者流の策動に基くものなりとし、支那官憲は銀行團に對し暴騰せる現在の爲替相場を百二十六元を標準として調節すべきを強要した。従つて當日の市況は幾分硬轉し前日の引七十三圓の後をうけて七十三圓二十錢に寄付き高値には七十三圓九十錢まであり。翌七日濱江道尹蔡運升は更に別記の如き十一箇條の維持策を督辦に提出し翌八日道尹名を以て布告を發した。

哈爾濱の金融は春より六月頃まで頗る平穩なりしが秋に入つて以來復暴騰し上海及天津向爲替相場は遂に百三十元以上に昂騰せり、支那本部各省の時局終熄せず、東三省は數千里遠隔の地に位せるを以て直ちに其真相を知るを得ず、而も衆人自ら騒擾す、これ自ら苦痛を招くものに非ずして何ぞ、本道尹は地方金融維持の責を負ふ、何ぞ傍觀するを得んや、茲に於てか銀行團、兩商會、錢業公會、糧食貨幣兩交易所と會議を開き救済方法につきて討議せる結果辦法十一箇條を決定し、これを一致遵守せんことを道尹より布告す、又人員を派して表裏兩方面より探査せしめ若し大局を顧みず機に乗じ利を貪らんとする者を發見せる時は決して寛容せず、嚴重に處罰し以て不肖の輩を戒しむ、辦法を左に列記し各商民等が總て遵守せんことを布告す。

哈爾濱金融整頓辦法

(一) 輸入商の安固を期する爲め銀行團は當日相場より月毎の開き2% downの割合にて極力定期の規銀(上海兩を)賣出す可き責務を負ふべきものとす、例へば規銀一兩に對する大洋相場一元八十仙の時に於ける價格下の如し。

甲 一箇月期限の銀兩 \$ 1.75%

乙 二箇月期限の銀兩 \$ 1.75%

丙 三箇月期限の銀兩 \$ 1.6%

(二) 輸入商が仕入物品代金の至急支拂ひを必要とし銀行團を通じて送金する場合は當市の金圓相場より大連向相場を算出し該相場より(銀圓百圓對哈大洋) 一—二元を參酌減少せる相場を標準として上海規銀を賣出すことを許可す。

(三) 商務會は責任を以て各輸入商が實際に必要とする他市の銀洋需要高及受渡期日を調査し以て銀行團の採算に便ならしむべし。

(四) 各爲替取扱店及其他各商が多額の各種硬貨を購入保存することを嚴禁す、委員を派し商會、銀行團の主なる委員と共同の下に實地に嚴探し若し違反者ありたる場合は嚴重に處罰す。

(五) 吉長道尹に公文を發し長春に於ても各商は總て其居所に硬貨を保存することを得ざる旨公告せんことを請ひ以て長哈の市場を維持す。

(六) 銀行團が新に契約を締結し、哈爾濱大洋票を貸出すことを停止し以て流通額を減少す。

(七) 各商店の爲替送金は第一條及第二條に照して取扱ひ其他の農工各個人に關する爲替送金は尙普通の爲替辦法に より處理す、これが詳細なる辦法は別に銀行團及商會に於て定むるものとす。

(八) 銀行團は普通の爲替引受額を原案により毎日十萬元と定め爲替料を百元に付十六圓とすべし。

(九) 商會は各商に對し、銀行發行の哈爾濱大洋票は制限額二千八百萬元以上に未だ増發され居らず決して自ら騷擾する勿れ、然らざれば自身莫大なる損害を受くるのみならず道尹の禁令に違反することとなり意外の結果を招來するも保障の責を負はざる旨を責任を以て警戒聲明すべし。

(十) 各商の金圓賣買相場は當市銀行團が上海に於ける大連向圓爲替相場より採算したるものを標準とす、任意に昂騰紊亂せしむるを得ず。

(十一) 以上各條は道尹が銀行團、兩商會、錢業公會、糧食貨幣兩交易所を召集し會議の上決定したるものにして各團體をして遵守せしむる外各商家に布告す、一體に遵照辦理すべし。

中華民國十六年十月八日

右布告の發せられたる翌九日より十一日に至る三日間市場は變十節のため休市翌十二日大洋市場は七十四圓に寄付き支那側銀行團亦一齊に買煽れるため漸次強調を呈し市中大手筋もよく賣向ひ市場頓に活氣付き十四日には南方戰局は頻々として奉天軍の優勢を傳へ人氣好轉七十六圓と山西問題勃發前の相場に復歸し十七日には更に人氣を呼び銀行團の買煽り猛烈を加へ七十八圓に急騰し、取引は頗る盛況を呈した。爾來大洋相場は七十六圓の値頃を保合ひ全くの釘付状態を呈し微動だもせず、然るに久しく四十六弗前後を保合ひし日米爲替は十一月に入り四十五弗八分の五に低落し、又三百六十五兩を以て十月を越月せる上海標金も三百四十七兩五匁の安値を示し圓價は落調の氣運濃厚なり、而して哈爾濱に於ける上海天津大連向等の爲替相場は十一月に入ると共に俄然暴騰し、十一月一日の上海向は百七十六元七十仙なりしが同月八日には百八十元二十仙となり十二日には更に百八十二元九十仙に昂騰し愈々險惡なる氣運を増長せしめんと

する模様あり、支那當局は斯る變態的現象排除の目的を以て十一月十五日道尹公署に支那側銀行團其他各方面の代表十餘人を召集し正當なる理由なき金圓買入れの禁止並に上海兩金圓の賣放ちによる大洋票の回收等によつて相場を維持すべきを決議し更に十八日には多數の警察官を市中に送り交易所を始め錢舖の帳簿を臨檢し二十四日も傳家甸方面に於ける錢舖に對する威嚇を試みたるが二十九日に至り再び道尹公署に商會幹部並に銀行公會關係者を集め同日以降三日間に亘り爲替維持に關する審議を續けたるも何等の決定點を發見するを得ず、翌十二月六日には哈大洋對金圓相場も遂に七十六圓の釘付状態より脱して七十五圓九十錢に低落するや市場の空氣は一變しこれを下げ足の第一歩として急速なる棒下りに移り各方面よりの賣物積出と相俟つて十二月八日の市場は七十四圓二十錢まで落し氣配著しく弱調となつた。上海向爲替相場も亦十二月六日の百八十三元七十仙より八日には百八十七元丁度に急騰し大洋相場の落調滔々として止まず。十二月十二日支那當局は又々銀行團並に哈爾濱、濱江兩商會の代表者を道尹公署に召集して、四箇條の金融維持策を決議するところあり、官憲側に於ては大洋市價の調節と相俟つて哈爾濱市場に於ける奉天票の鞘取防遏に力を注ぎ、市中に於ける奉天票取引を嚴禁する外奉天方面より奉天票の現送さるゝを防ぐため南方より來る旅客の手荷物には云ふに及ばず身體検査まで行ふに至つた。これは過般來奉天市場に於ける奉天票が著しく暴落し奉天、哈爾濱兩地の相場に相當の開きを生じ利に敏い奸商が奉天に於て仕入れた奉天票を密かに哈爾濱に現送し、哈爾濱に於て哈大洋を買ひ更にこれを金圓に替へて奉天に送り頻りに其利鞘を狙ふ傾向を生じたため上記の如き嚴重なる取締を開始するに至つたものであると云ふ。

斯くの如く支那官憲必死の幣價維持策も哈大洋の前途に何等の良結果を齎らさず一方滿洲支那側不換紙幣に對して唯一の強材料を提供する特産物も近年來に於ける官商の特産買占めに通貨の需要を喚起するに至らず、特産買占めによる

紙幣の濫發と相場低落とは形影相伴ふて愈々悪化して行つた。加ふるに民國十六年末に至り哈市邊業銀行の發行紙幣中十元、五元の兩種舊券に偽造紙幣夥しく發見さるゝに至り商民間に邊業紙幣の受入れを毛嫌する傾向著しく哈大洋の前途は愈々多端なるを思はしむるものありて、翌民國十七年一月末の哈大洋暴落の一因は邊業銀行に對する一般信用の失墜に基因するものと考へらるゝ。邊業銀行に於ては直ちに濱江商會を通じて一般商民に對し舊券を新券と取換ふる旨を傳達せしめたるも邊業紙幣に對する一般商民の疑惑の念は容易に去らず交換に赴く者極めて尠く使用拒絶の風濃厚なるため十二月十七日邊業銀行は更に濱江哈爾濱兩商會を通じて釋明したのであつた。

眞偽は別問題として支那側の聲明による哈大洋最近の總發行高は三千七百萬元にして次掲の數字は民國十六年十一月現在の調査に係る。

(一) 中國銀行

實際發行高	哈大洋	五百萬元也
發行限度	哈大洋	五百萬元也
準備金	現大洋	二百萬元也

(二) 交通銀行

實際發行高	哈大洋	五百萬元也
發行限度	哈大洋	五百萬元也
準備金	現大洋	一百五十萬元也

(三) 東三省官銀號

實際發行高	哈大洋	一千八百萬元也
發行限度	哈大洋	一千萬元也
準備金	現大洋	二百五十萬元也

(四) 邊業銀行

實際發行高	哈大洋	六百萬元也
發行限度	哈大洋	三百萬元也
準備金	現大洋	五十萬元也

(五) 廣信公司

實際發行高	哈大洋	三百萬元也
發行限度	哈大洋	二百萬元也
準備金	現大洋	二十萬元也

合計

實際發行高	哈大洋	三千七百萬元也
發行限度	哈大洋	二千五百萬元也
準備金	現大洋	六百七十萬元也

右掲數字を基準とする總準備金の總發行高に對する割合は一割八分を示し發行内容の不健全を遺憾なく物語れるものと云ふべく就中廣信、邊業兩行の亂暴なる紙幣發行手段には何人と雖も茫然たらざるを得ないであらう。發行内容既に

斯の如く今や哈大洋相場の低落は單に時日の問題に過ぎざるに立至つたのである。

而して哈大洋對金圓相場は十二月二十六日より落調に轉じ同日は七十三圓五十錢を安値とし二十八日には七十二圓七十錢まで落とし二十九日には七十一圓七十錢となり三十日の引値七十二圓十二錢五厘を以て民國十六年を越年した。

續落調裡に民國十七年を迎へた哈大洋市場は一月三日七十二圓五十錢に寄付き、恰も舊正月の決済を目前に控へた支那商筋の賣進みに七十圓七十錢に慘落し翌四日には遂に七十圓臺を割り六十八圓五十錢と云ふ新記録を残し五日に至るや落調甚敷く六十六圓八十錢に寄付き、次いで奉天票大暴落の入電に益々人氣を腐らせ遂に當日の安値は六十五圓丁度と云ふ大暴落を示現したのであつた。哈大洋奉天票が殆んど時を同じふして慘落した直接の原因は、恰も奉天省長劉尙清の赴京並に東三省官銀號哈爾濱分號經理秀丙勳の赴奉が相前後して行はれ時節柄支那商民の視聽を惹き、北京政府より東三省に對し一千二百萬元の軍費捻出方を要求せりとの風評が喧傳され之等紙幣の相場に大動搖を與ふるに至つたものである。

哈大洋の大暴落に驚愕せる蔡濟江道尹は二月五日銀行支店長、商務會長等を召集し大洋暴落の原因を投機取引に基くものなりとし先づ特産物取引に於ける手付を大豆四百元小麦五百元以下に下るを許さざることとし同時に哈爾濱市場に於ける哈大洋の發行額に付協議を行ひ、一月六日附を以て次の如き廣信公司兌換券に關する布告を發した。

哈爾濱に於て流通する黑龍江廣信公司發行紙幣は總て本署の印章を捺印しあり、其數合計二百萬圓にして爾後決して増加せず、本署の印章なき紙幣流通に關しては曩に吉林省長公署の命令に基き本署は布告を發し置けり、然るに近來此種印章なき紙幣市場に流通し幣制を紊亂するに至れり、其原因實に各商店商品の販賣のみを考へ互に行使するによる。これれ地方法令に違反するのにして遺憾に堪えず、茲に再び禁止令を發し今後一般に此種道尹の印章なき紙幣の使用を禁止す、若し陽に奉じ陰に違反する者あらば必ず違令に按じ嚴重處罰す、右警察廳に命じ切實に偵査せしむる外布告して一般に知照せしむ、茲に布告す。

中華民國十七年一月六日

濱江道尹 蔡 運 升

右の如き布告を發せる外一月七日更に濱江道尹公署主唱の下に各關係筋を傳家甸交易所に召集し大洋相場の維持に關し熟議を重ねたる結果、市中に於ける投機取引を抑制するため各商店の帳簿検査を勵行すると共に命令に違反して投機行為を取てする者は嚴罰に處すべきことを決議し、翌八日には市中各方面に密偵を派して投機の取締りに當らしめ、九日には傳家甸の錢舖に對して南方向け爲替の取組みを禁止し銀行團の手に依つて取扱ふ旨公示する外傳家甸交易所に官憲を派遣して取引人の舉動を嚴重に監視せしめたるが尙一月九日、吉林財政廳より、哈大洋を三日以内に七十二圓にまで引上げよと云ふ訓電に接せる濱江道尹は、道尹公署の印章なき廣信公司發行券の流通禁止、各發券銀行準備金の公開物價吊上禁止、交易所營業保證金の引上げ等金融維持に關する十箇條の具體案を決定し之に基き一月十日附を以て翌十一日道尹公署より十七箇條よりなる長文の相場維持令を發した。同維持令發布後相場は六十八圓九圓に落付き一月二十日より舊正のため休市となり、二十八日には七十圓の高値に寄付きしが一方奉天に於ては舊正休會中は一般休業中ながら官銀號奧地派出員は特産物を成行き値段にて買漁り暗相場日々高値唱へとなり金圓對奉天票現物二十六百元を上下す休會明け三十日は三千百五十元に寄付き人氣沸騰忽ち三千二百七十元となり、立會を停止し、同日劉奉天省長が奉天票相場五千元臺を豫期せりとの説を傳へ更に悪化し一月三十一日の奉天市場は熱狂的總買となり四千二百元より飛躍五千元の呼値すら出で市場は極度の混亂に陥つた。哈大洋相場も亦奉天票の崩落に追隨して低落を辿り、一月二十九日は六十七圓を以て引け一月三十一日の寄付きは六十六圓二十錢を示し折柄奉天市場に於ける金圓の熱狂的躍進を傳へて翌二

月一日の傅家甸の市場は益々悪化の濃度を加へ六十四圓六十錢の安値に寄り更にこの急激なる安値出現に狼狽した市場は一齊に物もの續出となり、買氣毫も伴はず、相場は釣瓶落しに惨落して六十二圓七十錢となり市場引後人氣は更に先走つて六十二圓以下に低落し翌二月二日の市場は六十一圓五十錢に寄り更に六十一圓まで落せるが六十圓臺に割れまでに至らず後強氣材料の出現に次第に反騰し六十二圓九十錢を高値とし六十二圓十錢を以て同日立會を畢り二月八日には連日の休會の後をうけて六十四圓に昂騰し大落調裡より脱したのであつた。なほ二月二日の低落相場六十一圓は哈大洋發行以來の最低相場の Record である。一日の上海向天津向爲替相場も夫々二百二十一元、百六十一元五十仙に暴騰し最高相場の記録を作つて居る。

哈爾濱大洋票未曾有の大暴落は直ちに北滿經濟界に甚大なる影響を及ぼすに至つた。就中吉林地方では商人が商品を仕入るゝ場合には大部分現大洋又は金圓を以てし、これを販賣する際には哈大洋又は永衡大洋を本位として居るものであつて、近來哈爾濱大洋暴落の結果其被る損害尠からざるため、これが對策を講ずるに非ざれば遂には倒産者を出すやも計り難しとの見地から一月八日吉林總商會に於て役員會を開催して種々協議の結果、爾後の商取引は一切金票を本位とし各種紙幣は當日の金票相場により換算して收受し商況の疲弊を救済すると共に金融維持に努むることを決議し省長公署並に督辦公署に右實施許可方を請願せりと云ふ。又客年（民國十六年）十二月十五日海吉鐵路局に於て枕木二十四萬五千本の購入入札施行の際も入札者の殆んど全部が支那人なりしにも拘らず特に金票幾何と明記ありしため同局に於ても遂にこれに應じたる事實あり。同じく建値問題に關連し哈爾濱一流の百貨商店秋林商會は其商品販賣の建値を大洋建より磅建に變更せるが建値を英貨磅建に變更するとも哈爾濱は磅貨の流通地域でないから實際の受入代金は當日の磅相場に從つて換算收入することとなる。而も元來在哈露人商店の建値が金圓建から大洋建に改められたのは最近のこ

とであり而もそれは支那官憲が大洋の市價維持を名として強制したもので今日に至るまで解禁を公表して居らぬ、それにも拘らず秋林洋行が突如磅建を採用せるに支那側が沈黙を守つて居るのは頗る奇怪であり、支那側の所謂大洋建強制なるものは明かに日貨排斥も意味するものとして相當世人の注目を惹いたものである。この外哈爾濱支那海關に於ても大洋市價下落による損害を防ぐために輸入貨物に對し關稅收入として受取るべき大洋の換算率を月三回づゝ變更することとし一月十三日哈爾濱稅務司代理の名を以て公表した。哈爾濱海關に於ける海關兩對大洋の換算率は國民十六年一月以來毎月一回更改することになつて居たものである。

大洋相場の一騰一落は各方面の異常なる注意を集めたること上述の如くにして由來哈爾濱に於ける金融の中心は傅家甸にしてこの方面の直接監督者としてはこれまで濱江道尹蔡運升氏が當つて來たのであつて特別區には僅かに中國交通東三省等の各銀行の支店が存在するに過ぎなかつた爲金融維持會の如きも主として濱江道尹によつて行はれて居たものであつた。然るに二月十四日に至り哈爾濱紙幣發行銀行號監理官として東省特別區行政長官張煥相の任命が行はれた。これより先張煥相は年頭の賀禮奉納金の持參及金融維持に關する要務を帯びて上京し張作霖に對し、北京政府より金融監査に關する特命大官を派遣して東三省官銀號、邊業銀行等の紙幣發行額を精査せしめられたこと並に流通紙幣の回收、兌換準備制度の確立、銀行の特産買占禁止等につき建議し、容れられて、彼自身金融監理官に任命され二月二十二日附を以て一般に公表された。依つて張煥相は張作霖より特命を授けられて二月十九日北京より歸哈し翌二十日長官公署に銀行界交易所方面の幹部を召集し金融維持會を開き哈大洋の整理資金として外國銀行、東支鐵道、中國、交通東三省、邊業等の銀行方面より巨金を集め各銀行の發行する紙幣の回收に充つる外東支鐵道の收支計算を民國十七年三月一日より大洋本位に改め尙各銀行の特産買占めを禁止すると共に各銀行の現在所有する特産を悉く賣出すこと等を決議した。

張煥相氏の監理官就任東支鐵道の建値改正説等が傳はると共に大洋市場は鋭敏に強調に遷り二月十八日には七十圓に恢復し二十日には七十三圓五十錢まで引戻すに至つた。これを約二週間前の最低相場六十一圓に比較すれば實に十二圓五十錢の躍進である。

一方張煥相は二月二十日金融維持會の席上に於て銀行業者並に其他關係業者に向つて訓示して曰く、滿洲の對外貿易は最近非常に發達して可成りの輸出超過を來してゐるがこれが爲特に市場の流通額が増加して居るとも見られない、而も一面當地より天津上海方面へ莫大な大洋が流出して居るのに當の銀行業者は何等對策を講じて居ない、これは他方大洋相場の變動を利用して投機熱を煽り易い間隙を生ずるものであるから徹底的に整理する考へである、又哈大洋相場を勘くとも日本金圓と同價まで恢復せしむるために當地で外國貨建になつて居る商品の建値を全部大洋建に變更普及せしめねばならぬ、且つ東鐵が大洋建を實施することは從來の保管金を全部市場に手放すこととなるので大洋市價維持上特に効あるものである。云々

然し乍ら二月二十二日以降大洋相場は再び落調に轉じ七十圓臺を割り張煥相の期待を裏切る如き氣配を示せるため面目を維持する必要上濱江商會主催者となり二十四日關係業者を集め其席上商會長張廷閣は、今般特產取引所の出來高にも相當の監督を受け大洋票の投機取引を防ぐため必要以外の外國貨幣買入れと外國貨幣建商取引を禁止する旨の訓令を傳ふると共に最近北京政府は大洋市價維持として現大洋三千萬圓を準備し内一部は既に當地に向け現送中なる旨を語つた。次いで金警察署長は更に外國貨幣建にて營業せる商會に對しては命令違反として斷然之れを禁ずると共に爾今必ず銀行を經由して取引せしむる考へなりと述べた由である。越へて二十五日張煥相は突如各種の納入契約商行爲の成立は總べて哈大洋によつて行ふべく若しこれに違反する時は嚴罰又は巨額の罰金を科すべしとの意味を有する命令第一號を

哈爾濱海關 = 關ケル海關兩對哈大洋換算率
(海關兩 100 兩 = 付)

年 月	換算率	年 月 日	換算率	年 月 日	換算率		
1925	165.65 ^元	1928	2 1-10	220.00 ^元	1928	7 11-20	204.00 ^元
1926	165.65		11-20	222.00		21-31	205.00
1927	1 170.00		20-28	235.00		8 1-10	204.00
	2 171.00		3 1-10	223.00		11-20	201.00
	3 175.00		11-20	210.00		21-31	201.00
	4 175.00		21-31	210.00		9 1-10	199.00
	5 179.00		4 1-10	205.00		11-20	202.00
	6 185.00		11-20	203.00		21-30	206.00
	7 186.00		21-30	195.00		10 1-10	209.00
	8 185.00		5 1-10	197.00		11-20	206.00
	9 181.00		11-20	208.00		21-31	207.00
	10 183.00		21-31	209.00		11 1-10	209.00
	11 193.00		6 1-10	207.00		11-20	207.00
	12 195.00		11-20	212.00		21-30	207.00
1928	1 202.00		21-30	210.00		12 1-10	211.00
			7 1-10	208.00		11-20	212.00

註 (1) 1927年1月ヨリ1928年1月マテ毎月一回變更

(2) 1928年2月以降ハ月三回變更

布告し二十六日には七名の検査官を任命して各市場を監視せしめ二十八日には警察官を傳家甸交易所に派遣して七十二圓以下に相場を低落せしむることを嚴禁し、銀行筋は一齊に買出動せるも支那商人筋は銀行筋に徹底的に賣向ひては後日に面白からざる結果を招致すべきを憂慮して賣滯り取引毫も活況を呈せず二月二十九日七十一圓五十錢の相場を以て越月した。

三月一日傳家甸交易所は前日の引値を共儘七十一圓五十錢に寄付き市場取引は依然寥々として振はず、三月五日張煥相は更に特産商が外國貨幣を以て行ふ取引を禁止する旨の布告第二號を發し、傳家甸交易所は錢鈔特産双方共に出來高皆無を告げ市中大洋相場は六十九圓八十錢より六十九圓見當を示し相場の前途は官憲の努力に反し益々低落せんとする氣配あり、三月七日張煥相は更に各關係筋を長官公署に集め哈大洋の市價吊上策を討議した結果投機取引を防ぎ特産物取引を監視するため第三號及第四號布告を發した。當日濱江商會に於ても傳家甸の商民二百餘名を臨時召集して大洋相場の吊上を援助するため、各員は凡有手段を以て大洋の投機取引を行ふ者を密告すること、各員は外國銀行に於て外國貨幣を購入する者及交易所以外の場所に於て外國商人と特産物の取引を行ふ者を密告すると共に現在まで外國商人と取引關係ある商會及商人の行動を探索すること、大洋市價の低落を來すべき流言蜚語を故意に流布する者を密告すること、之等は全く各員の自治精神に基きこれに要する一切の經費は各自の負擔とすることを申合せたのであつた。

東省特別區行政長官公署布告第一號(二月二十五日附)

本公署は嘗て當地内外各商が哈大洋本位を以て取引すべきを命じ置きたり、今回大元帥府の電命により本長官は哈市の金融を整理し哈大洋紙幣の信用を維持する様命ぜられ又哈爾濱各銀行及錢莊の紙幣發行監理官として紙幣發行額の監察並に現銀を支出して整理の一助とすべきを命ぜられたり。惟ふに哈大洋を以て本位とすることは中華民國十六年一月よ

り實施され居る所なるが、今回右の如き命令を受けたるを以て一層眞面目に實行すべし、當地の各商にして各種の納税爲替手形の發行、賣買契約の取極及其他一切の取引を哈大洋本位とせざるものには公證事務所に於て證明を與へざるのみならず嚴罰に處す、右一般に布告す。

東省特別區行政長官公署布告第二號(三月五日附)

當地及特別區沿線各驛に於ける各商の取引は哈大洋建を本位とすべく昨年一月商務會より通告せしむると共に本年第一號布告を以て實施する様布告せるが沿線各驛の商人にして特産物を賣却する際に未だ直接外國貨幣を以て値段の取極めをなす者あり、之は甚しく命令に違反し金融市場を擾亂するを以て本布告以後一律に之を改正すべく若し依然として改めざるものは取調の結果事情判明し或は密告ありたる際に罰金に處し、罰金は密告人に分與す、今後委員を派し秘密裡に検査せしむることとしたれば各自本令を遵守すべし、茲に布告す。

東省特別區行政長官公署布告第三號(三月七日附)

大洋相場の市價を維持するには投機取引を嚴禁するにあり、之には先に現銀及現洋の帶出額を二百元以内と制限し夫以上の額にありては其用途を具申して護照を受く可き規定を布告せるが當地の現狀を見るに哈大洋を以て外國銀行にて金票を買ひ之を爲替にて大連に送り正金銀行に於て鈔票に換へ更に長春に送つて同地に於て哈大洋を買ひ再び哈爾濱に搬入して巨利を貪り居る者あることは當地の金融維持上大なる影響あるを以て茲に哈大洋搬入規定を設け其額五百元以上のものにありては其來歴用途を具申し保證人の保證書を添へ豫め當地警察監理處又は邊境各驛の特別區警察處に入境護照の交付方を出願すべし、但し一通につき印紙税二十仙を納むべきものとす、路警處の検査の際若し上記の護照なきものは其所持する哈大洋票を全部差押へ何分の取調を行ふ。若し銀行經由にて哈大洋を送付する場合は委員より隨時帳簿の検査を行ひ弊害を一掃することとせり。一般に知悉して誤りなからんことを期す。

東省特別區行政長官公署布告第四號(三月七日附)

近來外商と支那側特産商とは密かに特産物の直接賣買を行ひ稍もすれば數百貨車の多きに達し又當地より輸出する豆粕豆油の數量は毎日多額に上り其總額は實に巨萬を越ふるも市場には實際左程多額の哈大洋が流通し居るとも思はれざる點よりすれば此等の全部が果して哈大洋にて行はれ居るや否や疑問なりとの報告ありたるを以て會議を開催し協議の結果果爾今華洋各商の特産物豆粕豆油の賣買は秘密に受渡しするを禁じ規定により糧業交易所に報告し同交易所は登記の上無手数料にて證明書を發給し賣買代金は總て哈大洋を以て授受せしむ。若し外國貨幣にて取引せる場合は銀行團或は貨幣交易所に於て哈大洋に交換し以て代金の授受をなすべし、違反するものは處罰す。輸出せんとする特産物、豆粕、豆油にして取調の結果交易所の證明書なきものに對しては東省特別區警察處及路警處に於て其貨車積込みを阻止し、これより生ずる損害は商人の負擔とす、沿線各驛にして交易所無き處に於ては上記取扱規定により該地商務會に登記し其證明書を受け特別區及護路警察處の検査を得たる上積出さしむ、賣買せる特産物、豆粕、豆油の値段は哈大洋建を以て收受すべし。違反する者は積込を禁止し罰金に處す、華洋各商一般に知悉して違反する勿れ。

年 月 日

行政長官 張 煥 相

行政長官張煥相は前掲布告を連續的に發せる外三月五日傳家甸糧食交易所に於ける大豆、小麥の定期賣買玉の乘換を禁止し且つ特別區内に居住する支那商人が斯の如き官憲の壓迫より免かるべく區外に轉住せんと手持現大洋を區外に搬出する傾向漸次増し來りたる爲め三月七日附を以て現大洋の境外搬出禁止令を發し路警處及特別區警察署を督勵し嚴重取締を開始し更に三月二十二日行政長官公署に濱江哈爾濱兩商會の正副會長、哈市各銀行支店長、金警察署長、蔡道尹、

高濱江警察署長及其他を招き行政長官より哈大洋の市價維持策の急務なるを説き議長としての挨拶をなし、次いで討議に入り、一般商人は外國商品の仕入れに際しては在哈外國商人の手を経て取引をなし直接仕入をなさず其代價の決済は哈大洋のみを以て行ふこと、雜穀の先物取引を嚴禁し且つ雜穀の取引は糧食交易所に於てのみなすことを許し其支拂は必ず哈大洋を以てなすこと、外國輸出商との賣買契約の決済は哈大洋のみを以てなし、萬一外商側に於て哈大洋を有せざる場合は其代價を金磅を以て北京或は天津の銀行に納入し前記各銀行は右磅を堅實なる換算率を以て哈大洋として受入れ斯くて賣方は當地銀行より哈大洋を以て支拂を受く可く、亦外國貨幣勘定受取爲替の支拂も必ず哈大洋を以てすること以上三項を決議し協議終了後行政長官は速に哈大洋市價維持の實績を擧ぐ可く一般商民が本會議に於ける決議事項を嚴守せんことを希望して閉會した。

而して支那官憲が三月五日附を以て發した傳家甸糧食交易所に於ける定期賣買玉に對する乘換禁止令は糧食交易所の受渡日が毎月十五日なるため三月十六日以降の取引に影響し三月十五日には大豆千四百二十車小麥千四百車の受渡が行はれた。而も買手は是非共買玉相當額の哈大洋を買入れざる可らざる關係上哈大洋對金圓相場は受渡日の切迫と共に漸次昂騰し三月十一日には七十五圓三十錢となり以降受渡日まで七十三圓見當を保合ひ三月十六日より同三十日まで糧食交易所の小麥、大豆は各限月ともに出來不申大洋相場も亦銀行筋の義務的買進みに漸く七十二圓三圓の値頃を保合へるに過ぎず、然るに三月三十一日に至り糧食交易所の定期賣買玉乘換禁止令が解かれたため大豆、小麥定期取引の復活となり之に伴ふ大洋の需要を喚起し四月三日に至るや大洋相場は速かに強調を示現し商務は著しく活氣を呼び翌四日には高値七十七圓二十錢と云ふ異常の躍進を見せた。錢舖側の觀察によれば上海方面より奉天に向け現大洋三千萬元を現送して來たと云ふ情報に四月二日に哈爾濱支那側の某方面に這入りそれが翌日に至り市中一般に宣傳され俄然人氣を煽

つて大洋暴騰の原因をなせるものであると云ふ。これより先東三省官銀號總辦彭賢は哈爾濱各支那側銀行の代表者を奉天に招致して、哈大洋維持策として、向ふ三箇月間に現在の哈大洋紙幣總額の三割を回収して之を監理官に交付することと殘餘の七割は七回に亘つて漸次新紙幣と交換することとし同新紙幣には監理官の捺印と同時に津哈通用券の五字を捺し爲替取組の際に打歩を附せず又天津に於ても券面と同額の現大洋に兌換すること、外國爲替の取組には差當り擔保品を取ることとしこれが爲外國爲替事務所を組織すること、法定爲替料を廢止して市場爲替相場を設定することと云ふ四項を決議し、本決議第一項に基き八月末までに回収された哈大洋は一千五十萬元と報ぜられて居る、同數字は支那側の發表に係るものなれば絕對信用は置き難きも其内譯を次に掲げてみよう。

民國十七年六月十五日	第一次回收額	三百七十萬元也
民國十七年七月十六日	第二次回收額	三百七十萬元也
民國十七年八月二十八日	第三次回收額	三百十萬元也
合 計		一千五十萬元也

なほ支那當局は四月十五日附を以て糧食交易所に對し今後定期取引所を通じ穀類の賣買契約をなすものは總て賣買双方客筋の名義を記して官憲に届け出づ可しと云ふ命令を發せるため、市場は停頓し發令當日の四月十五日には前後場を通じて六月限大豆一車の出來高を見たるに過ぎず、十六・十七の兩日は出來不申、十八日に至り漸く市場の再開を見、大洋市場亦銀行團の發聲にて七十五圓五十錢に寄り安値七十五圓にて閉市せるも出來高皆無にして實際取引相場は高値七十三圓四十錢安値七十二圓二十錢に低落し落調の大勢は如何ともなし難く官憲側も遂に訓令相場を引下げて七十二圓以上の自由取引を許可せるため四月十九日には市場の人氣幾分緩和され、大洋對金圓の商内は三十萬元の出來高を見

るに至つた。然し乍ら濟南方面に於ける南北兩軍の戦機はこの頃漸く熟し然も奉軍不利の報導頻々として至るため折角安定に向ひつゝありし市場は再び動搖し來り四月二十二日には訓令相場を無視して七十一圓七十錢に寄付き悪化の兆愈々甚しきものあるため支那官憲は不尠狼狽し同日急遽錢業糧業關係者を召集して大洋維持に關する一場の訓示を與へた訓示の内容は大洋相場の低落を防止し、手持大洋の賣放ちを回避すると共に穀類相場の昂騰を防ぎ、定期はなるべく賣放つべしと云ふのであつた。斯くて同日以來右の内容によつて取引の取締を嚴にせるため四月二十二日糧食交易所に於ける小麥は出來高皆無にして大豆も後場は出來不申、大洋市場も亦取引閑散の狀を呈し依然として弱調の域を脱せず、四月二十四日に至るや濟南陥落の報を入れて市場の人氣は俄然激變し相場は急轉直下七十圓臺割れ六十九圓六十錢の安値暴落を現出し翌二十五日には六十九圓丁度まで落すに至つた。同日高値には七十圓まであり、二十萬元の出來高を見しが官憲の干涉甚だしく休市後市中は七十圓五十錢見當まで買手が有つたことは特筆に値する、越へて四月二十九日支那側當局は商務總會に多數の關係者を召集して大洋維持に就き協議するところあり、翌三十日に至り大洋票を濫りに賣買す可らず、違反するものは所持の大洋を沒收すべく、尙大洋の賣買を行ふ者は賣方買方共に賣買を必要とする理由を説明すべしと發表し、大洋市場は官憲の干涉裡に越月した。

この頃國民革命軍の北伐は著しく進展し五月二日南軍總司令蔣介石の濟南入城を見るに至りたるが翌三日南軍の邦人虐殺に端を發して日支兩軍遂に交戦状態に陥るに至つた。これがため南軍の受けた打撃は甚大にして北伐に一頓坐を招き四圍の事情は俄に北軍に有利に轉換し哈大洋市場の如きも鋭敏なる刺戟を得て商勢著しく活況を呼びこれに氣勢を昂げた支那官憲は好機逸す可からずとし銀行團に命じて大洋吊上の猛烈なる策動を開始せしめた。五月八日に至るや日本軍は愈々武力を以て南軍を懲膺すべく軍事行動を開始し日貨抵制の風潮漸く全支に瀰滿せんとするの兆あり、上海市場

の圓爲替は八日七十二兩八分の一に明け標金は三百五十一兩五匁に寄付き翌九日爲替は一兩標金は三兩七匁方々低落し圓價の落調甚しく、米日爲替亦八日四十六弗十六分の十三より十日四十五弗四分の三に低落し圓價低落の大勢は支持するに由なく大連銀市場も暴騰を演出し八日の最低相場百圓五十錢十日の最高相場は百七圓八十錢と三日間に七圓三十錢と云ふ異常の躍進振りを見せた。哈大洋相場も亦八日より俄然強調に移り同日は七十五圓まであり、高低の差二圓四十錢に及び翌九日は七十五圓の寄値より七十八圓五十錢に飛躍し十日には八十圓丁度と年初以來の高値を示した。五月十日以降日米爲替の小康に大洋市場も亦一服の商狀を呈し七十四圓五匁を上下して時局の雲行きを眺め強調を示しつゝ推移せるが京津を中心とする支那の時局は益々紛糾し上海市場に於ける支那人投機筋の策動依然として止まず五月下旬大洋相場は一時七十六圓七匁を上下し漸次低落の傾向を辿りつゝ越月した。この間特別行政長官張煥相は調査科長楊明理を吉長道尹公署に派遣して次の如く傳達せしめた。

張長官の哈大洋整頓辦法なるものは哈大洋總額の三割を回收して封存し殘餘七割の舊票合計二千百萬餘元は悉く新券と取替へ監理官より捺印の上通用するものにして天津に於て充分兌換し哈爾濱に於ては爲替資金となし以て整頓に資するものなり、併せて來週月曜日(四月二十三日)より哈市銀行團に於て國外滙兌所を組織せしめて各外國輸出商の哈爾濱に於て入手する哈大洋を上海兩に引換ふることゝし毎日哈大洋と上海兩との相場を定め遵守に便ならしむ、同時に今後哈爾濱貨幣交易所は再び哈大洋對金圓相場を七十圓以下ならしむを得ず、斯の如く辦理せば外商も直接支那銀行に對し哈大洋の交換を求め又上海に於ては現銀を入手し得ることゝなる可く則ち金圓の用途も漸次縮少し價値も自然低落すべし、右辦法は既に決定を経て實行中なれば今後哈大洋の價値は必ず騰貴せん、よつて貴道尹公署より長春各商に注意あらんことを云々。

吉林總商會は官憲側の達旨によつて以上の経緯を五月十二日に省城各商に對し布達した。この布達を奉天金融會議に於て決議された四箇條の哈大洋整理案と對照すれば哈大洋總發行額に關する暗示が與へられて居るのである。

越へて六月陸海軍大元帥の稱を僭にした張作霖は榮華の夢を貪りし北京を後に歸奉の途に上り、六月四日未明彼の坐乗列車が奉天城外皇姑屯驛を發し滿鐵本線と京奉線の交叉點に差掛るや計畫的爆破によつて彼は致命傷を蒙り六月二十一日息張學良の名を以て其死亡が公表せられた。張作霖の興亡生死は現銀準備の基礎を失へる哈大洋奉天票の價值に多大の動搖を與ふるものと一般に信ぜられて居たが張作霖坐乗列車爆破當日なる六月四日哈大洋は七十六圓に寄付き翌五日には七十三圓六十錢に低落せるも爾後七十四圓見當を保合ひ些も浮動を示さず六月十五日には四月の奉天金融會議の決議に基き哈大洋三百七十萬元を回收せる風聞を傳へ六月十八日の大洋市場は七十六圓三十五錢に昂騰した。張作霖死去の公表は端午節の休會中に發せられたる爲市場に動搖を與へず支那人間には張作霖の死去は却つて東三省の保境安民を確保し軍費強徴の停止東三省財政の安定を招く結果通貨の價值を騰貴せしむることとなるべしと信する者多く加ふるに時局を懸念せる金融業者の警戒は貸出の掌控へと共に貸付金の回収となり金融逼迫を來し大洋相場は著しく強調を示すに至つた。

七月に入つてより後は南北妥協の氣運益々濃厚となりこれまで氣遣かはれて居た南方の北伐續行も實現の可能性無きこと次第に分明となり、従つて庶民も苛税の誅求より逃れて商工の隆盛を來すべき氣運に進みつゝある上に本年度農産物の作柄極めて良好にして殊に七月十六日には第二回の哈大洋回收を傳へて七月二十三日には大洋相場は八十圓三十錢に騰貴して哈大洋の前途に對する頃日の懸念も今や漸く薄らぐに至つたのである。

哈大洋第三回の回収は八月二十八日に行はれた。支那側の發表による回収額は三百十萬元にして各行の割當額は東三

省官銀號百五十萬元、中交兩行各五十萬元、邊業廣信各三十萬元にして第一第二の兩回到回收された額より六十萬元少額である。

以上を以て年月を對照とする哈大洋相場の變遷に關する序述を畢ることとする、大洋相場低落の大勢に就いては後章に述べたい。

第三章 哈大洋の需給關係

第一節 濱江貨幣交易所

哈爾濱大洋票問題に關連して世人の注目を集めた哈爾濱傳家甸錢鈔取引所は其本名を濱江貨幣交易所股份有限公司と呼び傳家甸南三道街に位する。これに隣接して濱江縣錢業公會並に銀行公會が軒を並べこの附近一帶傳家甸の爲替街を形成して居る。この貨幣交易所の現狀は只現物賣買集會の爲め市場を貸與せるのみなれば取引及取引人に關する一定の規則なく且つ殆んど倒産せるものにして何等の權限なきも市場が場所的に確立し取引の目的物が哈爾濱大洋票と云ふ一種特別の Paper Money であり、これを賣買する貨幣も滿洲と特別に關係の深い金票奉天票官帖等であると謂ふところに其特色が懸つて居るのである。貨幣交易所に於て取引の目的物となり得るものは哈爾濱大洋票にしてこれを金票、奉天票、吉林官帖、黑龍江官帖、並に永衡大洋票にて賣買するのである。市場は傳家甸時の八時半より開始され午後三時半まで晝食時を休憩すること無く繼續取引される。場内の取引は表面上現物取引に限られ居るが故に相對賣買の方法による道理であり取引證據金を要せず、即ち定期取引全行はれず従つて取引人となるも極めて容易にて、二名の保證人を立て哈大洋五百元を身許保證金として預託し哈爾濱に店舗を有する支那商は何時にても取引人となり入場して取引に従事することを得るものにして入退共に自由であり取引人數も従つて常に不定である。

交易所内には別に清算機關たる信託の設けなく現物取引に就ては現在交易所自身僅かに二三名の書記を置き市場に於ける相對賣買を記帳し市場引後清算して受入れつゝある。取引人は交易所に對し賣買手数料として賣買雙方より一萬元に付哈大洋五十仙つゝを支拂ふものとする。貨幣交易所に於ける先物取引の禁止されたるは第一奉直戰以降のことに屬し當時哈大洋の先安見込みより定期の賣物殺到し現物は比較的高値を保ちたるため大なる逆鞘を示現し現物も自然定期にひきずられて崩落し初め、市場混亂に陥りし結果、支那側當局は市場維持に藉口して遂に定期の賣買を禁止するに至つたのである。定期取引の行はれて居た當時は一箇月を十日廿日卅日の三期に分つて受渡を行ひ十日を中限廿日を先限として十日目毎に逐次先限の新甫生れ先限は中限と變り現物と共にザラ場取引であつた。且つ當時は哈大洋壹萬元の取引に對し哈大洋壹千元の保證金を納入する規定にして、これを東三省官銀號に於て受入管理せしこと既述の如くである。而して現時は定期取引は全然禁ぜられ居る爲市場に於ては全く現物以外の取引は行はれざる筈なるも時に極秘裡に相對にて一―二週間又は一箇月位の先物取引袖裏に取組まるゝ事あり皆相互の信用契約にて交易所に登録せず違約の場合是一方の損失にして相手方たる一方は信用失墜するに過ぎざるのみにて、官憲は嚴重に先物賣買を禁止せるが故にこれを訴ふるの方法なきも此種契約を履行せざる支那人は殆んど皆無である。

貨幣交易所々屬の錢鈔取引人は支那人のみに限られ民國十七年四月六日現在の取引人は百十八名に達して居る。取引人は土著の者殆ど其全數を占め外國銀行特産商等は之等取引人を通じて大洋の賣買を行ふものである。英國の香港上海銀行は滙豐號を交易所に出馬せしめ、米國の National City は祥泰號を自行に專屬せしめて錢鈔取引に活躍して居る。又日本側銀行たる正金銀行朝鮮銀行は別に代表的機關店を有せざるも其都度必要に應じて賣買共に各支那錢舖と取引を行ひ、直接交易所にて賣買を行ふ專屬の一定の店なく例へば泰豐號の如き House を利用して各賣買相手と場外取引を行ひつゝある、この外三井、三菱、日清等の本邦特産商も相當錢鈔界に活躍しつゝあるものゝ如くである。支那側銀行は一行にて錢舖數店を利用しつゝあるも專屬的に一―二の店に限り賣買を取扱はしむること稀にして其手筋を秘し市場の

相場に變化を生ぜしめずして自行目的の玉數を入れることに腐心し亦場合に依つては殊更に賣買手筋の銀行筋なる事を明にして市場の相場を動かし一方場外取引に於て目的の實玉を賣買する等の策を行ふ爲めに臨み變に應じ其店の適不適を利し巧みに註文を發するものにして大體に於て左記各店を通じて取引を行ひつゝある、併し乍ら纏りたる實玉は直接需要者と電話を以て賣買する銀行が多い。

中國銀行 實隆峻、實隆銀號、功成玉、永衡通、和順泰、天豐東、合牲東、益發棧
交通銀行 實隆峻、實隆銀號、和順泰、合牲東
東三省官銀號 實隆峻、實隆銀號、會升恒、福昌永、和順泰、濱昌盛、天豐東
廣信公司 廣信升、公濟號、永衡通、實隆銀號

次に濱江貨幣交易所に於ける取引人の手筋はこれを銀行筋、滙兌莊筋、錢糧代理店筋、官銀號筋、糧業筋、油坊筋、埠頭區錢舖筋等に分つを得べく、既述の銀行筋を除く手筋別取引人の重なる者を示せば次の通りである。

滙兌莊筋 敦昌號(天津筋)益發糧棧、功成玉、中大銀號、實隆峻、實隆銀號
錢糧代理店筋 濱昌盛、天豐東、致中和、泰豐號、福順達、會升恒、會源達、德源厚、廣盛達、巨豐久、永發成
慶泰祥、和順泰、慶和昌
官銀號筋 廣信升
糧業筋 同大、永和源、復合成、公濟號
油坊筋 東濟油坊、廣信昌、東興火磨、震大火磨、廣信豐
埠頭區錢舖筋 東泰昌、泰記、源泰長、豐泰號、振源號、振合昌、永昌號

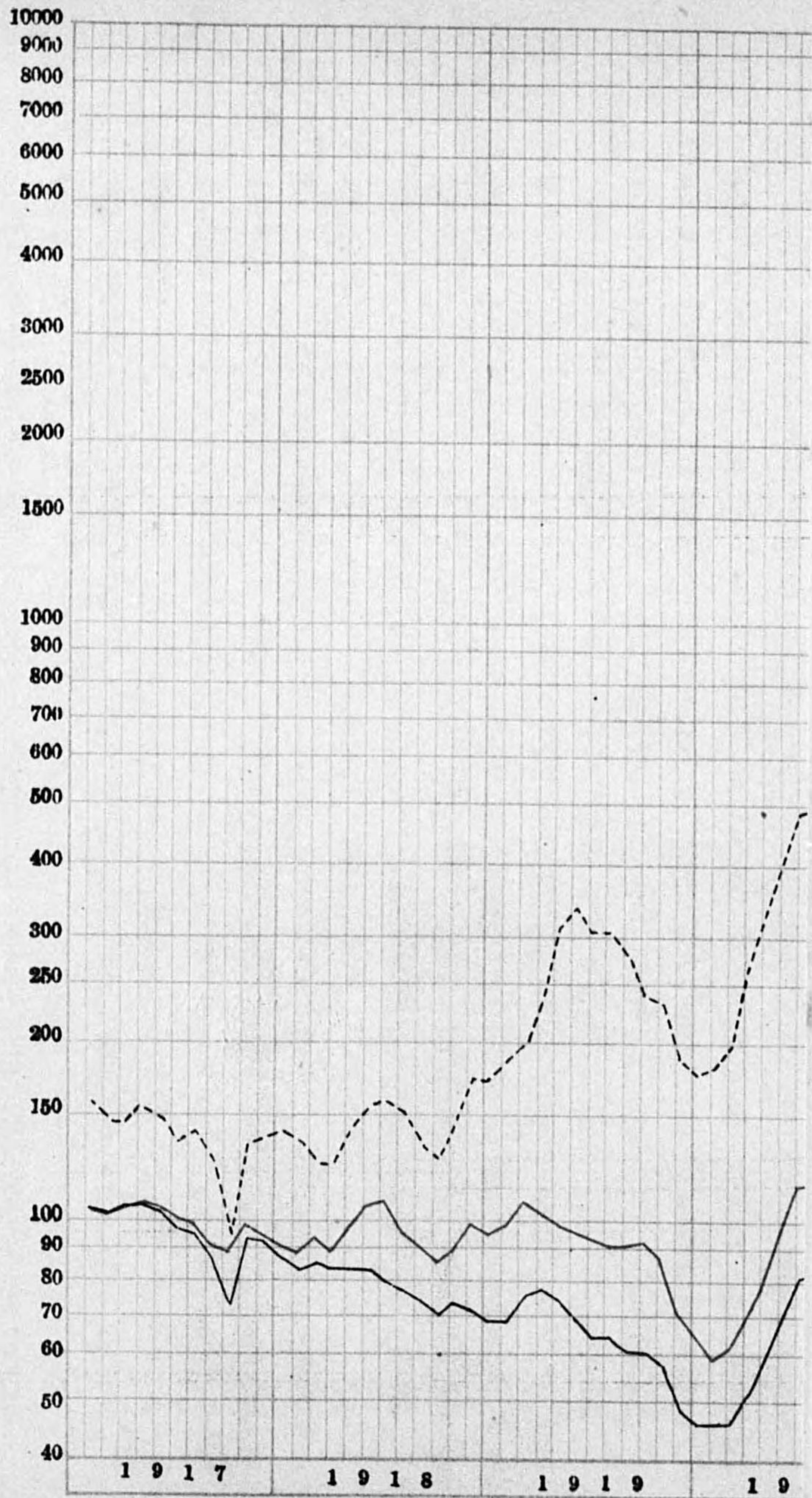
濱江貨幣交易所に於ける取引中最も重要な取引は哈大洋對金票の取引にして賣買單位は哈爾濱大洋票五百元の定めである。實際賣買は一千元を最低とし千五百元、二千元、二千五百元と云ふ如く取引せられ、當事者間に五百元の玉の賣買せらるゝことは極めて稀に屬する。この金票を以て評價さるゝ哈大洋相場の決定要素は、理論上は銀塊相場及圓爲替相場と謂はねばならない。然し乍ら哈大洋發行銀行が東支鐵道と特産との背景に對して、世人が哈大洋に拂ひつゝある信用を利用して兌換準備の如何を顧みず紙幣を濫發し現銀の境外流出を禁ぜざる結果遂に銀紙間に開きを生じ、殊に民國十五年秋世界的銀價崩落に直面せる哈大洋は爾來慘落の一途を辿り今日に在つては其所謂 Paper Money なる點に於て奉天票官帖と何等選ぶところが無いわけであるが嘗つては無制限兌換を聲明せる歴史を有する關係上、需要供給並に政治上の變動によつて騰落する外銀相場の如何によつて左右さるゝこと勿論である。實際に於て直接傳家句の錢鈔相場を刺戟するものは大連の銀相場である。而して大連錢鈔相場を決定する要素は第一に大連上海向相場即ち滙申と上海市場に於ける日本向爲替相場及標金相場とであつて、これに大連の特殊事情たる特産關係及朝鮮銀行券の信用狀態が加味されたものが大連の銀相場であるから哈大洋相場は之等大連銀相場の決定要素に加ふるに北滿洲に於ける哈大洋の需給關係其他地方的特殊事情が加味されて決定さるゝものと思へばよい。唯最近特に吾人の注目を惹く現象は哈大洋と奉天票とが歩調を揃へて騰落することである。これが表面上の説明としては先づ東三省の中央銀行たる東三省官銀號及張學良の御用銀行たる邊業銀行が哈大洋發行の分野に割込んで來たことを挙げねばなるまい。而も最近に在つては哈大洋相場は銀相場を超越して政治軍事並に特産事情の如何によつて騰落する傾向益々顯著となりつゝある。この外支商爲替筋は長春に於ける吉林官帖對鈔票、吉林官帖哈大洋、吉林官帖對金票相場等より大連向爲替相場を算出しこれに大連銀相場標金相場を除して採算しつゝある。この算法は最も實價を得るに容易にして確實なるものであると云ふ。なほ日米爲替

の浮動は直接上海大連の相場を動かすも天災時變による大變動の場合を除き哈大洋に對し直接の刺戟を與ふること稀である。

哈大洋取引中金票以外の取引建値たる奉天票、吉林官帖、黑龍江官帖、永衡大洋票を以てする取引に於ては賣買單位は各哈大洋壹千元にして呼値の單位は哈大洋壹元に對し奉天票、永衡大洋票何元、吉林官帖、黑龍江官帖何吊と呼ぶ。而して特産出廻期と雖も對奉天票對吉林官帖對黑龍江官帖の各取引出來高は微々たるものにして哈爾濱に於ては奉天票吉林官帖の兩者は僅かに南滿、奉天、開原、長春との金票鈔票を通じての鞘取引に用ひらるゝに過ぎず、従つて特産出廻期たる否とに關せず支那軍事情の變動に基因する紙幣相場の騰落に依り意外の取引行はるゝことあり平時は兩者の出來高は共に二―三萬元を出でざるも時によつては十數萬元に達することがある。

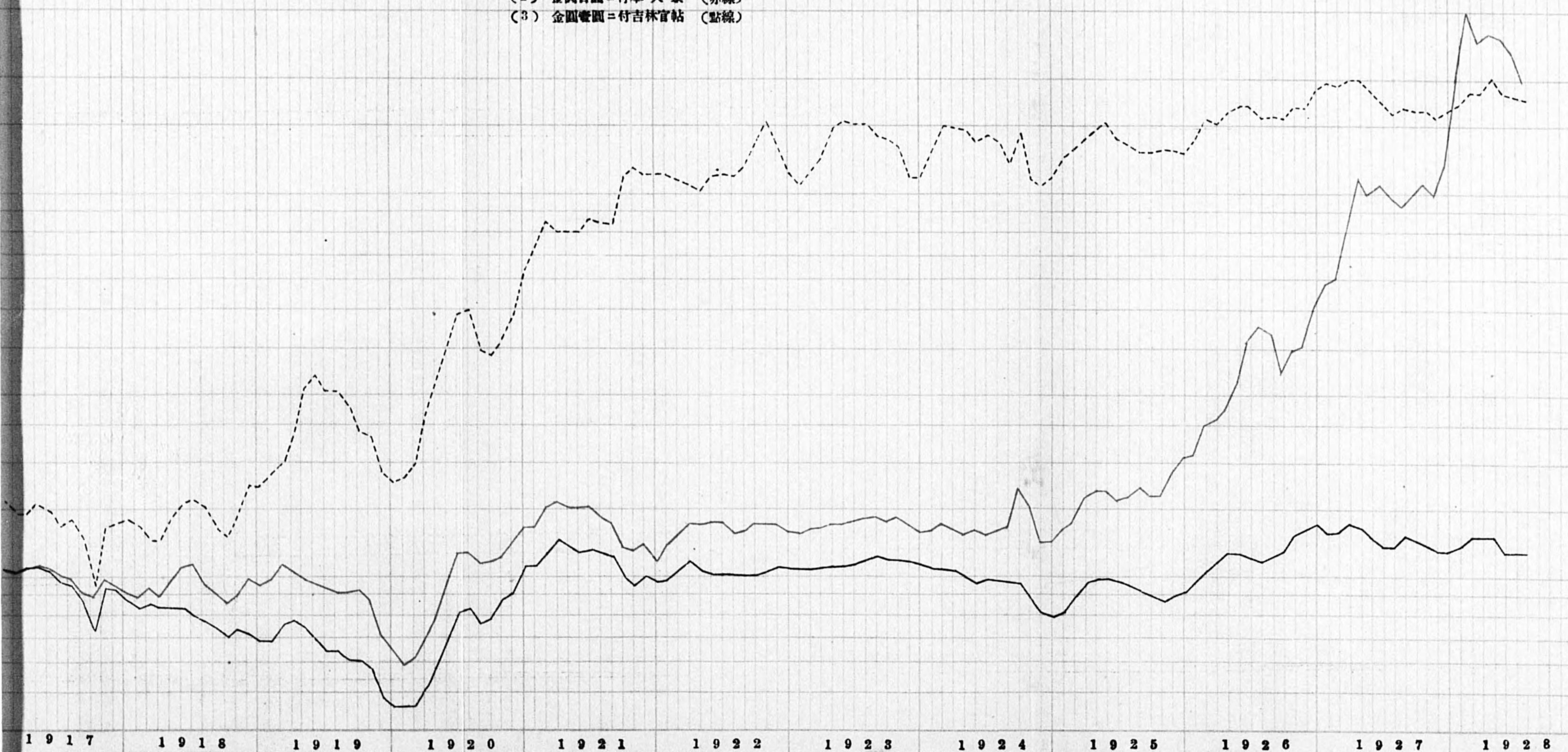
黑龍江官帖は數年來其勢力哈大洋のため漸次北方に驅逐せられ、現在哈爾濱に於ける江北物の取引には青田たると現穀馬車卸たるとを論ぜず共に悉く哈大洋を用ひつゝある爲自然哈爾濱に於ける官帖の取引は衰退を免れざるに至りたるも滿溝、安達、齊々哈爾に於ける特産交易所が官帖建なるため、これが掛繋ぎの必要上相場は敏活に浮動しつゝある。濱江交易所に於ける對黑龍江官帖取引の出來高は哈大洋の三―四萬元内外に達しつゝあるものゝ如くである。

次に對永衡大洋取引の出來高も寥々たるものにして時に哈大洋一―二萬元の取引行はるゝ事あるも通常は數千元に過ぎず或は呼値のみにて取引無き日も尠くない。元來永衡大洋の吉林省に於ける用途たるや哈市以外の各地の地租の上納各官吏及永衡關係の使用人の給料兵卒の給與に用ひ來つたもので現在の場合多くは永衡大洋を用ふること無く市場の相場に換算して現大洋又は哈大洋を以て代用しつゝある。哈爾濱の如きは特にこの傾向が著しい。僅かに永衡通關係方面より資金の融通を受け或はこれを支拂ふ場合及吉林との相場鞘取の關係等により市場に於てこれが賣買の行はるゝ事あ



金圓對小洋錢奉天票吉林官帖累年月別相場圖表

- (1) 金圓百圓=付小洋錢 (黒線)
- (2) 金圓百圓=付奉天票 (赤線)
- (3) 金圓百圓=付吉林官帖 (點線)



註 吉林官帖ハ縦軸ノ各數字ノ $1/10$ 單位

も満洲、安達、齊々哈爾に於ける特産交易所が官帖建なるため、これが掛繋ぎの必要上相場は敏活に浮動しつつある。
 濱江交易所に於ける對黑龍江官帖取引の出來高は哈大洋の三、四萬元内外に達しつつあるものゝ如くである。
 次に對永衡大洋取引の出來高も寥々たるものにして時に哈大洋一、二萬元の取引行はるゝ事あるも通常は數千元に過ぎず或は呼値のみにて取引無き日も尠くない。元來永衡大洋の吉林省に於ける用途たるや哈市以外の各地の地租の上納各官吏及永衡通關係の使用人の給料兵卒の給與に用ひ來つたもので現在の場合多くは永衡大洋を用ふること無く市場の相場に換算して現大洋又は哈大洋を以て代用しつつある。哈爾濱の如きは特にこの傾向が著しい。僅かに永衡通關係方面より資金の融通を受け或はこれを支拂ふ場合及吉林との相場鞘取の關係等により市場に於てこれが賣買の行はるゝ事あ

10000
9000
8000
7000
6000
5000
4000
3000
2500
2000
1500
1000
900
800
700
600
500
400
300
250
200
150
100
90
80
70
60
50
40

金圓對小洋錢奉天票吉林官帖累年月別相場圖表

- (1) 金圓百圓=付小洋錢 (黑線)
- (2) 金圓百圓=付奉天票 (赤線)
- (3) 金圓百圓=付吉林官帖 (點線)

1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926

註 吉林官帖ノ縱軸ノ各數字ノ $1/10$ 單位



(1) 金百圓對奉天票累年月別平均相場 (奉天市中現物)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1917	105.50	104.00	106.75	108.50	106.70	103.25	101.25	93.00	90.50	102.25	97.15	92.10
1918	90.40	94.85	91.30	101.15	108.30	109.25	98.00	92.50	87.85	91.00	102.30	96.45
1919	100.00	109.30	106.15	103.25	97.95	94.80	94.05	93.75	94.90	89.05	72.50	65.80
1920	59.50	61.80	70.55	79.40	99.00	117.45	118.35	109.75	111.05	113.25	125.80	136.40
1921	136.60	151.25	158.25	153.90	153.23	153.50	146.35	139.55	122.35	117.05	122.90	118.89
1922	123.46	130.45	139.85	137.50	140.00	139.70	131.20	132.50	138.30	136.60	136.55	132.60
1923	130.75	135.20	135.65	139.60	138.83	140.45	144.30	145.20	140.15	144.10	137.70	134.25
1924	134.70	139.90	135.75	132.70	133.81	131.19	134.51	137.59	174.52	153.58	124.80	125.75
1925	135.66	144.26	166.94	170.48	170.11	161.54	165.29	173.17	167.30	167.56	188.71	207.31
1926	214.06	251.98	257.66	277.87	325.03	430.58	464.83	441.00	343.71	392.75	405.04	500.78
1927	579.82	629.69	794.96	1,102.91	1,031.77	1,067.88	1,013.81	953.78	1,008.00	1,057.61	1,025.52	1,214.00
1928	1,991.71	2,900.50	2,568.16	2,639.35	2,622.60	2,392.17	2,057.42	2,193.00	2,648.71	—	—	—

(2) 金一圓對吉林官帖累年月別平均相場 (春長市中現物)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1917	15,560	14,463	14,357	15,200	14,748	13,403	13,882	12,583	9,433	13,241	13,577	13,910
1918	13,525	12,846	12,431	14,008	15,167	15,761	15,201	13,435	12,540	14,327	17,436	17,077
1919	18,728	19,915	24,057	30,571	33,680	30,637	30,825	27,614	23,950	23,887	19,154	17,784
1920	18,215	19,791	26,736	32,497	41,323	48,906	50,129	39,175	38,248	41,048	47,869	62,881
1921	73,882	85,218	79,874	80,067	80,560	86,200	84,100	82,953	110,750	117,633	113,430	114,450
1922	112,730	108,410	106,620	102,700	112,100	114,000	112,050	117,700	134,900	155,700	135,000	115,250
1923	105,180	116,440	125,330	147,800	155,170	153,010	153,320	143,100	139,910	133,800	110,150	110,420
1924	128,705	151,100	149,500	148,590	139,440	144,130	139,200	121,770	147,510	111,800	106,300	111,890
1925	125,155	132,060	140,430	149,100	157,200	139,030	136,300	130,930	129,330	131,125	131,400	129,805
1926	139,400	150,130	154,640	166,070	173,075	173,930	162,350	163,500	153,710	170,900	169,600	189,140
1927	197,390	194,370	202,370	202,480	189,140	174,640	167,230	172,000	169,170	168,850	162,250	167,200
1928	174,700	188,520	188,930	203,270	187,790	183,490	179,850	176,240	177,510	—	—	—

(3) 金對小洋錢累年月別平均相場 (大連)

(金百圓 = 付)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1917	100.98	100.28	104.29	104.65	102.40	96.19	93.87	86.76	72.15	91.80	90.00	87.50
1918	82.48	84.33	82.60	82.35	82.00	78.83	77.11	72.77	68.68	72.36	71.93	68.42
1919	68.17	74.57	77.31	73.90	69.09	64.57	64.77	61.44	61.32	57.61	49.10	46.32
1920	46.05	46.07	51.41	58.70	70.91	81.19	82.88	76.10	79.17	86.67	91.78	107.65
1921	108.15	116.39	125.11	121.60	117.42	117.91	114.85	112.20	102.30	93.21	100.74	97.52
1922	99.59	105.99	109.43	105.65	101.16	101.81	101.13	101.15	101.67	104.06	106.74	107.31

1927	579.82	629.69	791.96	1,102.91	1,031.77	1,067.88	1,013.81	953.78	1,008.00	1,057.61	1,025.52	1,214.00
1928	1,991.71	2,900.50	2,568.16	2,639.35	2,622.60	2,392.17	2,057.42	2,198.00	2,648.71	—	—	—

(2) 金一圓對吉林官帖累年月別平均相場 (春長市中現物)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1917	15,560	14,463	14,357	15,200	14,748	13,403	13,882	12,583	9,433	13,241	13,577	13,910
1918	13,525	12,846	12,431	14,008	15,167	15,761	15,201	13,435	12,540	14,327	17,436	17,077
1919	18,728	19,915	24,057	30,571	33,680	30,637	30,825	27,614	23,950	23,887	19,154	17,784
1920	18,215	19,791	26,736	32,497	41,323	48,906	50,129	39,175	38,248	41,048	47,869	62,331
1921	73,882	85,218	79,874	80,067	80,560	86,200	84,100	82,953	110,750	117,633	113,430	114,450
1922	112,730	108,410	106,620	102,700	112,100	114,000	112,050	117,700	134,900	155,700	135,000	115,250
1923	105,180	116,440	125,330	147,800	155,170	153,010	153,320	143,100	139,910	133,800	110,150	110,420
1924	128,705	151,100	149,500	148,590	139,440	144,130	139,200	121,770	147,510	111,800	106,300	111,890
1925	125,155	132,060	140,430	149,100	157,200	139,030	136,300	130,930	129,330	131,125	131,400	129,805
1926	139,400	150,130	154,640	166,070	173,075	173,930	162,350	163,500	158,710	170,900	169,600	189,140
1927	197,390	194,370	202,370	202,480	189,140	174,640	167,230	172,000	169,170	168,850	162,250	167,200
1928	174,700	188,520	188,930	203,270	187,790	183,490	179,850	176,240	177,510	—	—	—

(3) 金對小洋錢累年月別平均相場 (大連)

(金百圓 = 付)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1917	100.98	100.28	104.29	104.65	102.40	96.19	93.87	86.76	72.15	91.80	90.00	87.50
1918	82.48	84.33	82.60	82.35	82.00	78.83	77.11	72.77	68.68	72.36	71.93	68.42
1919	68.17	74.57	77.31	73.90	69.09	64.57	64.77	61.44	61.32	57.61	49.10	46.32
1920	46.95	46.07	51.41	58.70	70.91	81.19	82.88	76.10	79.17	86.67	91.78	107.65
1921	108.15	116.39	125.11	121.60	117.42	117.91	114.85	112.20	102.30	93.21	100.74	97.52
1922	99.59	105.99	109.43	105.65	101.16	101.81	101.13	101.15	101.67	104.06	106.74	107.31
1923	106.73	106.47	105.61	106.82	106.74	108.35	111.33	113.40	110.88	111.28	109.75	107.57
1924	105.88	106.45	104.96	101.70	97.74	98.72	98.90	98.01	97.51	88.46	82.37	80.95
1925	83.10	90.04	98.30	99.95	100.70	99.50	97.31	93.31	91.25	88.41	90.72	93.42
1926	98.37	105.80	109.20	116.94	115.98	112.36	111.22	114.52	117.95	130.72	133.38	139.30
1927	131.49	132.67	139.49	136.25	128.50	123.70	124.03	129.33	126.00	123.28	119.38	118.38
1928	122.01	127.98	128.74	128.42	118.73	119.03	118.48	116.53	119.88	—	—	—

(4) 永衡大洋對吉林官帖累年月別平均相場 (吉林)

(永衡大洋一元 = 付)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1925	131.00	130.20	138.10	153.43	157.65	149.66	133.41	128.83	122.81	113.86	115.35	118.04
1926	119.59	132.60	140.69	138.30	138.98	132.18	125.76	124.12	117.73	110.07	108.50	116.55
1927	126.22	132.79	130.35	130.80	131.44	120.38	115.61	113.00	109.05	106.48	105.09	105.11
1928	111.69	127.40	136.65	143.50	141.67	137.10	132.20	129.80	—	—	—	—

貨幣交易所取引人名 (民國十七年四月六日現在)

復昌永	協和號	永發成	天增長	德元厚	新豐泰	豐泰仁	瑞和裕	同大業	鴻興大	東永錢	公益堂	福利錢	仁厚	東興火磨	義增福	振源號	永和源	永順盛	致中和	東發利	恒發成	永豐德	毅恒達
振升久	寶隆峻	中大銀號	敦昌號	大興久	天豐東	大興遠	慶泰祥	麟呈祥	振昌號	同盛仁	福源德	興順益	東濟油坊	同和興	東泰昌	公合號	祥泰號	天聚和	天豐湧	天豐湧	同聚利	義成永	永記號
廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛
廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛
廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛
廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛
廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛
廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛
廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛
廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛	廣盛

◇ 在哈支那側銀行團を形成するものは東三省官銀號、中國銀行、交通銀行、邊業銀行、廣信公司、永衡官銀號の六行である。

るも概して殆んど纏りたる取引なきものと見て差支へない。

第二節 特産取引と哈大洋

濱江貨幣交易所と並んで哈大洋の騰落に關係を有するものは糧食交易所にして傳家甸北三道街に位し、取引は傳家甸時の午前九時より開始せられ午前十一時を以て前場を終り、後場は午後二時より同四時に至る二時間である。糧食交易所に於ける上場物件は大豆、小麥、豆油、豆粕と云ふことになつて居るが豆粕、豆油は現在取引されて居らぬ。受渡しは當年度の標準品なることを意味する所謂「逐年大路」を標準とし、定期は最長三箇月まで取引することを得る規定にして受渡日は毎月十五日に行はれて居る。當月物、翌月物、翌々月物の三限月に分れ毎月十四日に當限を納會し十六日より翌々月物の新市が發會する。従つて兩限月の取引せらるゝのは毎月十五日の一日のみとなる。而して受渡日が休日に該當する時はこれを前日に繰上げて受渡しを行ふのである。大豆、小麥の賣買單位は一千布度即ち東支一貨車にして呼値は一布度に付哈大洋幾何と云ふ。本證據金は大豆一車に付哈大洋百八十元、小麥は二百五十元にして、賣買値と市場が五仙開く毎に損方は追證を徴せらるゝ。乗換は近期と遠期間の相場の成行き如何によつて行はるゝも、受渡日の切迫と共に當限に對する新規賣買は減少し來り取引鈍狀を呈するに至る。最近乗換に關して悶着が起つた。去る三月五日(民國十七年)東省特別區行政長官張煥相が大洋相場維持に名を藉りて既存の賣買玉の乗換を禁止するや、同日市場は休會となり翌六日再開せるも前後場を通じて小麥は三車、大豆は二車出來たるのみにて以降出來高激減し、同月十五日には大豆千四百二十車小麥千四百車の受渡が行はれた。即ち三月十五日限の買手は買玉相當額の代金たる哈大洋を是非とも用意せざる可からざる關係上、大洋を買進みたる爲大洋相場は恢復せるも、これがため翌十六日より三十日に至るまで

取引皆無となり大豆の賣方にして大連市場に買繋げる數量多額に上り、一時大豆は大連高となり、哈市の特産商の蒙つた打撃は甚大なものであつた。然るに糧食交易所は張學良を名譽理事に戴き、支那側大官の持株多きを以て若しこのまゝ取引閑散を持続するに於ては、之等大官の配當に關係するところから三月三十日取引人會議の開催を見翌三十一日より再び自由に轉賣買戻しを行ひ得るに至り事件は落着した。

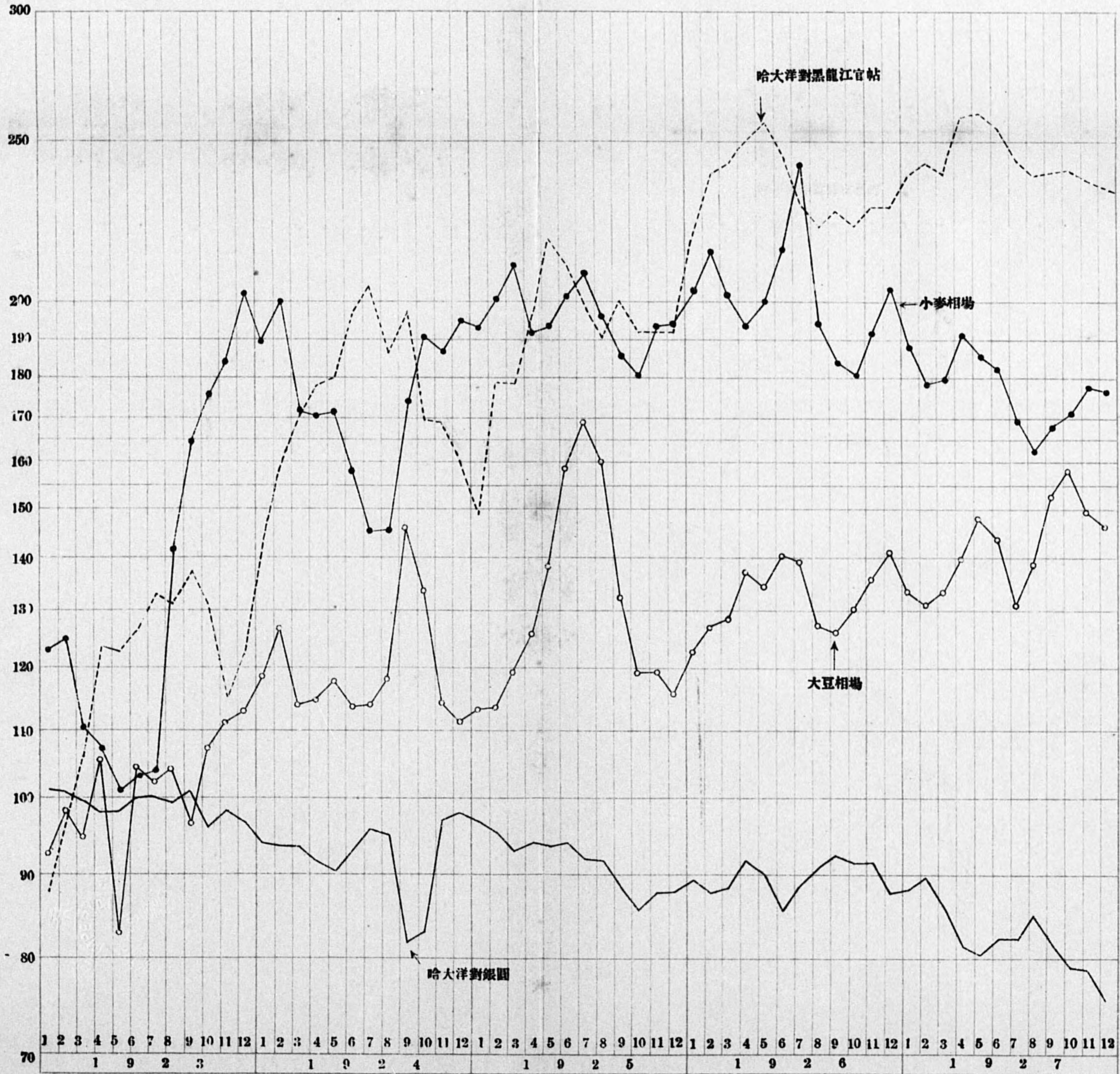
翻つて觀るに、北滿特産と哈大洋とは極めて密接なる關係を有すること恰も奉天省に於ける奉天票と特産との關係のそれに髣髴たるものがある。而も哈市に於て特産定期の上場が公認されて居るに拘らず大洋の先物賣買が禁止されて居るのは甚だ不自然であると斷するの外はない。北滿に居を構へて特産の輸出に従事する外商は是非とも金票を賣つて大洋を買はねばならぬ立場に置かれて居る。例へば哈市の特産輸出高が日本の買手に三箇月先渡しの大豆を賣つた場合、當該輸出商が堅實に取引を行はんと欲するなら、これと同時に定期市場に於て大豆の三箇月先物を買ふことを必要とする外相當額の大洋を手當てせねばならない。若し貨幣交易所に於て大洋の先物を買ふことが出来ないなら場外に於て錢舖又は銀行に付き大洋買金票賣豫約を取結ぶこととなる。又綿絲布取引に就いても買人たる支那人は金票を手當てせねばならぬから大洋買金票賣豫約が何れかの形式に於て現はれて來ねばならない。單に實需關係に就いて見るも大洋先物の買と賣との必要が起つて來る道理であるから、秘密裡でも出合を求め易い交易所内に於て賣買さるゝに至るのである。

次に特産相場の哈大洋に及ぼす影響としては數年來の如く常に南北の動亂絶えず官憲筋の軍資捻出に腐心せる際は哈市商民は極度に神經過敏となり風聲鶴唳にも早耳筋の策動となり、奉軍一度勝てば即ち哈大洋の人氣を沸騰せしめ市場に場外に哈大洋買進みに突入し若し買進み困難なる場合は直ちに最も手近なる特産物の賣逃げとなり、其反對に奉軍の敗報到るや哈大洋の賣物殺到し自然特産物買進みに大豆、小麥の狂騰を見るを常とするに至つた。故に南方との相場の採算困難なる場合は大豆、小麥の高低と其手筋とによつて哈大洋の強弱の見當をつくる事さへあつたのである。獨り豆粕のみは日本人及其他外商筋の特權的輸物なるため採算上内地並に大連の豆粕相場に基準を置き取引さるゝ事が多い。然るに今や支那の時局も漸く一段落を告げ東三省は保境安民の途上に一步を踏み出せる觀あり、故に東三省がこの途上を進みつゝある限りに於ては前述の如き市面を呈せざるべきも諸穀出廻り時期に於ける外商との大口の現物、青田、川豆の取引は直ちに大洋市價を左右し従つて逆に哈爾濱相場を以て長春市場の南方上海、天津、大連各地向爲替相場を支配することもある。なほ大洋相場の騰落率と特産相場の騰落率とは必ずしも同一でないから、大洋が昂騰しても特産も低落すれば特産の買手には有利なることあり。又これと反對に大洋相場が下落しても特産市場が、それ以上の割合を以て騰貴する時は特産の買手に不利なる結果を齎すのである。これを實例に徴する民國十七年二月二日に於ける大洋相場は六十二圓十錢にして、四月渡大豆の相場は一元八十三仙となつて居るが四月六日には大洋は七十五元九十錢に騰貴し四月限大豆は一元四十九仙に低落して居る。即ち二月二日に大豆一車を買付けんとせば金票千百三十六圓四十三錢を要せしものが四月六日には千百三十圓九十一錢を以て足ることとなる。

近年南北滿を通じ特産界錢鈔界に於ける支那側官商の出動は當業者に大なる脅威を與へて居る。哈爾濱特産市場に於て活躍しつゝある官商を示せば奉天省を代表する者に東濟油坊、東興火磨、呼蘭製糖廠の三者あり、公濟號、廣信公司は黑龍江を代表し、吉林省を代表する者は永衡通とす。日清其他の邦商が場外に於て青田を買付くる際には最近概ね官商を利用して居るが青田賣買に關しては、官商は奥地農家より不渡を喰はされ又は契約高の全額を農家が手交せざる場合にも信用を重んずる關係上、極力買集め又は適宜手段を講じて外商に對する賣契約を實行するが故に、官商と青田契

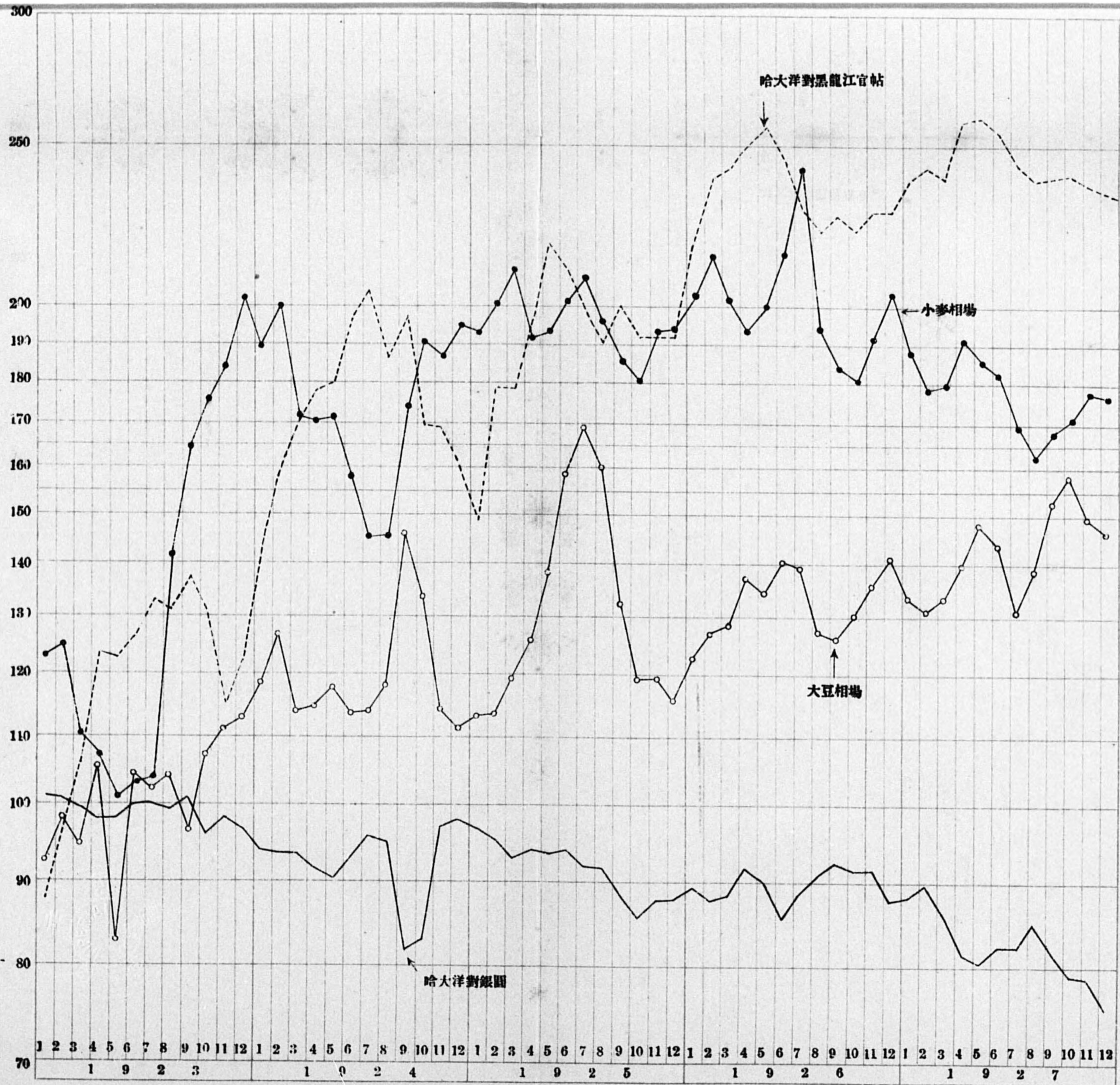
約を締結するを完全とする。青田物の契約は冬月一、冬月十五、臘月一、臘月十五等を受渡期日として契約するものにして、買手としては受渡期日を可成近く取極むるを得策とし、且つ受渡約定期日より一週間か十日位遅延しても異議を挿むことを得ない慣習である。冬月とは舊曆の十一月、臘月とは同じく舊曆の十二月のことを意味する。之等官商と外商との間の青田物の賣買は七月二十日頃より始り八月に入り旺盛となり、同月十五日頃までに終るを普通とし、近來は契約と同時に買方より賣方たる官商に對し買付代金全額の前金を交付すれども、沿線に於ける馬車卸物を外商が買付く場合には哈爾濱に於て官帖を調達して現送するのである。青田等の契約せらるゝ直前の六―七月の交は特産界の閑散期であつて、日本内地に於ても田植其他農作物の植付準備終り、豆粕の需要一巡し特産相場は弱調を示現する。六―七月頃にも特産物は多少乍らも出廻るのであるが、この時分に買付けた農産物は、相場の高騰する秋期まで手持ちして賣放たれる傾向がある。(最近支那官憲は青田賣買を禁止する布告を發した)

北滿に於ける特産の大市場としては哈爾濱を除けば安達である、安達に於ける特産の取引には悉く哈大洋を授受しつゝあれども奥地農家の輸送し來る馬車物を糶棧が買取る場合には官帖を支拂ひつゝあり、奥地農家は現在なほ眞偽を疑ひて大洋の受入れを躊躇し官帖を歓迎する状態である。安達に於て青田を買付けんとする外商は糶棧と賣買契約を結ぶものにして糶棧が賣手ともなり同時に保證人ともなるのである。一方糶棧専屬の外權は特産仲買人たる經紀と交渉して青田買付けの契約を結ぶ。經紀は奥地農家の事情に精通し農家の青田賣註文を手許に有するが故に糶棧の青田買契約は經紀を通じて行はるゝるを常態とする、由來安達の特産界には直隸系商人の勢力侮り難きものあり、安達糶棧の掌櫃の大多數は直隸系を以て占められ山東系龍江系はこれに次ぐ。なほ安達には支那側銀行たる廣信邊業其他各行の支店存在すれども外商竝に糶棧は支那側銀行を利用し又は支那側銀行より金融を受くること皆無の状態にして同地の金融は國際運



月頃にも特産物は多少乍らも出廻るのであるが、この時分に買付けた農産物は、相場の昂騰する秋期まで手持ちして賣放たれる傾向がある。(最近支那官憲は青田賣買を禁止する布告を發した)

北滿に於ける特産の大市場としては哈爾濱を除けば安達である、安達に於ける特産の取引には悉く哈大洋を授受しつゝあれども奥地農家の輸送し来る馬車物を糧棧が買取る場合には官帖を支拂ひつゝあり、奥地農家は現在なほ眞偽を疑ひて大洋の受入れを躊躇し官帖を歓迎する状態である。安達に於て青田を買付けんとする外商は糧棧と賣買契約を結ぶものにして糧棧が賣手ともなり同時に保證人ともなるのである。一方糧棧専屬の外權は特産仲買人たる經紀と交渉して青田買付けの契約を結ぶ。經紀は奥地農家の事情に精通し農家の青田賣註文を手許に有するが故に糧棧の青田買契約は經紀を通じて行はるゝるを常態とする、由來安達の特産界には直隸系商人の勢力侮り難きものあり、安達糧棧の掌櫃の大多數は直隸系を以て占められ山東系龍江系はこれに次ぐ。なほ安達には支那側銀行たる廣信邊業其他各行の支店存在すれども外商並に糧棧は支那側銀行を利用し又は支那側銀行より金融を受くること皆無の状態にして同地の金融は國際運



期であつて、日本内地に於ても同種其他農作物の積付進捗終り、豆類の需要一過し特産相場は弱調を示現する。六・七月頃にも特産物は多少乍らも出廻るのであるが、この時分に買付けた農産物は、相場の昂騰する秋期まで手持ちして賣放たれる傾向がある。(最近支那官憲は青田賣買を禁止する布告を發した)

北滿に於ける特産の大市場としては哈爾濱を除けば安達である、安達に於ける特産の取引には悉く哈大洋を授受しつゝあれども奥地農家の輸送し來る馬車物を糧棧が買取る場合には官帖を支拂ひつゝあり、奥地農家は現在なほ眞偽を疑ひて大洋の受入れを躊躇し官帖を歓迎する状態である。安達に於て青田を買付けんとする外商は糧棧と賣買契約を結ぶものにして糧棧が賣手ともなり同時に保證人ともなるのである。一方糧棧専屬の外櫃は特産仲買人たる經紀と交渉して青田買付けの契約を結ぶ。經紀は奥地農家の事情に精通し農家の青田賣注文を手許に有するが故に糧棧の青田買契約は經紀を通じて行はるゝるを常態とする、由來安達の特産界には直隸系商人の勢力侮り難きものあり、安達糧棧の掌櫃の大多數は直隸系を以て占められ山東系龍江系はこれに次ぐ。なほ安達には支那側銀行たる廣信邊業其他各行の支店存在すれども外商並に糧棧は支那側銀行を利用し又は支那側銀行より金融を受くること皆無の状態にして同地の金融は國際運

(1) 哈爾濱大豆相場

(大豆一布度=付哈大洋、單位仙)

年\月	1	2	3	* 4	5	6	7	8	9	10	11	12
1923	92.3	98.3	94.5	105.4	82.7	104.3	102.1	104.1	96.6	107.4	110.9	112.6
1924	118.3	126.6	113.7	114.5	117.6	113.3	113.8	118.0	146.0	133.4	114.0	111.2
1925	112.8	113.3	119.0	125.8	138.1	158.4	168.5	159.8	132.1	118.8	119.0	115.4
1926	122.6	127.0	128.3	136.8	134.0	140.3	139.0	127.3	126.0	130.1	135.6	141.2
1927	133.0	130.6	132.9	139.5	147.7	143.6	130.5	138.4	152.5	158.1	149.1	146.2

(2) 哈爾濱小麥相場

(小麥一布度=付哈大洋、單位仙)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1923	122.8	125.2	110.4	107.2	100.9	103.4	104.0	142.0	164.7	175.7	184.4	202.2
1924	188.9	200.1	171.9	170.0	171.5	158.0	145.5	145.5	173.9	191.0	187.0	195.0
1925	193.2	201.0	211.0	192.0	193.0	202.5	207.8	195.7	186.2	180.8	193.3	194.0
1926	203.0	215.0	202.0	193.5	200.5	215.8	243.0	194.0	184.3	181.4	192.1	204.2
1927	187.9	178.0	179.5	191.5	185.8	182.6	169.6	162.5	166.7	170.9	178.2	177.3

(3) 哈大洋對銀圓相場

(哈大洋百元=付鈔票)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1923	101.0	100.6	99.6	97.9	97.9	99.7	99.9	99.2	100.8	96.1	98.3	96.8
1924	93.8	93.3	93.2	91.5	90.3	92.7	95.7	95.1	81.4	82.8	97.1	98.0
1925	96.8	95.3	92.7	93.8	93.3	93.8	91.7	91.5	88.2	85.4	87.3	87.5
1926	89.0	87.3	88.0	91.3	89.8	85.3	88.2	90.4	92.0	91.1	91.2	87.3
1927	87.7	89.2	85.6	80.9	80.2	81.7	81.7	84.6	81.1	78.6	78.3	75.0

(4) 哈大洋對黑龍江官帖相場

(哈大洋壹元=付黑龍江官帖)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1923	87.5	98.1	106.8	123.6	123.0	126.9	132.4	131.1	137.2	130.8	114.9	123.4
1924	143.3	159.8	170.5	177.7	180.1	196.8	204.8	186.8	197.0	169.6	168.6	160.0
1925	149.4	178.9	178.5	196.5	218.7	211.7	199.4	191.3	200.2	192.6	192.6	192.4
1926	220.2	238.5	242.6	250.2	256.6	246.3	230.0	223.4	227.2	223.1	228.9	229.2
1927	238.6	243.0	239.6	258.9	260.3	251.5	244.4	238.4	240.2	240.4	237.2	234.8

註 東支鐵道年報1928年度ヨ

李春閣	其濟二廠	邵乾一廠	糖建民廠	楊發成軒	永發成軒	蘇澈軒	天興福二廠	馬化南	豐泰仁	孫希謙	德順福	李聘卿	廣盛達	高猷珊	雙合盛	張復堂	和順泰	杜煥然	瑞和裕	李書閣	恒祥東	聶國恩	和記油坊	張茂齋	雙興油坊	姜鳳西	振昌火磨	金作東	致中	劉价	復昌
滯源油坊	姜榮春	會升恒	張銘紳	源聚金	方際平	今姓東	邵慎亭	廣信升	王子政	恒順和	王起元	安勝裕	李勝賀	豐泰億	張鳳亭	長生東	金雲閣	東興火磨	戰紹江	慶和昌	孫竹銘	裕大昌	韓樂陞	攻成玉	孫亞齋	永盛堂	賀益久	德隆	李熬	廣信源	楊潔圃
曲建巷	會元遠	王景陽	潤大號	孫和軒	廣信火磨	單繼禹	濱昌盛	邵文卿	元孚油坊	孫仁普	協昌永	呂熙齋	義昌泰	范肅齋	永和源	趙玉堦	天增長	郭允忱	德源厚	張慎齋	東興蔚	黃文波	東培英	王隆峻	寶明三	曲聚	德翰	張源	益發	吳井	奉天
田化宣	濱合永	桓耕勤	中三	張仲祥	元聚	王經	同發隆	孫啓之	東和油坊	王壽山	裕大油坊	牟君山	恒隆德	李奚民	永衡通	趙福堂	東興昌	劉錫三	公記生	董石祥	慶泰圃	車蘭東	天豐實	王丹大	同甫	楊瑞	永順	官化	廣信	董澤	
廣信倉庫	王明先	天興福四廠	王向陽	和聚公	孫志英	廣信油坊	穆興義	源興義	毛雲市	同聚祥	田西浦	義昌信	張用廷	裕興益	董琢軒	復合	毛慶昌	功和慶	周暢岩	萬億信	杜惠霖	聚豐久	田西久	同茂	馬希聖	義豐祥	栗雲青	福德永	杜鑄	毅恒	

糧食交易所取引人名 (民國十七年四月六日現在)

101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

輸會社の一手に掌握されて居るかの如き観がある。國際は之等外商糧棧のみならず支那側銀行にも金融の便を與へ金圓額面、哈爾濱支拂の滙票を發行するものにして、國際の滙票を受取りたる者は滙票を哈爾濱に送付して哈大洋に換ふるか又は安達に於て哈爾濱宛送金を要する相手方を見出して同滙票を交付し代り金として哈大洋を受取り特産買付資金に充當しつゝある。同地國際の融通高は特産出廻期には二百萬圓に達することもあると云ふ。

今や哈大洋の勢力は傳家甸を中心とし南は長春より北は東支線一帯に亘り吉黒官帖を壓して漸次奥地に向ひて浸潤しつつある。而も哈大洋の價值は流通區域の推廣に反比例して對外的にも對内的にも低落して止むところを知らず殊に張郭戰以降は奉天票と共に滿洲支那固有通貨の特徴たる、特産出廻盛期たる冬期に昂騰して大洋の不需要期なる夏期に低落すると云ふ季節的騰落を演せず却つて夏季に保合ひ冬期に低落し一度低落すれば従前の相場に恢復する弾力を有せず特産出廻期を劃して相場の低落は避く可からざる一つの傾向を醸成するに至つた。

第三節 哈大洋の爲替市場に於ける勢力

滿洲に流通する各種の通貨中國際爲替市場に最も勢力を有するものは朝鮮銀行の發行に係る金券である。朝鮮銀行券に對しては兎角の風評がある。實際に於て上海市場に於ける爲替銀行は大連向相場を日本向相場に比して自行に有利に建てる、其他大連日本間には送金制限問題と云ふ困難な問題が未解決のままに残されて居る。然し近來日本の金解禁に關する民間の輿論は著しく即行論に傾いて來たし必ずや近き將來に日本も金本位に復歸するであらうから、鮮銀券に對する支那人の信用も一新し現在の如き變調は遠からず除去さるゝに相違ない。

南滿に於ける國際爲替通貨としては金券の外に正金銀行の發行に係る銀券を擧げ得る。然し哈爾濱に於ては第一章に

述べたるが如く銀圓即ち鈔票の流通は支那側の排斥により現在市中より其姿を没して居る。従つて哈爾濱に於ける國際爲替通貨は本邦金券の獨舞臺と稱しても決して過言ではない、哈市鮮銀券の流通高は特産出廻盛期には五百萬圓より六百萬圓に及ぶことあり、哈市より大連に宛て仕向けらるゝ送金は年二千萬圓に上り最近益々増加の趨勢にあり。右は所謂支那官憲の哈大洋市價維持策に禍されて現大洋の境外搬出竝に南方向爲替の取組み困難となりたるため山東方面の移民が送金又は歸還に際して哈大洋を金券に交換して大連、奉天又は營口向送金爲替を取組むに職由するものと思惟されて居る。

而して在哈日本側銀行間に於ては哈大洋を以て圓貨、金弗貨、磅貨等の賣買豫約を取極むることは現在行はれて居らぬ。普通ならば特産商は圓を賣つて哈大洋を調達し、これを以て特産物を買ひ、この特産物を積送し荷爲替として銀行に買取り方を求め圓を回收するのが順序である。哈爾濱銀行、正隆銀行等は特産商に對し大洋を融通することがある。斯る場合には特産商が特産物を買付けて日本向荷爲替を取引銀行に取組みたる時に當該特産商の金預金は増加するからこの預金を以て大洋を買入れて銀行に對する借りを決済する手順となるのであるが、銀行が大洋の前貸を行ふ場合には大洋の返済を受くる際に當該銀行につき大洋を買戻すべしと云ふ條件を附するものにして銀行の行ふ大洋の前貸は一日か二日位の短期物に限られて居る。哈爾濱に於ける日本側銀行の貸付は圓を以て行はるゝを常態とし貸付はこれを飛子貸、引換證貸及圓積貸の三者に分ことを得る。飛子貸とは特産仕入商と賣人たる支那人との間に特産賣買契約を結べる場合に作成する賣買契約書を飛子と謂ひ、これに商品前拂代金として授受せる金額を記入したる證書を添付して銀行に持參する者に對する貸付を云ふ。引換證貸は引換證を擔保とする貸付を稱し、引換證はこれを東支鐵道の Way Bill 倉庫證券、國際運輸の發行する連絡貨物引換證及川崎商船組に於て發行する Through Bill of Lading 等に分く。圓積貸付は

圓積特産を擔保に貸付くるものを云ふ。日本側銀行の特産商に對する爲替前貸に就いて見るに朝鮮銀行、正金銀行の如きは信用狀が買手より送り届けられて居る場合のみに限り居るも、哈爾濱銀行等に於ては荷送人の信用狀態如何によつて信用狀の有無に拘らず前貸に應じて居る、蓋し買人たる荷受人は必ずしも信用狀を相手方たる荷送人に送付するものではない。哈爾濱の荷送人に宛て大連或は日本の買人より手附金を送付する場合には信用狀は發行されない、これは荷送人の信用が薄弱な場合に行はれるものであると云ふ。又三井三菱の如き信用確實なる荷送人に對しては注文書を送届くるのみで信用狀を發行せないのである。而して之等の信用狀契約書を以て取組まるゝ日本向荷爲替は圓額面なること勿論である。

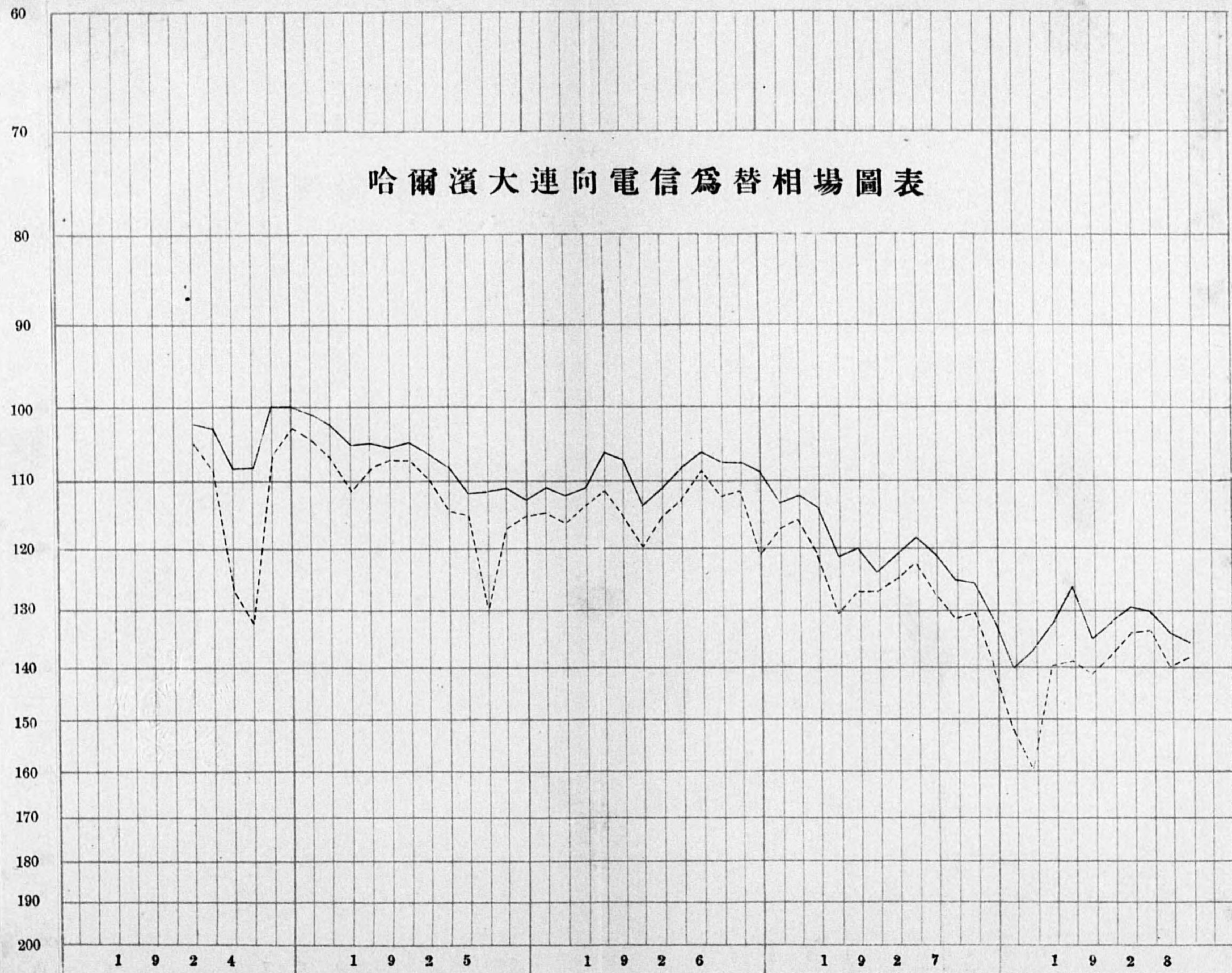
哈爾濱日本宛の輸出手形の期間は雜穀類が一覽後一箇月、大豆、豆粕は一覽後一箇月乃至四十五日を普通とし、哈爾濱より日本に向けて積出さるゝ特産物は便船の關係から浦潮經由のものが多し。浦潮よりは日本に向け一週間に一度位の割合で便船があるけれども特産商に依つて積送船會社を異にする關係から浦潮に於ける積出しは一箇月二回位となる、従つて手形の期限は普通一箇月間であつて若し順調に行くものとすれば荷物が哈爾濱を積送されて後二十日位を以て手形は決済さるゝこともある。南滿經由のものは大連までの荷爲替が多く期限は一週間物を普通とする。この外哈爾濱朝鮮行きは粟は釜山、元山、清津行きに對する荷爲替の期限が二十日から一箇月位まで、南滿經由は一週間から二週間までである。

次に日本より輸入する綿絲布手形も亦哈爾濱日本宛輸出手形と同様に悉く圓額面たる利付手形にして、綿絲布手形の期限は一覽後六十日拂を普通とし、利率は最近日本の金利が低落した關係等が手傳つて従前七分位であつたものが六分見當となつて居る。哈爾濱に入荷される本邦綿絲布の内邦商が取扱ふ額は全體の一割見當にすぎず殘餘の八―九割まで

支那人の取扱となつて居る。且つ日本人の手に依つて取扱はるゝ綿絲布は荷爲替となり利付手形を以て決済さるゝも支那商は荷爲替によらず直接代金を送付する者多く入荷期には傳家甸の朝鮮銀行は毎日二—三十萬圓の日本向送金を取扱つて居る状態である。綿絲布取引は倉敷料金利等を見積り一分乃至二分位を儲け得る程度の薄利なる商内なるが、支那商は自己所有の手許資金を以て輸入するが故に金利倉敷料を見積る必要無く邦商との競争上優越なる地位にあり、支那人取扱の綿絲布が年々増加する所以もこれがために外ならない。朝鮮銀行の日本向送金に關し最近特制な現象が起つて居る。本年度特産出廻期に入つてより毎月約一千萬圓と云ふ莫大な資金が朝鮮銀行を通じて哈爾濱に送付されて来る。これは輸出特産の代り金並に米英資金の北滿流入と見向されて居る。之等の送金に對しては新市街の朝鮮銀行から金票を拂出すのであつて、これはとりも直さず金票の増發である。而るに哈爾濱に於ては支那官憲が露支間の金票の通用を禁止し商品販賣の建値に大洋建を強制し居るため、新市街の朝鮮銀行より發行された之等金票は傳家甸に流入し傳家甸の朝鮮銀行に依つて回收される。従つて金票は爲替用として送金の媒介を司るに止まり完全なる通貨としての機能を發揮するに由なく、朝鮮銀行を経由する哈爾濱向送金が増加したとて、それは何も哈爾濱に於ける金票の流通高の増加とはならないのである。換言すれば哈爾濱に於ては金票は爲替用として需要あり、哈大洋は物價關係に於ける通貨として各々其分野を確保して居ると稱し得る。

一方内國爲替たる上海向、天津向、大連向等は支那側の獨占と云つても過言ではない。寶隆銀號、寶隆銀號、益發棧、敦昌號、功成玉、中大銀號の如きは長春、大連、天津、上海方面と連絡をとり、鞘取に活躍しつゝある。例へば上海市場に於ける日本向と、哈爾濱に於ける上海向並に哈大洋對金票相場より算出せる圓對上海兩との相場を比較し高きに賣り安きに買ふが故きは即ちこれである。支那人の哈爾濱上海向算出の基礎は長春市場に於ける哈大洋對吉林官帖相場、

哈爾濱大連向電信爲替相場圖表



註 鈔票百圓對哈大洋、點線最高相場、黑線最低相場

つて居る状態である。綿絲布取引は倉敷料金利等を見積り一分乃至二分位を儲け得る程度の薄利なる商内なるが、支那商は自己所有の手許資金を以て輸入するが故に金利倉敷料を見積る必要無く邦商との競争上優越なる地位にあり、支那人取扱の綿絲布が年々増加する所以もこれがために外ならない。朝鮮銀行の日本向送金に關し最近特制な現象が起つて居る。本年度特産出廻期に入つてより毎月約一千萬圓と云ふ莫大な資金が朝鮮銀行を通じて哈爾濱に送付されて来る。これは輸出特産の代り金並に米英資金の北滿流入と見向されて居る。之等の送金に對しては新市街の朝鮮銀行から金票を拂出すのであつて、これはとりも直さず金票の増發である。而るに哈爾濱に於ては支那官憲が露支間の金票の通用を禁止し商品販賣の建値に大洋建を強制し居るため、新市街の朝鮮銀行より發行された之等金票は傳家甸に流入し傳家甸の朝鮮銀行に依つて回收される。従つて金票は爲替用として送金の媒介を司るに止まり完全なる通貨としての機能發揮するに由なく、朝鮮銀行を経由する哈爾濱向送金が増加したとて、それは何も哈爾濱に於ける金票の流通高の増加とはならないのである。換言すれば哈爾濱に於ては金票は爲替用として需要あり、哈大洋は物價關係に於ける通貨として各々其分野を確保して居ると稱し得る。

一方内國爲替たる上海向、天津向、大連向等は支那側の獨占と云つても過言ではない。寶隆銀號、益發棧、敦昌號、功成玉、中大銀號の如きは長春、大連、天津、上海方面と連絡をとり、鞘取に活躍しつゝある。例へば上海市場に於ける日本向と、哈爾濱に於ける上海向並に哈大洋對金票相場より算出せる圓對上海兩との相場を比較し高きに賣り安きに買ふが故きは即ちこれである。支那人の哈爾濱上海向算出の基礎は長春市場に於ける哈大洋對吉林官帖相場、

鈔票對吉林官帖相場より哈大洋對鈔票相場を算出し、この採算相場に大連上海向たる滙申相場を參酌するものであると云ふ。上海市場より哈爾濱に仕向けらるゝ雜貨類は年々多額に上る關係上哈爾濱上海向相場は重大なる意義を有するのにして哈爾濱支那商の買入るべき上海兩も相當の額に上り、支那商にして哈爾濱正金銀行につき上海兩の買豫約を行ふ向きも尠しとせず、上海兩の代り金として Contract slip 面に記入さるゝものは哈大洋であり、時には正金銀行の鈔票を以て決済さるゝこともある。且つ上海兩の賣買豫約は概して短期にして一週間先物が普通である。

爲替問題とは別問題であるが哈爾濱の金融竝に奥地に於ける特産取引と關係の深い滙票について略述したい。北滿の奥地に於ける商品代金の支拂には現在滙票が授受されて居る。滙票は哈爾濱渡の爲替手形であつて、これを一覽拂と、一覽後一日拂、一覽後二日拂とに分つ。滙票は現送の危険を防止し手数を省き、金融關係を圓滑にするもので信用ある者は何人でも發行し得る。蓋し個人發行の滙票が流通するまでには相當の努力と信用が必要であるから滙票が不渡りとなることは殆んど見受けられない。滙票の信用は迅速に支拂らるゝことを第一要件とし、哈爾濱の銀行が毎朝門扉を開く午前十時までに支拂らるゝものが最も信用が厚い。従つて午前十時頃に支拂らるゝ滙票と銀行の正門を閉鎖する午後二時頃に支拂らるゝ滙票との間には相當信用の差を附せられ、滙票の支拂期日に依つて特産の賣價に差異あるは勿論賣方は値段は幾分安くとも迅速に支拂はるゝ滙票の提供者に賣渡し勝ちである。其理由を述べれば、哈爾濱の背後地は黑龍江省にして、黑龍江省内に於ける諸取引はすべて黑龍江官帖を以て行はれて居る。そこで滙票の所持人は哈爾濱に於て受取つた哈大洋を傳家句に赴き黑龍江官帖に換へ奥地に現送する必要がある。故に成可く速に滙票の支拂を受けないと當日中に奥地に向け出發し得ないことがあるし、又黑龍江官帖の相場は鋭敏に變動するから午前中に哈大洋を受取つて置くとも最も有利なりと思惟さるゝ際に哈大洋を黑龍江官帖に交換する機會を掴み得る便益があるからである。

三井、三菱、國際、日清等の發行する滙票は哈市一流の滙票である。

爲替關係の項を終るに當つて實際問題を離れて哈爾濱に於ける特産商の銀資金の調達方法並に哈大洋の安定性と云ふことに付いて少し抽象的説明を加へてみたいと思ふ。北滿輸入品の大宗たる綿絲布の取引は金建取引の慣習が厲行されて居るから在哈外國綿絲布商にとつては哈大洋を以て外貨の買豫約を行ふ（Buy）はないと見ねばならぬ、最近外商中に大洋建を以て支那人に綿絲布を賣却する者二―三ありと云ふもこれは例外に屬する。哈大洋の調達と云ふことになると特産輸出商を措いて他にない。濱江貨幣交易所の取引は表面上現物取引であるから極めて不便であつて現金を有せぬ者には手も足も出せない。結局外國爲替銀行に赴き哈大洋を入手する一途が残されて居るのみである。外國爲替銀行より哈大洋を取得するには外國爲替銀行と爲替の豫約定をする事即ち金票を以て哈大洋を買ふか又は特産物を擔保として哈大洋を借りることである。これが出来ない場合には上海に於て兩貨を借入れるか又は上海日本向爲替を賣つて上海に兩貨の資金を作り之に對して哈爾濱上海向を賣ることである。即ち上海兩を賣つて哈大洋を取得するのである。外國爲替銀行と哈大洋買外貨賣（結局に於て圓賣）の約定を取結ぶことは特産輸出商にとつては頗る便利であり豫約期間中は例時にも實行し得るところに其妙味が存するのであるが一般爲替銀行はこれに應じない。若し爲替の豫約を締結すると當替前貸に應ずる。該爲替銀行は爲即ち特産商は豫約を實行するまで Export account に依つて哈大洋を借入れて農産物の買入れに充當し得るのである。次に在哈外國特産商が上海に銀資金を設定してこれに對し哈爾濱上海向電信爲替を賣る方法は特産商にとつては頗る不利な方法である。それは哈大洋對上海兩の相場即ち銀對銀の相場が常に浮動する結果上海兩の賣方たる特産商は意外の利益を得ると共に意外の損失を蒙り易い。上海市場に於ける黒銀對上海兩の相場は一年を通じ季節的騰落を演じ七十二兩から七十五兩位の間を上下する。揚子江の奥地へ農産物の代價として搬入さるゝ貨幣は

馬蹄銀ではなくて弗貨であるから茶繭棉雜穀等の出廻期には弗貨は七十五兩位まで騰貴する。而して斯る出廻期がすぎると奥地の農民や商人が上海天津等の都市に必要な品を買入れに出掛けると弗貨は都市に集中して相場は七十二兩前後に低落する。これを逆に兩對黒銀の相場に置き換へると黒銀は百三十三弗前後から百四十弗位の間を騰落すると謂へる、今假りに哈大洋が現大洋を兌換準備とする兌換券なりとすれば哈爾濱上海向爲替相場は北滿農産物の出廻盛期たる冬期には百三十元位まで低落し端午節頃南方向送金が起り哈大洋の不需要期に這入つた時には百四十元程度まで昂騰することゝなる。而るに支那側發行銀行が哈大洋を濫發する場合には大連、天津、上海方面宛の爲替相場は急騰する。哈大洋發券銀行は上海に兩貨の資金を有せないのであるから實力を以て南方向爲替の急騰を抑制することは出来ない。事實に於て民國十三年十二月二十日には哈爾濱上海向電信爲替は百四十二元八十仙であつたものが約三年後の民國十七年二月二日には二百二十一元に昂騰して居るのである。従つてこの上海市場に兩貨を設定することによつて哈大洋を調達する方は哈市特産輸出商にとつては頗る不安心たるを免れない、尤も哈市支那側銀行と雖も信用貸不動産貸を行ふことは行ふけれども支那側の信用貸は何れも將來國積擔保に變る可き前貸資金である、而も支那側發券銀行は近來銀行自身北滿特産の買付けを行ふ實狀であるから外國特産商等に銀資を融通する様な度胸は持合せないものと考へねばならない。之を要するに現在の哈大洋は奉天票と同じく一種の不換紙幣なることに變りはない。北滿官憲が現銀の境外搬出並に哈大洋と現大洋との兌換を阻止して居る今日、哈大洋の相場の維持従つて哈大洋の安定性を確保せんがためには哈大洋發券銀行は是非共南方市場に豊富なる銀資を準備して哈大洋賣南方向爲替の買出動に對して極力賣向つて哈大洋を買入るゝことを措いて外に良策はないのである。

南滿東支聯絡貨物金留對金圓及金圓對金留換算表

實年	施		金百留ニ對シ 金圓	金百圓ニ對シ 金留	記	
	月	日				
1924	6	14	120.90	82.85	北 行 南 行	
	6	14	103.50	96.62		
	7	1	118.80	84.16		
	8	1	119.00	84.03		
	9	1	120.30	83.12		
	10	1	120.60	82.92		
	11	1	129.30	77.34		
	12	1	130.60	76.57		
	1925	1	1	132.20		75.64
		2	1	133.50		74.91
		3	1	131.20		76.22
		4	1	123.30		81.10
5		1	122.50	81.63		
6		1	122.70	81.50		
7		1	126.70	78.93		
8		1	124.80	80.13		
9		1	125.40	79.74		
10		1	126.10	74.30		
11		1	125.40	79.74		
1926		12	1	122.20	81.93	
	1	1	118.60	84.32		
	2	1	116.50	85.84		
	3	1	112.10	89.21		
	4	1	113.90	87.80		
	5	1	110.50	90.50		
	6	1	109.80	91.07		
	7	1	110.20	90.74		
	8	1	109.50	91.32		
	9	1	107.30	93.20		
	10	1	106.30	94.07		
	11	1	103.50	96.62		
1928	9	21	114.80	87.11		
	10	1	112.10	89.21		
	11	1	111.60	89.61		

註 (1) 1926年11月1日ヨリ協定前ノ換算率ニ復シ1928年9月20日ニ至ル。

(2) 1928年9月21日變更セル換算率ハ同月25日ノ社報ヲ以テ取消サレタリ但シ東支側ハ9月8日ヨリ本換算率ヲ適用セリト云フ。

第四節 哈大洋と東支鐵道

哈大洋が中交兩行によつて發行されてより幾何もなくして東支鐵道が大洋銀の受入れを開始せることは中交兩行の無制限兌換の聲明と相俟つて哈大洋の基礎を確立するに與つて力があつたのは云ふまでもない、東支鐵道が現大洋の受入れを開始せるは民國九年五月九日にして東支鐵道長官は翌十日東支各沿線及烏蘇里各驛に宛て哈爾濱市場に額面價值を以て流通しつゝある大洋硬貨として袁世凱弗、北洋銀並に香港弗の三者を擧げ他の大小洋硬貨を受入れる可からざる旨を電達し續いて十一日中國銀行及交通銀行の發行せる五分券、一角券、二角券、五角券、一元券、五元券、十元券は支那銀貨同様哈爾濱市中に圓滑に流通し且つ兩銀行に於て紙幣を銀貨に交換する保證あるに依り本電報落掌と同時に五月十日の電達に示されたる銀貨と同様各驛に於て收受すべきを達旨し別便を以て紙幣の見本を各驛に發送したのであつた。次いで同年十二月一日より東支鐵道は新設東三省銀行の發行銀券を現大洋同様に受入開始せるが同行發行の一元及十元の兌換券は無制限に銀硬貨と兌換すべき旨同行より保證し來り中交兩行に於ても新設銀行の發行紙幣を自行發行紙幣と同様に受入れ且つ將來もこれが受入を保證せるため當時の東支技術部もこれを承認した。其後廣信公司及邊業銀行の發行に係る哈大洋も東支側の受入承認を得て今日に至つて居る。

一方東支側は支那弗貨の受入を開始するや支那側と金留對大洋の換算率を協定し地方的輸送貨物に對しては金留百留に對し大洋百七元の換算率を適用することとせる外一九二二年七月の第七回南滿東支聯絡運輸會議に於て東支南滿聯絡南行貨物に對しては金留百留につき金圓百三圓五十錢の換算率を採用することとせるが其後圓價の低落に伴ひ、圓價の恢復せる時は舊協定換算率に復歸することを條件として、各種爲替相場を考慮に加へ、東支南滿兩當局と合議の上毎月

東支鐵道收入支出留對哈大洋累年換算率 (哈爾濱事務所調)

(一 留ニツキ)

月日	受入	支拂	月日	受入	支拂	月日	受入	支拂	月日	受入	支拂	月日	受入	支拂	月日	受入	支拂	月日	受入	支拂	月日	受入	支拂	月日	受入	支拂	月日	受入	支拂	月日	受入	支拂							
1926									1926																														
1.12	元 1.08	元 1.05	6. 8	元 1.18	元 1.15	10. 5	元 1.26	元 1.23	12. 7	元 1.46	.3.23	元 1.39	6.29	元 1.40	10.15	元 1.49	1.11	元 1.63	3.14	元 1.53	5.24	元 1.46	9. 1	元 1.49															
13	1.10	1.07	10	1.16	1.13	6	1.23	1.20	8	1.48	24	1.40	30	1.41	19	1.40	12	1.64	15	1.54	29	1.44	5	1.51															
17	1.11	1.08	12	1.17	1.14	7	1.25	1.22	9	1.51	26	1.41	7. 2	1.42	21	1.49	14	1.62	18	1.55	31	1.45	7	1.53															
19	1.13	1.10	16	1.16	1.13	8	1.26	1.23	10	1.45	27	1.40	6	1.41	22	1.48	15	1.61	20	1.54	6. 1	1.47	8	1.51															
21	1.11	1.08	17	1.15	1.12	10	1.32	1.29	13	1.43	31	1.42	7	1.42	26	1.49	18	1.62	21	1.55	2	1.46	11	1.52															
22	1.12	1.09	18	1.13	1.10	19	1.36	1.33	21	1.39	4. 1	1.41	9	1.43	27	1.48	19	1.64	24	1.54	6	1.49	13	1.53															
30	1.13	1.10	19	1.16	1.13	20	1.37	1.34	22	1.38	5	1.43	12	1.42	28	1.49	21	1.67	25	1.52	9	1.50	15	1.54															
31	1.15	1.12	23	1.15	1.12	23	1.34	1.31	24	1.34	10	1.47	19	1.41	29	1.48	29	1.65	27	1.53	12	1.47	18	1.56															
2. 6	1.14	1.11	24	1.17	1.14	26	1.36	1.33	25	1.35	16	1.46	20	1.40	11. 6	1.49	31	1.66	29	1.51	14	1.48	19	1.57															
10	1.14	1.11	26	1.18	1.15	27	1.35	1.32	30	1.35	17	1.44	26	1.37	15	1.50	2. 1	1.68	30	1.50	19	1.47	20	1.50															
21	1.15	1.12	29	1.17	1.14	28	1.33	1.30	31	1.37	19	1.40	28	1.38	16	1.49	2	1.76	4. 5	1.44	20	1.46	22	1.54															
23	1.16	1.13	7. 3	1.16	1.13	29	1.32	1.29	1927 1. 5	1.35	20	1.41	29	1.39	17	1.48	3	1.78	7	1.43	26	1.45	23	1.53															
28	1.14	1.11	9	1.17	1.14	30	1.36	1.33	7	1.37	23	1.37	8. 5	1.40	19	1.50	4	1.77	10	1.44	29	1.46	25	1.52															
3. 2	1.13	1.10	13	1.16	1.13	31	1.35	1.32	13	1.38	5. 6	1.34	9	1.42	21	1.49	5	1.76	11	1.43	30	1.47	26	1.53															
14	1.15	1.12	14	1.17	1.14	11. 5	1.38	1.35	16	1.36	7	1.33	10	1.43	12. 1	1.50	10	1.77	19	1.46	7. 1	1.48	10. 2	1.52															
16	1.14	1.11	24	1.16	1.13	6	1.37	1.34	19	1.37	8	1.32	16	1.42	3	1.51	11	1.76	20	1.48	5	1.47	5	1.51															
24	1.13	1.10	8. 3	1.17	1.14	9	1.36	1.33	21	1.36	12	1.33	23	1.43	5	1.50	12	1.73	21	1.49	7	1.49	7	1.52															
25	1.12	1.10	10	1.18	1.15	10	1.35	1.32	22	1.35	14	1.34	31	1.44	8	1.51	14	1.69	24	1.51	10	1.48	16	1.53															
4.13	1.14	1.11	11	1.17	1.14	13	1.34	1.31	28	1.34	20	1.32	9. 2	1.46	9	1.53	15	1.66	29	1.52	11	1.49	17	1.54															
14	1.13	1.10	18	1.16	1.13	14	1.33	1.30	29	1.28	21	1.30	3	1.44	12	1.52	16	1.69	5. 1	1.53	14	1.48	20	1.53															
20	1.14	1.11	21	1.18	1.15	16	1.32	1.29	2. 6	1.26	24	1.31	6	1.45	13	1.53	18	1.66	3	1.51	20	1.47	25	1.52															
25	1.13	1.10	24	1.16	1.13	17	1.33	1.30	11	1.30	26	1.34	17	1.46	14	1.54	19	1.63	5	1.53	21	1.46	26	1.51															
5. 6	1.11	1.08	26	1.15	1.12	18	1.30	1.27	12	1.31	27	1.31	18	1.45	16	1.52	21	1.57	6	1.52	24	1.43	28	1.50															
7	1.10	1.07	28	1.16	1.13	21	1.32	1.29	20	1.30	6. 1	1.29	20	1.46	17	1.52	22	1.51	9	1.51	25	1.41	30	1.51															
8	1.12	1.09	9. 2	1.14	1.11	24	1.33	1.30	27	1.31	2	1.29	21	1.48	20	1.53	23	1.56	10	1.47	26	1.43	11. 1	1.52															
11	1.11	1.08	6	1.15	1.12	25	1.34	1.31	3. 4	1.34	7	1.31	24	1.47	25	1.52	25	1.60	11	1.44	27	1.44	3	1.51															
14	1.12	1.09	7	1.16	1.13	26	1.35	1.32	5	1.38	8	1.30	28	1.48	28	1.54	26	1.61	12	1.48	31	1.45	7	1.52															
19	1.13	1.10	14	1.15	1.12	28	1.36	1.33	6	1.37	9	1.31	10. 2	1.50	30	1.56	28	1.57	13	1.49	8. 9	1.46	11	1.53															
25	1.15	1.12	17	1.16	1.13	30	1.35	1.32	8	1.36	10	1.30	5	1.52	31	1.57	29	1.56	15	1.47	10	1.44																	
28	1.13	1.10	23	1.17	1.14	12. 1	1.36	1.33	11	1.38	15	1.31	6	1.54	1928 1. 1	1.56	3. 2	1.57	17	1.46	16	1.45																	
29	1.14	1.11	25	1.18	1.15	2	1.38	1.35	12	1.39	17	1.33	7	1.53	5	1.62	4	1.58	18	1.47	17	1.44																	
6. 1	1.16	1.13	20	1.20	1.17	3	1.40	1.37	16	1.40	18	1.35	9	1.54	6	1.70	6	1.59	19	1.49	21	1.45																	
2	1.18	1.16	28	1.22	1.19	4	1.39	1.36	18	1.39	24	1.36	13	1.53	7	1.63	7	1.58	22	1.46	22	1.46																	
3	1.19	1.17	10. 2	1.27	1.24	5	1.41	1.38	22	1.38	25	1.39	14	1.51	10	1.68	9	1.56	23	1.45	30	1.47																	

備考 1926年12月7日以降支拂換算率ハ受取換算率ヨリ三仙安ナルニ付支拂換算率ノ數字記入ヲ略ス 備考 支拂換算ハ(1)1928年3月28日以前ハ受入換算率ヨリ三仙安(2)1928年3月29日以後ハ受入換算率ヨリ一仙安

金留對金圓の換算率を決定することとした。同時に聯絡貨物に對する金留對大洋の換算率は大洋の市場相場に應じ隨時變更することになつて居る。

東支鐵道の運賃の根底をなす基本留とは金貨留に換算せらるべき東支運賃及附帶料金算出の基準をなすものにして金貨留とは東支に於て運賃及附帶料金を收支する場合に於ける貨幣の標準單位のことである。從來基本一留は金貨留の二留と定められて居たが昭和二年一月以降聯絡貨物の場合を除き兩者は名稱を異にするのみで基本留一留は金貨留一留に等しいことに改定された。地方的輸送貨物に對してのみではあるがこの所謂東支の金留に對し大洋の相場が一定の比率に釘付けされて居ることは哈大洋の市價を維持するに與つて力あることは云ふまでもない。同時に東支にとつては哈大洋價值の低落は運賃實際收入の減少を來すこととなり、財政上受くる打撃決して少しとせない、東支鐵道運賃の建値を留建より哈大洋建に變更せんとする支那側の運動は東支鐵道の前途に對しても將又哈大洋の前途に對しても決して良好な結果を期待することを得ない、奉海鐵道と奉天票は其好例である。縱令一時哈大洋の聲價を昂め得たりとするも發行銀行に於て濫發を慎み、兌換準備又は爲替資金の充實を圖らざる限り紙幣相場の低落は避け得ざるところとなり延ひて鐵道收入の實質的減少は再び建値變更問題を伴ふ餘儀なくせしむるからである、なほ奉露協定以來殆んど三箇年の間露支間に頗る紛擾を醸した東支保管金問題が民國十六年八月に至り支那側の勝利に歸してよりは奉天軍閥の御用銀行たる東三省官銀號、邊業銀行は其贏ち得たる東支鐵道の背景を悪用して却つて哈大洋の聲價を失墜せしむる如き行爲を敢てしつゝあるのである。次に民國十六年九月十日現在に於ける東支鐵道保管金の支那側銀行預け先及金額を示すこととする。(圓貨に換算)

移管月日	移管元銀行	移管先銀行	金	額
------	-------	-------	---	---

八月 一日	ダリバンク	東三省官銀號	五、〇〇〇、〇〇〇
八月二十二日	東三省官銀號	東三省官銀號	四〇〇、〇〇〇
八月二十四日	中國銀行	邊業銀行	一、八〇〇、〇〇〇
八月二十五日	ダリバンク	邊業銀行	三、〇〇〇、〇〇〇
九月 一日	ダリバンク	東三省官銀號	三、〇〇〇、〇〇〇
九月 八日	ダリバンク	東三省官銀號	二、九〇〇、〇〇〇

これを要するに東支鐵道に對する支那側の策動は利權回收運動の一表現なると共に他方これに依つて軍資の捻出を容易ならしめんとするにあつた。而るに今や事態は一變し革命の思想は南方より潮の如く押し寄せつゝあり、奉天政府の昨今は内外共に多端にして用兵を許されぬ状態に置かれて居る。

翻つて觀るに東支南滿連絡貨物に對する運賃に哈大洋が至大の關係を有すること既述の如くである。例へば大連驛發哈爾濱着の貨物並に哈爾濱發大連着の貨物に對する運賃を哈爾濱に於て受入るゝ場合には東鐵は滿鐵線の運賃を一應圓對金留換算率により金留に換算の上、留對哈大洋換算率によつて哈大洋を受入れるのである。反對に滿鐵が大連驛發哈爾濱着の貨物並に哈爾濱發大連着の貨物に對する運賃を大連驛に於て受入るゝ如き場合換言すれば東支の收得を滿鐵が代つて受入るゝ場合には金留對圓價換算率を以て滿鐵は圓にて受入るゝこととなる。而して東支滿鐵の兩者は毎月月末と月末の二回に相手手の受取勘定を締切り互に通知して差額を圓にて接受するものとする。東支南滿連絡貨物(主として特産物)に對する滿鐵の實收額は大正十三年度より昭和二年度までに於て大體毎年一千萬圓内外にして順當りの成績は大正十四年度を以て頂上とする。これ全く大正十三年より十四年に亘つて圓爲替は低落の域を脱し、又哈大洋の圓

貨購買力も大正十三年の頃最も大にして、従つて北滿の荷主は有利なる採算を以て大連向貨物の輸送をなしたに職由するものであらう。なんとなれば連絡換算率の更改は到底爲替相場の變動に追隨し得ないからである。然し乍ら他の一面より考ふる時は圓資金を有する本邦商人の如き者にとつては圓價低落による金留對金圓換算率の引上げは事實上の運賃値上げとなり、一部荷主並に東支との間に毎月連絡運賃の Balance を圓を以て決済しつゝある滿鐵は相當の打撃を甘受せねばならぬわけである。而も金留なるものは現在に於ては一つの名目單位たるに止まる。同時に金票も日本が金の解禁を斷行せざる限り將又朝鮮銀行が滿洲内地向送金制限を撤廢せざる限り完全なる兌換券とは稱し得ない。更に哈大洋の現状も亦或意味に於ける不換紙幣の域を脱し得ないのである、東支鐵道並に北滿特産界を背景として日露支の經濟的潛勢力を代表する金圓、金留、哈大洋の三者が將來如何なる變轉消長を演ずるやは頗る興味ある問題なると共にこれが成行きに對しては吾人の一日として宥恕たり得ざるところの問題であらねばならぬ。

第五節 哈大洋の種類及發行高

哈大洋の發生は比較的最近のことに屬し頃日まで東省特別區行政長官たりし張煥相の金圓排斥事件を除いては過去十年間世人の耳朶に強く響いた問題はなかつた様である。而し乍ら哈大洋は現在北滿に於ける支那側通貨中最も有力なる新興通貨にして吉黑官帖の如き基礎の薄弱な不換紙幣を壓迫して漸次其流通範圍を擴大しつゝある。且つ東三省官民の大洋市價維持に對する態度は張煥相の場合に見らるゝ如く頗る眞面目にして發行銀行に於ても大洋の濫發を慎めるかの如き形跡ある上に發行高に對する官憲の監督も相當嚴重なるものゝ様に見受けらるゝ。現在哈大洋の發行權を有する銀行は東三省官銀號、邊業銀行の兩奉天系銀行を筆頭として中國、交通兩行及廣信公司の五者にして東三省當局は之等五行

號發行紙幣相互間に差別を認めず一律に強制通用せしめて居る。なほ東三省官銀號の哈大洋發行權に就いては制度上同號長春支店は哈大洋發行權なしと思考せらるゝも長春にては事實上哈大洋の需要あるを以て長春支店は哈爾濱支店より未發行券を受取り置き必要に應じて發行し其都度發行額を哈爾濱支店に報告すべき義務を有するものゝ様である、この外廣信公司の發行大洋票の中には呼倫並に黑河に於て發行せる哈爾濱なる文字の加印せられざる紙幣ありて黑龍江省の一角に流通しつゝあるが之等哈爾濱なる文字の加印なき廣信公司大洋票の哈市流通は表面上禁止されて居ること既述の如くである。現在所謂哈大洋と稱せられて居るものは左記二十九種である。

- 中國銀行券 十元券、五元券、一元券(舊)、五十仙券、二十仙券、十仙券、五仙券(以上七種)
- 交通銀行券 十元券、五元券、一元券(舊)、五十仙券、二十仙券、十仙券、五仙券(以上七種)
- 東三省官銀號券 十元券、五元券、一元券、二十仙券、十仙券、五仙券(以上六種)
- 廣信公司券 十元券、五元券、一元券(舊)、五十仙券、二十仙券、十仙券(以上六種)
- 邊業銀行券 十元券、五元券、一元券(以上三種)

上掲紙幣中に舊とあるは新たに發行せられざる紙幣にして現在尙市場に存在するものを云ふ。又五十仙券、二十仙券十仙券、五仙券の四者は夫々五角券、二角券、一角券、五分券のことを意味する。

次に哈大洋發行高並に準備の内容に關しては何等信憑するに足る數字がない、發行銀行は其資産状態は勿論紙幣の發行額についても今日まで一回も發表を行つて居らぬ。某北滿財界有力者の言に據れば哈大洋の現在發行額は五千萬元乃至八千萬元に達するであらうと云ふことである。而も中國銀行、交通銀行及廣信公司是奉天官憲並に濱江道尹から從來頗る嚴重に監督され現在之等三行の發行し得る限度は千二百萬元にすぎないのであるから東三省官銀號邊業銀行の濫發

振りは想像に餘りあるものがある、兎に角哈大洋發行銀行が餘りに秘密主義を採つて發行高を發表せない結果外間に於ては疑心暗鬼を生じ引いて大洋相場を動搖を惹起し却つて發行銀行自身が不利益を蒙る如き結果に陥るのは皮肉と謂はざるを得ない。即ち發行額に就いては諸説紛々として歸趨に由なく大は八千萬元五千萬元等より小は三千八百萬元或は三千七百萬元等と稱せられて確數を究むることを得ない状態である、支那側の發表した民國十六年十一月現在に於ける發行高は三千七百萬元にして某方面に於ては相當信頼するに足るものと稱して居る。而も本年に入り各發行銀行は行政官張煥相の命により六月七月八月の三回に毎回一割宛合計三割の回收を行つた結果民國十七年十月現在に於ける發行高は二千六百萬元に達するであらうと云ふ。左に最近の哈大洋推定發行高を掲げて置く。(單位元)

銀行名	民國十六年十一月	民國十七年六月	民國十七年十月
中國銀行	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇
交通銀行	五,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	五,六〇〇,〇〇〇
東三省官銀號	一八,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,五〇〇,〇〇〇
廣信公司	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	四,二〇〇,〇〇〇
邊業銀行	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇
合計	三七,〇〇〇,〇〇〇	三七,〇〇〇,〇〇〇	二五,九〇〇,〇〇〇

附 録

其一 東三省銀行關係訓令

(イ)

吉林財政廳
四道尹
吉林總商會

に令す

(吉林省長公置訓令第五一七四號)

東三省銀行は従前官有株民有株を合計して其資本を二千萬元と定め滙兌券を發行し兌換を實行せざる豫定にして營業範圍極めて廣汎なるものなりき、然るに現在鈞諭を奉じ改めて大洋券を發行し現大洋との兌換を現行し資本金額も大いに減少することとなりたれば範圍を縮少せざる可らざるに至りぬ。依つて組織を新にし前回立案せる章程は己に適用せず、事業の進捗に資せんがため謹んで組織大綱十條を起草し謹呈す査閱の上施行ありたしと東三省銀行督辦張之漢より申請ありたり、同組織大綱草案を點檢するに大體妥當なるより別に各章程を立案して呈出すべき旨同督辦に折返し命令し同時に各關係箇所に通達する外組織大綱章程の草案を抄鈔添付して貴署に送附す、御査照の上所屬各機關に施行すべき旨轉令ありたし云々

右の如き奉天省長公署の咨文に接したるを以て取不敢貴道廳 をして所屬に轉令し 知照せしむ此に令す
商會をして各縣知事に轉令し

兼署吉林省長 鮑 貴 卿

添 附 書 類

附 録

謹んで東三省銀行組織大綱を立案して許可を仰がんとす。

左 記

第一條 東三省銀行(以後本銀行と略す)は三省金融の基礎を鞏固にするを以て主旨とす、總行を哈爾濱に設くる外重要都市に支店或は出張所を置く。

第二條 本銀行は三省の官商合資にて營業し現大洋を本位とす、官有株を四百萬元と定め奉天省二百萬元吉林省百萬元黑龍江省百萬元を調達す、民有株募集額四百萬元の内巡閱使より百萬元を東三省官銀號興業銀行兩行にて百萬元を負擔し殘餘二百萬元は三省總商會に於て分擔募集す、事業株金合計八百萬元官利年六分將來營業の擴張するを俟つて官民各株金の増資を行ふことを得。

第三條 本銀行は三省長官の許可を受け政府に通達して、大洋券を發行することを得、現大洋との兌換を實行し以て幣制の統一を期す。

第四條 本銀行の營業は銀行公例に規定されたる事項を以て範圍とし他業を兼營するを許さず。

第五條 本銀行には一名の督辦を置き奉天省長の委任を受け本支店出張所各行の事務を總理し及行員の進退に關する權限を有す。

第六條 本銀行には正副經理を置く、督辦に於てこれを任命し督辦の旨を受けて業務を辦理す、其餘の行員は事務の繁簡如何により之を酌定す。

第七條 本銀行の年期決算に於て得たる純利益は銀行公例及部章に隨ひ六割を官民株に對する配當金に、二割を公積金に二割を本店及支店出張所従事員の獎勵金に充つ。

第八條 本銀行は三省長官の監督を受け營業項目は悉く之を一覽表に記入して毎月に報告し三省長官に於て検査す、民間株主に對しては報告書を以て之を通知す。

第九條 本銀行の民間株主は中國籍の士紳商民のみに限る、株券は記名法を用ふ。

第十條 本大綱は許可を得たる日より實行し一切の詳細章程は本草案の許可後本案を基礎として別に立案して呈出す。

中華民國九年十月十六日

(ロ) 吉林財政廳に令す (吉林省長公署訓令第五〇一四號)

哈爾濱の信託公司是錢糧の兩者に分れ其保證金は兩者共に百數十萬元に上り、中交兩行に預託せられつゝあり、現在東三省銀行既に成立せるを以て哈爾濱錢糧兩信託の保證金はこれを東三省銀行に變更預金すべく、以て商情との連絡を保ち信用を維持するに資せんとす、貴道尹に對し商務會及信託公司にこの旨の取次方を命ず、同時に辦理狀況を報告せよとの東三省巡閱使の三十日附電文に接したり。よつて分別通知する外鈞署に呈報しこれが實施方を請ふ。

右の如く濱江道尹より通達ありたるを以て承諾の旨回答する外貴財政廳に對し旨を奉じて通知せんことを訓令す。

中華民國九年十月十四日

兼署吉林省長 鮑 貴 卿

(ハ) 吉林財政廳 吉林道尹 吉林總商會 に令す (吉林省長公署訓令第五八四四號)

本行は開業當初なるを以て信用を重ぜざる可らざる關係上發行大洋兌換券は先づ三百萬元を以て限度とし信用昭著となるを俟つて限度を擴張せんとす、本立案は妥當なるや否や査閱の上何分の回答を煩はし度しと東三省銀行督辦張之漢よ

り申請ありたり。よつて立案の如く暫時大洋券の發行限度を三百萬元とし信用昭著となるを俟つて適宜増發を申請するを許可す竝に吉江兩省公署及財政廳に當方より通知す可ければ一應其承諾を待つべしと印刷に附して承諾の旨回答し竝に夫々通知する外貴省長に咨行して御査照を煩はさんとす。

右の如き奉天省長公署の咨文に接したるを以て夫々通知する外道に對し右の旨通達す、此に令す。

中華民國九年十二月十日

兼署吉林省長 鮑 貴 卿

(二) 吉林財政廳 永衡官銀錢號 吉林總商會 到令す (吉林省長公署訓令第一〇一一號)

本行は開業してより既に半歳を経たり。而も發行大洋兌換券は信用良好にして現在の發行額は既に三百萬元に達せり、市場の需給關係を觀察するに發行額は需要を充すに足らず、依つて發行限度を三百萬元とする前呈を取消して發行限度の擴張を聽許されんことを請はんとす、これが可否につき査閱の上何分の回答ありたしと東三省銀行督辦張之漢總辦陳廷聚より申請ありたり。依つて同行の發行大洋券は聲明の如く信用昭著となれるを以て三百萬元を發行限度とする前呈を取消し限度の擴張を許可し兌換券増加額は其都度當方に通知方を命ずると共に當方より同等關係箇所及財政廳に通知すべく一應其承認を待つべしと印刷に附して許可の旨回答する外貴公署に咨行して御査照を煩はさんとす、との奉天省長公署の咨文に接したるを以て夫々通知する外貴廳に對しこの旨承知せんことを命ず、此に令す。

中華民國十年四月十二日

兼署吉林省長 孫 烈 臣

其二 濱江道尹公署銀行公司監理規則

濱江道道尹 吉林財政廳 吉林道道尹

到令す (吉林省長公署訓令第四二二二號)

從前濱江道尹より各銀行監査規則を立案して當吉林省長公署に申請し來れるを以て當時直ちに東三省巡閱使公署に査閱の上回答されたき旨書面を以て申請し置きたるところ茲に下の如き回答を奉じたり。該道尹の立案せる規則十八條を査閱するにほ妥當なり、原案を其儘抄録して奉天省長公署に送付する外原規則を點檢して所屬に轉令あらんことを請ふ別に規定の寫しを添付すと、依つて夫々通知する外規定の寫を添付して貴廳をして遵照辦理し、道尹をして點檢辦理す。

兼署吉林省長 孫 烈 臣

政務廳々長 王 樹 翰(代)

濱江道尹公署銀行公司監理規則

第一條 道尹は東三省巡閱使及本省々長の命令を承けて北滿各銀行及廣信公司の紙幣發行額及準備金事務を監理す。

第二條 道署は隨時各銀行公司の各種帳簿及金庫を檢査すべし。

第三條 各銀行公司は毎日現金紙幣出納額及關係を有する手形類文件につき檢査取調べを受くべし、唯點檢の任務は本埠發行の現大洋券に限り其他の官帖雜幣はこの限りに非ず。

第四條 各銀行公司の流通票券は這回許可されたる發行額に照すべく私に自ら増發するを得ず、其發行限度を超過して發行せる紙幣は一定の期限内に全部回收すべし。

第五條 各銀行の有する發行限度外未發行の票券及回收せる發行限度外の紙幣は悉く道署の檢査を受く可く加印の上封

を施して監視保存す。

第六條 各銀行公司は假入券額返還券額他埠に預託せる券額、現在流通券額及各支店と出納關係にある券額を夫々券類詳細表に列記して道署に報告すべく、道署員逐一立合検査の上道署の手を通じて轉呈すべし。

第七條 各銀行公司は總行に返還せる券額及他埠に預託せる券額全部を哈爾濱に送付して封を施し保存すべし。若し紙幣の角隅を切り無効とせんとせば之れを切り取り番號保存の上哈爾濱に送付して封印保存す。

第八條 各銀行公司の封印保存せる券額及流通券額にして第六條による報告券類額數に符合せざる者を發見せる時は道尹より處分方を呈請すべし。

第九條 各銀行公司にして既發の舊券を回收し新券と交換せんと欲する場合には番號額數を道署に報告すべく道署よりこの旨轉呈し置き回收額一定額に達するを待ちて再び新券の發行を申請す。舊券破損のため是非共更換すべき必要なる時も亦此に照して辦理す。

第十條 凡そ各銀行公司にして新券を發行せんとせば新券を道尹に送付すべく道尹より兼理なる文字の捺印を施して始めて發行を許可す。

第十一條 各銀行公司の現銀準備金は現定流通券額の五割以上を有せざる可らず、若し規定歩合に不足せることを發見せば流通券額の縮少を呈請すべし。

第十二條 前條準備金は別勘定として保有すべく營業金に混入して隨意に流用するを許さず、道尹より隨時人員を派遣して之を検査す。

第十三條 各銀行公司は現銀及領納票券の調節移動に就ては必らず道尹に報告すべく道尹より検査の上許可證を支給し

始めて運行を許可す。

第十四條 各銀行公司は毎日、日計表及營業庫存表各一部を、毎月收發票券及現銀準備金出納報告表並に兌換券準備金兩項庫存表各一部を、決算期毎に資産負債表一部を作成して道尹に呈出すべく道尹より隨時査檢して記録に残すため轉報す。

第十五條 道尹は毎月十日以前に前月分の各行司検査情況に關する検査報告書を詳細に編成して記録に残すべく巡閱使公署及省署に呈報すべし。

第十六條 各銀行公司にして第十三條第十四條の規定に違反し遵照辦理せず或は報告不實なる場合は、道尹より其旨報告し處分方を申請すべし。

第十七條 道尹は各銀行公司の營業爲替各項につき規定に違反し或は市場に不利なる點ありと認めたる時は隨時之が處分方を申請すべし。

第十八條 本規定は巡閱使署及本省省長の許可を得たる日より施行す若し修正すべき點及不十分なる處ある場合には隨時呈請して之を増改修正す。

中華民國十年十二月十六日

其二 交易所定期取引禁止に關する指令

吉林 官銀錢會 總商會 會 令 令 令 (吉林省長公署指令第二六五四號)

呈一件、會議を開き金融補救辦法を討論すべしとの命に隨ひ謹んで三ヶ條を決議し査閲を請はんがための件。
呈悉す、決議の通り實行するを許可す。

兼署吉林署長 孫 烈 臣
政務廳々長 王 樹 翰(代)

原呈文

查するに現洋の相場毎日五―六吊方も暴騰す、これ實に從來會つて見ざる現象なり、其原因を訊ぬるに決して現銀の缺乏に基くものに非ず。實に一般無識の徒妄りに謠言を造り奸商のために利用され遂に其漁利を貪らんとする私計に乗ぜらるゝによる。實に悪みても餘りありと云ふべし。正に省會警察廳吉林縣より流言を發生せしむる張本人を嚴密に偵察逮捕して訊問處罰すると共に市場に役人を派遣して取引を監視せしめ現洋の低落のみを許し騰貴するを許さず、並に官銀號工商兩總會より中交及東三省銀行を召集して會議を開き共同して根本補救方法を討論して省署に提出せしめ査閲せんとす、夫々通知する外貴會をして遵照辦理せしむ、此に命すと云ふ鈞署の訓令を四月十九日に奉じたり、依つて翌日商會會場を借り中交兩行及東三省銀行の各代表集合して開會討論し左の三條を決議せり。

- (一) 信託公司に暫時市場の停止を命じ既存の賣買に就いては毎日前場に於てのみ立會を許し新規賣買を許さず、遠期の清算するを俟ち再び事態の推移を見たる上適宜取計ふこと。
- (二) 警察廳、吉林縣會、同工商兩會に命じて毎日人員を錢市に派遣して買方の用途を監視せしめ、奸商の機に乗じ漁利を貪るを杜絶せしむること。
- (三) 各銀行號に對し爲替の取扱ひを命じ、商民が現銀を必要とする場合には各銀行號は爲替取扱ひの責任を負擔すべきこと。

きこと。

以上の三條は共同して議定せるものにして共に十分なりと認めたり、故に茲に聯名を以て回答し御査閲を請はんとす。追つて本件は商會の主稿に係り官銀錢號及工會と協力して作成せるものなり、合併聲明す謹んで吉林省長公署に呈す。

吉林永衡官銀號 總辦 劉 尙 清
會辦 趙 鵬 第(假)
會辦 何 械 撲(假)

吉林工務總會 總理 胡 炳 文
協理 王 會 安

吉林總商會 會長 苗 經 魁(代)
副會長 閻 啓 瑞

中華民國十一年四月二十三日

其四 黑龍江官帖定期取引並に相場制限解除に關する訓令 濱江道道尹に命す

「黑龍江廣信公司是奉直戰の當時黑龍江官帖を以て大洋を賣買する相場を一元に付九十六吊に釘付けし今に至るも解禁せず、ために商民深く不便を感ず、この旨省長公署に取次がれたしと濱江商會及錢商公會、粮商公會等より當道尹公署に申請するところありたるを以て黑龍省長公署に轉達ありたし」と濱江道道尹より通達するところありたり、當時黑龍

江省長公署に取次ぐと共に、取告げる旨を濱江道道尹に通知し置きたるが茲に次の如き黑龍江省長の回答に接したり。通達に接し直ちに廣信公司に通知し審議の上回答する様命じ置きたるところ廣信公司より「査するに該會等の原呈は前に定めたる江帖の制限相場を取消さんことを請ふものにして同陳述を詳細に檢するに、制限のため市況愈々逼迫せること及交易所舊規定を變更して各種獨立に賣買し他人名義にてなさんること、並に臨時保證を徵收するが故に騰落によつて生ずる危険の虞れなきこと等の陳述は皆事實に屬す、元來前に規定せる相場の制限並に定期取引取消辦法なるものは一般に商號が一攫千金を夢み市場不穩の際に乘じ投機をなし任意に混亂に陥れしむるを以て斯る制限をなさんば決潰を免るゝ能はず收拾し難きがために設けられたるものなり、而も現在市場は既に漸次平穩に赴きつゝある反面に恰も新穀出廻期に當り錢業者糧棧は江錢の需要漸く多からんとす、而も定期市場に活動せんとする場合に若し定期取引に關する制限除去されずんば原呈に稱する如く取引圓滑を缺ぐの感なしとせず、既に吉林の錢業に關する制限は先きに解除されたれば兩者共に一致行動を取り同様に解禁を許可するを妨げざるに似たり。思ふに解禁以後も仍ほ濱江道道尹に於て隨時錢商の投機取引の取締を嚴にし再び混亂状態を醸し前轍を蹈む如きこと無からしめ錢法を維持し市場を保たんことを請はんとす、以上は妥當なりや否や文面を以て決裁を仰がんとす」と回答ありたるを以て廣信公司に對しては議定通り實行すべしと許可の旨折返し回答する外貴公署に回答して取次ぎ方を煩はさんとす。云々

依つて濱江道道尹に仰がしめて遵照辦理に便ならしめ並に該商會等に轉令して遵照せしむ、此に命す。

兼署吉林省長 孫 烈 臣

魁 陞 代

中華民國十一年十一月三十日

其五 廣信公司紙幣發行に關する訓令

官 銀 號
濱 江 道 尹
財 政 廳
哈爾濱總商會

に 令 す (吉林省長公署訓第一五三八號)

本廣信公司は先般金融界を調整し紙幣の統一をはからんとして大洋滙兌各券の改整を請ひ併せて別に四分利付債券發行の方法に就いては既に鈎署に呈出し鈎署の許可を受け又鈎署より各同等官廳に宛てこの旨通知せられたるところなり。前述紙幣は文内に聲明され居る如く申請額に應じ夫々注文印刷すべきこととなり居れるが、當該紙幣は既に印刷せられ陸續本公司に運送し來れり。思ふに印刷額は比較的多額なるを必要とすれども發行額は少額より漸次増加するを適當とす。従つて一時に全額を發行すべきに非ず、よつて先づ試驗的に大洋紙幣一十萬元滙兌券及四分利付債券各五百萬元を發行し以前發行せる舊大洋券滙兌券を回收すると共に、一方事態の推移を見たる上適宜錢帛を回收し一定額に達するを俟つて他日書面を以て鎖燬あらんことを申請せんとす。準備に關しては這回發行する新紙幣は、全くこれを以て舊紙幣を回收するものなれば前項準備金を以て準備となし別に分晰報告せず、併せてなほ本公司より多額の現銀を調達し現大洋兌換の用に充てんとす。四分利付債券發行章程に就いては別に規定を作成し報告すべく、同時に改製の滙兌券と共に見本を書面に添付し發行期日を定めて通知する外改製大洋紙幣に就いては先づ申請額通りの發行をなし其一切の發行兌換辦法は、前回の大洋發行舊案の如く辨理し併して右述滙兌券債券と同様に通用すると共に他面一切の國稅租賦地方收款に一概に收用し以て幣制齋一の效をしげくせん」とす、茲に右大洋券の見本を點檢し十元券百六十枚五元券百六十枚一元券百六十枚を書面に同封して送付す、御査收の上は通令施行されたし云々、と廣信公司より呈稱し來れり。廣信公司

に許可の旨を回答し併せて各機關に對し遵照すべき旨通令し及同級官廳に咨行する外茲に見本各一枚を同封して貴公署に咨行す、所屬にこの旨轉令ありたし。

右の如く黑龍江省長公署より通達ありたり、依つて原送見本を保存し並に夫々通知する外正に貴道號をして知照せしむ會廳をして参照に便ならしむ此に命す

兼署吉林省長 張 作 相

王 樹 翰(代)

中華民國十四年

其六 哈大洋市價維持辦法

吉林濱江道尹公署布告

哈爾濱大洋相場下落し、爲替料昂騰せるに就きては、早速本道尹は會議を召集し辦法を講じ實施中なり。本月九日又榮吉林財政廳長と共に銀行及商務關係者を召集し、會議討論の上左記辦法十七條を議定せり。茲に各關係機關に通達する外、該辦法を騰寫し、當地商民一般に遵照辦理せしむ、切に違反する勿れ、此に佈告す。

- (一) 銀行、銀號にて發行する紙幣額は毎月道尹公署に報告すべし、即ち中國、交通兩銀行は従來の辦法により、東三省

官銀號、邊業銀行は中國、交通兩銀行の例に準ずべし。

廣信公司は道尹公署の印章ある紙幣數を報告すべく、其の報告數と實數と符合するや否やに就きては、道尹公署は隨時員を派し之を調査せしむ。

- (二) 各銀行、銀號公定の爲替料は曩に議定せる金融維持辦法第二條の規定通り極力低減し、無制限に爲替取組をなすべし。

但し爲替料低減額は一定の率たるべく、即ち現在は五十二元(大洋銀に對して)を以て最高率とし、此率は第一段に於て五元を低減し、第二段に於て二元を低減すべし、第三、第四段以後に至りては第二段に準じ順次低減すべし、舊狀に回復せる時は一元を以つて低減の率とす。

- (三) 道尹公署は各銀行、銀號を召集し、臨時金融維持委員會を組織し、逐次低減する爲替料率及實施期日を議定實行せしむ、但し低減率は第二條規定額より減少するを得ず。

- (四) 期日は初め四日以内其の後五日を逾ゆ可からず。
- (五) 爲替を取扱ふ小錢舖の爲替取組額も銀行、銀號と同様の制限を受くべく、其爲替料率も亦委員會議定率に據り遵守せしむ。

- (五) 各銀行、銀號は既に發行せる紙幣額以上に増發すべからず。

- (六) 既發行のものも各自若干宛之が回收を行ひ、道尹公署に報告の上驗査を受くべし。

- (六) 各銀行、銀號は曩に議定せる金融維持辦法第四條に據る金票を賣出し、貨幣相場の平均を計るべし、但し金票以外に更に手持穀類を多量賣却し以つて紙幣を回收すべし。

- (七) 各銀行銀號は各所屬副業機關が再び紙幣を以て沿線に於て穀物の買付をなす事を嚴禁すべし。
- (八) 各銀行、銀號爲替取組取扱時間を延長し、毎日午前九時より午後四時迄とすべし。
- (九) 各銀行、銀號及當地中外商店が現貨を賣買(哈大洋にて他種の貨幣を賣買する事)する際は須く貨幣交換所の出來値に依るべし、場外取引をなす者は拘引處罰す。
- (一〇) 當地各銀行、銀號及中外商店が現貨を講入(哈大洋にて他種貨幣を講入)する際は總て商號及數量用途を報告し、交易所は詳細列記せる日報を道尹公署に報告すべし。
- (一一) 道尹公署に於て疑義ありと認むる時は、取調べの上處罰すべし。
- (一二) 錢舖の仲買人は其の人員數を商會、錢業公會にて議定し、警察廳より許可證を受けたる者に限り、貨幣交易所に於て仲介、賣買をなす事を得。
- (一三) 許可證を有せず、私に仲買をなす者或は許可證を有するも、場外にて仲買せる者は嚴罰に處す。
- (一四) 各銀行、銀號は曩に議定せる金融辦法第六條の規定により方法を講じ貸金の回収をなすべし、而して回収方法は次の區別に據る。
- (一五) 錢舖糧棧に對する一時貸の貸金は急速回収すべし、期限を定めたる貸金は期日に至り延期せしめず、期日前と雖も、可成若干宛の回収を行ふべし。
- (一六) 廣信公司發行紙幣にて道尹公署の印章なきものは當地商民一般に行使するを許さず、違反して受入又は所持するものは發見次第沒收し、尙其の額の一倍乃至十倍の罰金に處す。
- (一七) 各代理店は當分の内、客人に代り、定期貨車積み穀類の買付をなす可からず、違反者を查出せば重く罰す。

- (一八) 此金融維持期間内、中外各商店は均しく商品値段の引上を爲すべからず、道尹公署より指示禁止し、商會に値段表を發行して勸告又は阻止することあるべし。
 - (一九) 曩に議定せる金融維持辦法第一條規定する所の穀類交易所の保證金を一車に付き三百元に増加の件は、買手に對しては必ず増加額により、賣手に對しては適宜減少すべし。
 - (二〇) 本辦法は道尹公署より公佈せる以上、當地全部の銀行、銀號、中外商店は共に遵守すべき義務を有し違反すべからざるものとす。
- 違反者は遽則に據り夫々處罰す。

中華民國十七年一月十日

道尹 蔡 運 升

信 爲 替 相 場

哈 大 洋)

			1927年												1928年												
11	12	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
110.74	112.40	1	—	—	113.90	121.30	123.70	124.50	124.60	122.00	122.30	129.50	125.70	—	1	—	154.50	138.00	132.50	138.50	136.00	133.80	130.90	134.00	135.10	136.50	—
107.80	112.40	2	—	—	113.70	122.80	123.70	—	124.60	122.00	121.00	129.00	125.60	131.80	2	—	159.50	—	133.00	138.50	136.00	133.20	131.50	—	135.40	136.50	—
108.30	112.20	3	—	—	114.40	123.30	122.90	—	124.30	121.00	120.90	128.30	126.30	132.00	3	—	—	—	131.80	141.00	135.00	133.30	132.00	133.50	135.70	136.20	—
108.30	112.40	4	—	—	115.30	125.50	122.90	—	124.30	120.20	121.30	—	127.20	131.70	4	140.00	—	—	127.30	138.50	133.70	133.00	131.50	135.10	125.20	—	—
108.80	114.70	5	—	—	115.20	125.20	122.30	—	124.30	120.00	121.80	—	126.80	131.80	5	146.00	—	—	126.00	138.00	135.00	133.00	132.50	135.60	135.60	136.50	—
108.70	114.80	6	112.80	—	115.20	124.20	122.00	127.00	121.30	120.30	122.50	—	127.00	132.20	6	148.50	—	139.50	126.50	—	137.00	132.80	132.50	135.60	135.80	136.70	—
108.10	118.00	7	—	—	114.80	124.20	—	126.90	124.60	120.20	122.50	130.20	127.50	133.50	7	150.00	—	—	126.50	—	137.50	133.00	132.00	135.60	135.80	136.80	—
108.40	121.00	8	—	—	115.50	130.30	—	124.00	124.60	120.00	122.80	131.10	123.20	134.40	8	152.00	151.50	—	126.00	—	136.50	133.00	131.40	135.20	135.30	136.50	—
108.50	118.50	9	—	115.50	116.00	130.50	—	124.10	124.80	119.50	—	—	127.80	136.00	9	151.40	154.00	138.40	127.20	—	136.40	132.70	130.00	—	—	138.00	—
108.60	116.40	10	—	114.90	115.40	124.00	—	124.00	125.00	119.30	—	—	127.80	135.30	10	141.50	—	136.00	126.50	—	136.00	132.60	130.70	134.70	—	137.80	—
108.40	114.30	11	114.00	114.90	115.90	127.00	120.50	124.00	125.00	119.50	124.50	—	128.00	135.50	11	145.00	—	134.30	127.20	—	135.20	133.00	130.80	135.10	—	—	—
108.00	118.00	12	—	115.20	116.10	129.30	120.00	—	125.00	118.30	124.20	129.50	130.00	135.50	12	144.50	151.50	134.50	127.00	—	135.00	132.10	—	135.80	136.20	138.00	—
108.00	117.50	13	—	—	116.10	129.60	120.60	121.80	125.00	118.30	123.20	128.80	130.30	135.80	13	143.00	148.00	136.80	127.30	—	135.00	132.80	130.00	136.00	135.80	138.70	—
107.90	117.00	14	—	—	116.10	128.50	—	124.90	125.00	118.90	124.00	127.50	129.00	136.00	14	143.00	146.00	136.00	127.50	—	134.70	133.30	130.40	137.20	—	140.10	—
108.40	117.10	15	—	—	116.00	127.00	—	124.70	125.00	119.00	123.60	126.00	128.80	134.50	15	141.80	150.00	135.70	130.40	134.50	135.30	133.30	130.60	139.50	137.50	141.00	—
108.90	117.30	16	—	—	115.90	125.20	120.20	124.80	125.00	119.00	124.00	128.00	129.00	133.80	16	141.00	148.50	134.50	130.00	135.00	134.00	132.30	130.00	137.00	137.20	—	—
108.80	116.00	17	116.80	—	115.90	124.30	120.20	125.00	124.50	119.20	124.10	129.70	129.20	134.30	17	142.30	145.50	135.50	130.00	135.70	133.60	132.50	130.30	138.00	137.10	140.30	—
108.80	114.30	18	116.20	112.00	115.90	122.30	120.40	125.40	124.40	119.40	124.30	127.80	129.20	135.00	18	143.00	143.50	—	133.50	136.60	133.50	131.90	130.40	137.00	136.80	140.10	—
108.80	113.50	19	116.00	114.70	116.10	125.80	120.50	125.40	124.40	119.20	125.50	127.30	129.80	135.20	19	144.50	—	136.20	133.50	137.70	132.00	132.00	—	136.80	136.00	139.60	—
108.80	113.00	20	116.00	—	116.00	125.90	121.80	124.90	123.80	119.50	127.30	126.50	129.20	134.60	20	144.50	137.50	137.00	133.00	138.50	—	131.50	131.20	136.80	135.50	139.20	—
108.20	119.00	21	114.80	115.00	116.10	125.40	121.50	124.70	123.50	119.40	126.40	126.00	129.00	133.80	21	—	136.50	137.00	134.50	137.00	—	130.40	131.40	135.80	—	139.00	—
108.20	—	22	116.50	115.00	116.50	126.00	122.10	124.50	123.60	119.30	126.50	124.80	128.80	133.60	22	—	137.50	137.40	134.50	137.50	—	129.40	132.00	134.40	136.00	139.40	—
108.20	—	23	116.50	114.20	117.10	127.00	122.10	124.70	123.50	119.20	125.80	126.20	129.20	133.50	23	—	138.50	137.00	134.20	138.00	133.00	130.70	132.00	—	135.50	139.70	—
108.40	119.50	24	116.80	114.00	117.90	124.20	123.30	124.60	123.00	119.40	125.50	126.00	129.50	133.50	24	—	141.00	134.50	135.00	138.50	131.50	129.30	132.20	133.90	135.90	139.80	—
108.80	109.20	25	116.00	113.80	119.40	123.30	126.10	124.50	121.50	119.20	125.40	126.00	130.20	133.30	25	—	144.00	134.00	138.50	—	131.50	129.60	132.00	134.30	136.20	—	—
109.80	109.00	26	115.00	113.80	119.40	123.30	127.00	124.20	121.00	120.00	125.50	125.80	130.20	134.20	26	—	141.70	134.00	—	—	133.00	131.00	131.50	—	136.00	140.30	—
110.20	100.00	27	115.20	113.90	119.30	123.20	125.70	124.20	121.40	120.00	126.20	125.80	—	135.30	27	—	137.00	134.00	—	—	132.50	132.00	131.50	—	135.90	139.90	—
110.40	108.80	28	—	114.00	119.00	122.50	125.10	125.00	122.40	120.00	125.80	125.40	—	135.30	28	143.00	—	133.00	135.50	136.80	132.80	132.00	131.20	—	—	139.50	—
110.20	—	29	—	—	118.60	124.10	125.20	125.50	122.70	121.50	126.00	125.20	—	135.80	29	144.00	—	132.00	138.00	136.50	132.70	130.00	132.00	—	136.50	139.80	—
109.50	—	30	—	—	120.30	123.70	124.50	124.90	122.50	120.80	126.10	125.40	—	139.30	30	144.00	—	132.30	137.30	136.70	134.00	132.00	132.20	—	136.60	139.00	—
—	—	31	—	—	121.20	—	121.60	—	122.00	122.10	—	125.50	—	—	31	146.50	—	132.00	—	136.50	—	131.30	133.00	—	136.50	—	—
110.74	121.00	最高	116.80	115.50	121.20	130.50	127.00	127.00	125.00	122.10	127.30	131.10	130.30	139.30	最高	152.00	159.50	139.50	138.50	141.00	137.50	133.80	133.00	139.50	137.50	141.00	—
107.80	108.80	最低	112.80	112.00	113.70	121.30	120.00	124.00	121.00	118.30	120.90	124.80	125.60	131.70	最低	140.00	136.50	132.00	126.00	134.50	131.50	129.30	130.00	133.50	135.10	136.20	—

哈 爾 濱 大 連 向 電 信 爲 替 相 場

(大連銀 100 圓 = 付哈大洋)

1924年				1925年												1926年																		
				月												月																		
10	11	12	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	日	1	2	3	4	
8.80	—	106.50	102.20	1	—	—	108.50	105.70	107.30	—	108.90	113.50	—	—	114.00	1	—	115.50	113.30	111.50	107.30	115.20	118.60	112.50	108.60	109.20	110.74	112.40	1	—	—	113.90	121.30	
0.00	—	—	102.80	2	—	102.80	106.50	108.00	106.30	107.60	106.40	—	—	114.00	—	2	—	116.00	113.30	111.40	108.00	116.50	115.00	112.00	108.30	110.10	107.80	112.40	2	—	—	113.70	122.80	
0.00	125.00	—	103.00	3	—	102.70	105.50	108.10	106.50	107.50	106.50	108.70	115.00	112.00	—	3	—	115.00	113.50	110.70	108.00	119.50	114.20	112.20	106.60	112.00	103.30	112.20	3	—	—	114.40	123.30	
2.00	—	104.50	102.50	4	—	102.60	108.30	108.00	106.80	106.40	107.00	108.60	115.00	111.80	116.30	—	4	—	116.00	113.50	111.00	107.50	120.00	113.20	112.30	108.10	111.70	108.30	112.40	4	—	—	115.30	125.50
3.70	132.00	104.50	102.50	5	—	102.60	105.30	—	106.80	106.40	107.30	108.40	115.00	112.00	115.00	—	5	—	114.50	113.20	110.50	109.00	—	114.00	112.40	103.50	111.50	108.80	114.70	5	—	—	115.20	125.20
5.00	131.00	104.30	102.50	6	101.50	—	105.40	107.00	106.50	106.50	108.00	108.60	115.00	111.50	113.00	—	6	—	114.50	113.50	110.40	—	119.00	114.00	111.40	108.40	109.80	108.70	114.80	6	112.80	—	115.20	124.20
—	131.00	106.50	—	7	101.20	—	106.30	107.30	107.10	—	107.80	108.50	114.00	112.00	117.00	—	7	—	113.30	—	109.70	109.00	119.50	114.50	111.30	108.30	109.30	108.10	118.00	7	—	—	114.80	124.30
6.00	130.00	105.70	101.60	8	101.20	—	—	107.50	107.10	106.50	—	108.70	114.00	112.50	114.00	—	8	—	112.50	113.30	110.00	108.50	119.00	115.00	111.10	108.00	109.00	108.40	121.00	8	—	—	115.50	130.30
—	130.00	—	101.50	9	101.20	102.50	107.00	107.30	106.70	107.00	109.00	108.30	113.00	—	115.00	113.30	9	—	113.50	113.30	109.70	109.30	118.50	115.00	111.10	107.50	110.10	108.50	118.50	9	—	115.50	116.00	130.30
—	—	104.30	101.00	10	101.40	103.00	107.50	—	—	106.00	107.70	108.50	112.50	—	114.50	—	10	—	—	113.20	109.60	109.20	117.10	115.00	111.20	107.90	—	108.60	116.40	10	—	114.90	115.40	124.00
—	—	193.80	101.30	11	—	—	108.20	107.30	107.20	106.50	107.70	109.00	112.50	—	—	115.00	11	—	—	113.00	109.00	110.00	118.50	115.20	111.50	108.50	—	108.40	114.30	11	114.00	114.90	115.90	127.00
—	—	102.25	101.20	12	102.20	103.00	—	—	107.30	106.00	—	109.00	112.20	112.50	—	—	12	—	—	112.50	108.80	109.20	—	113.80	111.30	107.90	109.20	108.00	118.00	12	—	115.20	116.10	129.30
—	—	101.00	101.00	13	102.00	103.50	111.50	107.00	107.50	106.00	108.50	109.00	112.50	112.80	—	—	13	—	—	112.30	108.80	108.70	—	114.00	110.90	108.10	110.00	108.00	117.50	13	—	—	116.10	129.80
—	125.00	101.00	—	14	102.10	103.70	110.00	106.70	107.10	105.60	109.50	109.00	112.80	115.50	—	112.50	14	111.00	—	112.20	109.00	108.00	—	114.00	110.70	107.70	110.20	107.90	117.00	14	—	—	116.10	128.50
—	124.50	100.00	101.60	15	102.80	—	—	105.60	106.80	105.50	110.00	108.80	113.00	115.00	—	112.50	15	—	—	111.80	108.80	108.70	116.00	114.00	110.50	108.80	109.80	108.40	117.10	15	—	—	116.00	127.00
—	124.50	—	100.90	16	103.90	—	—	105.00	106.80	—	109.80	109.20	113.00	—	—	—	16	111.00	—	111.50	108.80	—	114.00	113.70	109.60	107.30	109.80	103.90	117.30	16	—	—	115.90	125.20
—	121.00	100.00	100.80	17	104.20	—	108.40	—	106.80	105.50	109.50	109.00	112.20	113.00	112.00	112.50	17	—	—	112.00	108.50	108.70	113.50	113.50	109.60	107.00	110.00	108.80	116.00	17	116.80	—	115.90	124.30
—	121.00	101.00	101.00	18	—	104.20	108.80	—	106.80	105.30	109.50	109.10	112.00	115.00	112.00	—	18	—	115.00	112.00	108.00	109.00	114.00	113.00	109.50	106.60	111.80	108.80	114.30	18	116.20	112.00	115.90	122.30
—	—	102.20	100.30	19	104.50	104.20	108.00	—	107.20	105.20	108.20	109.10	111.80	115.00	112.50	—	19	—	114.00	112.50	108.00	109.30	114.80	112.20	109.50	106.70	109.50	108.80	113.50	19	116.00	114.70	116.10	125.80
—	119.00	101.50	100.00	20	—	104.40	107.00	105.50	106.80	105.00	108.70	109.20	112.50	118.00	112.40	—	20	—	112.00	112.50	108.00	109.30	114.80	112.30	109.90	—	110.00	108.80	113.00	20	116.00	—	116.00	125.90
—	118.00	101.80	—	21	103.50	106.40	106.50	105.10	106.80	104.90	109.00	109.10	114.90	—	111.50	—	21	111.00	112.50	112.00	108.20	109.80	114.80	112.20	109.90	—	109.50	108.20	119.00	21	114.80	115.00	116.10	125.40
—	117.90	102.20	100.80	22	—	—	—	105.00	106.50	—	108.20	109.80	112.50	130.00	111.50	113.70	22	111.00	—	—	107.50	109.70	115.00	112.10	109.20	106.30	108.50	108.20	—	22	116.50	115.00	116.50	128.00
—	115.50	—	101.50	23	—	106.00	107.20	105.30	105.70	—	108.40	109.30	113.00	—	111.00	114.80	23	111.50	112.50	—	107.00	111.20	114.80	112.40	109.20	106.60	108.20	103.20	—	23	116.50	114.20	117.10	127.00
—	115.00	102.80	101.00	24	—	107.00	108.50	105.50	106.10	—	109.00	109.80	113.20	120.00	111.50	—	24	112.80	113.00	112.00	103.50	115.00	116.00	112.40	110.20	103.80	108.00	108.40	119.50	24	116.80	114.00	117.90	124.20
—	—	103.50	—	25	—	107.20	108.70	106.20	106.00	—	108.50	109.80	113.10	120.00	112.90	—	25	112.00	113.00	111.60	106.50	114.90	116.50	111.70	110.90	108.50	108.00	102.80	109.20	25	116.00	113.80	119.40	123.30
—	—	102.90	100.50	26	—	105.40	108.20	—	106.50	105.30	109.00	109.90	113.00	123.00	112.00	—	26	—	—	111.80	107.00	113.00	116.70	111.00	111.00	103.40	108.00	109.80	109.00	26	115.00	113.80	119.40	123.30
27.00	110.80	102.80	100.70	27	—	105.30	108.30	106.20	106.20	105.30	109.50	112.20	114.20	—	112.00	—	27	112.00	—	110.80	107.00	112.80	117.00	112.00	111.00	108.30	109.90	110.20	109.00	27	115.20	113.90	119.30	123.20
—	108.50	102.70	—	28	—	105.90	108.80	106.20	106.20	—	109.10	112.00	115.00	—	—	—	28	111.80	—	111.00	103.00	112.00	116.50	112.00	111.30	107.70	108.40	110.40	108.80	28	—	114.00	119.00	122.50
24.00	112.00	102.30	—	29	102.60	—	—	106.20	106.10	106.30	108.80	113.00	115.00	—	—	—	29	112.00	—	111.00	106.70	113.40	116.50	112.00	111.30	103.10	108.20	110.20	—	29	—	—	118.60	124.10
25.00	110.00	—	—	30	102.80	—	108.50	106.20	106.20	106.80	108.80	114.40	112.50	—	—	—	30	113.50	—	111.10	106.80	114.90	114.80	112.10	110.60	107.80	107.60	109.50	—	30	—	—	120.30	123.70
—	—	—	—	31	102.80	—	108.50	—	—	—	108.60	114.00	—	—	—	—	31	114.50	—	111.20	—	113.70	114.80	112.80	108.20	—	108.20	—	—	31	—	—	121.20	—
27.00	132.00	106.50	103.00	最高	104.50	107.20	111.50	108.50	107.50	107.60	110.00	114.40	115.00	130.00	117.00	115.00	最高	114.50	116.00	113.50	111.50	115.00	120.00	115.20	112.50	108.80	112.00	110.74	121.00	最高	116.80	115.50	121.20	130.50
28.80	108.50	100.00	100.00	最低	101.20	102.50	105.30	105.00	105.70	104.90	106.40	108.30	111.80	111.50	111.00	112.50	最低	111.00	112.00	110.80	106.50	107.30	113.50	111.00	108.20	103.30	107.60	107.80	108.80	最低	112.80	112.00	113.70	121.30